

3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

(1) 大学院大学等による科学技術の振興と学術研究・交流拠点の形成

(施策について)

民間主導の自立型経済の構築を目指す本県において、科学技術を振興し新産業の創出や既存産業の高度化を推進することは極めて重要である。

このような状況の中、世界の科学技術の発展に寄与すると共に、沖縄をアジア・太平洋地域の先端的頭脳集積地域として発展させ、その経済的自立を図ることを目的として設置される大学院大学については、平成24年度の開学に向けた取り組みが進められているところである。

アジア・太平洋地域の交流拠点の形成に向けて、国際性に富んだ創造性豊かな人材を育成するための留学生派遣、沖縄平和賞の実施等など平和の大切さを沖縄から世界へ向けて発信している他、海外県人会等と連携して、将来の国際交流・協力を担う次世代の育成を推進している。

【現状】

大学院大学については、平成13年度に国が設置を発表し、平成17年には大学院大学の設立準備や先行的研究を行う独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が設立された。

現在、22の研究ユニット、約170名の研究者により、うるま市及び恩納村において開学に向けた先行的研究事業が行われている。

国においては平成19年度から恩納村の新キャンパス本体の工事に着手し、平成21年度中にはその一部が供用開始され、国内外の大学院生を対象とした教育プログラムが実施されるなど、実質的な教育活動が開始される予定となっている。

大学院大学の開学にあたっては、世界中から優秀な研究者を確保する必要があるが、研究者のみならずその家族が安心して快適に暮らせる環境を整える事も重要となる。

このため県では、平成19年度に沖縄科学技術大学院大学周辺整備基本計画を策定し、住宅、教育、道路等の大学院大学周辺の環境整備に取り組んでいるところである。

特に教育機関であるインターナショナルスクールの設置については、世界中から研究者を受け入れるための環境整備及び県民子弟等への国際的教育環境の提供等を目的として、平成23年4月の開学に向けた取り組みが進められている。

また、新たな産業の創出等、県の自立的発展のための大学院大学を核とした他大学、公的研究機関、民間企業、研究所等の集積（知的クラスターの形成）に向けて、県内大学や科学技術振興センター等により、「沖縄ゲノム研究推進協議会」を立ち上げている。

本県の主な科学技術関係の公設研究機関について、自然科学系の学科を有する教育機関は平成16年に開学した国立沖縄工業高等専門学校及び琉球大学の2機関である。

国関係の研究機関及び独立行政法人は14機関あり、沖縄の亜熱帯特性に着目した農林水産技術に関する研究や海洋・大気等に関する観測と研究等を行っている。

県立試験研究機関については、平成17年に農業研究センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等の試験研究機関を企画部に一元管理すると共に、優れた試験研究を効率的・効果的に推進することなどを目的に試験研究評価システムを導入し、研究成果の活用について関係各課・各機関の連携のもと、研究成果が速やかに普及・事業化につながるよう努めている。

民間研究機関の立地については、平成20年3月現在15機関となっているが、未だ少な

い状況にある。[図表3-3-1-1]

図表3-3-1-1 県内の科学技術系研究機関一覧表 (平成20年3月末現在)

教育機関		
1	国立大学法人 琉球大学	西原町
2	国立沖縄工業高等専門学校	名護市
国及び独立行政法人		
1	宇宙航空研究開発機構 沖縄宇宙通信所	恩納村
2	独立行政法人 情報通信研究機構 沖縄亜熱帯計測技術センター	恩納村
3	独立行政法人 種苗管理センター 沖縄農場	東村
4	日本電気計測検定所 沖縄支社	うるま市
5	沖縄国税事務所	那覇市
6	独立行政法人 水産総合研究センター 西海区研究所石垣支所	石垣市
7	環境省自然保護局 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター	石垣市
8	環境省自然保護局 やんばる野生生物保護センター	国頭村
9	環境省自然保護局 西表野生生物保護センター	竹富町
10	自然科学研究機構 国立天文台石垣島観測局	石垣市
11	独立行政法人 森林総合研究所 材木育種センター西表熱帯林育種技術センター	竹富町
12	海洋研究開発機構 国際海洋環境情報センター	名護市
13	国際農林水産業研究センター 熱帯・島嶼研究拠点	石垣市
14	独立行政法人 沖縄科学技術研究基盤整備機構	恩納村
県立試験研究機関		
1	沖縄県海洋深層水研究所	久米島町
2	沖縄県畜産研究センター	今帰仁村
3	沖縄県農業研究センター	糸満市
4	〃 名護支所	名護市
5	〃 宮古島支所	宮古島市
6	〃 石垣支所	石垣市
7	森林資源研究センター	名護市
8	水産海洋研究センター	糸満市
9	〃 石垣支所	石垣市
10	工業技術センター	うるま市
11	家畜衛生試験場	那覇市
12	衛生環境研究所	南城市
非営利法人		
1	沖縄科学技術振興センター	那覇市
2	(社)北部農林高等学校後援会附属生物資源利用研究所	名護市
3	(財)海洋博覧会記念公園管理財団	本部町
4	(財)健康科学財団	恩納村
5	(財)国際マングローブ生態系協会	西原町
6	(財)沖縄県環境科学センター	浦添市
7	(財)熱帯海洋生態研究振興財団 阿嘉島臨海研究所	座間味村
8	NPO法人日本ウミガメ付属 黒島研究所	竹富町
営利法人(産学官連携関連企業など)		
1	バイオ21株式会社	うるま市
2	(株)マグナデザインネット	那覇市
3	(株)トロピカルテクノセンター	うるま市
4	(有)沖縄薬草予防医学研究所	浦添市
5	(株)先端医学生物科学研究所	南城市
6	(株)沖縄環境科学研究所	宜野湾市
7	(有)熱帯資源植物研究所	うるま市
8	琉球バイオリソース開発株式会社	うるま市
9	(株)沖縄蘭研	うるま市
10	(有)オービーバイオファクトリー	浦添市
11	アールバイオ株式会社	本部町
12	メビオール株式会社	八重瀬町
13	植物ゲノムセンター沖縄研究所	石垣市
14	ハイベップ研究所沖縄ラボラトリー	うるま市
15	(株)シー・アイ・バイオ	うるま市

資料：企画部科学技術振興課

資料：沖縄県企画部

亜熱帯地域である本県には、植物、海洋生物、微生物等多様な種において特異的な機能を有する資源が存在している。

このような地域特性を生かし、新産業の創出、環境と共生、交流と先導という観点から科学技術の振興を図るために、生命科学分野、環境分野、情報通信分野、フロンティア分野を重点的研究分野として、研究開発に取り組んでいるところである。

特に生命科学分野においては次世代シーケンサー（遺伝子情報解析機）を導入し、地域研究開発基盤を高度化することにより、研究基盤を構築し、県内の亜熱帯生物資源の創薬研究等への活用等、バイオ産業振興に向けて取り組んでいる。

さらに、県民への先端医療の提供及び県内医療機関の医療の質の高度化等、健康医療関連産業の振興に向けて、県内医療機関の連携体制の構築や臨床研究に係る専門人材の育成等、臨床研究の基盤構築に取り組んでいる。

また、環境分野においては、自然環境の保全と開発とのバランスを図る事のできる環境管理システムの構築を目的に、森林・流域・沿岸を一体とした生態系ととらえた統合的沿岸・流域・森林管理に関する研究を実施するなど、持続可能な発展を目指して取り組んでいるところである

大学等における研究成果について、産業界に移転することを目的に設立（平成18年）された（株）沖縄TLOでは、県内企業への技術移転のほか、産学官連携のマッチング、新産業の創出支援及びコンサルティング事業等を行っており、産学官のパイプ役として機能しつつある。

また、企業と大学等の共同研究については、沖縄イノベーション創出事業等による支援（研究開発費の補助等）を行っており、これまで多数のプロジェクトが事業化を達成している。

なお、これらの事業は大学発ベンチャーの育成にも寄与しており、これらの新規事業の今後の成長と、他のプロジェクトにおける事業化の促進が期待される。

研究成果の発信について、亜熱帯特性や島しょ特性に関するテーマを研究する機関として平成8年度に設立された（財）亜熱帯総合研究所等が国際的な学会等への参加を通じて、その研究成果の発信を行うと共に国内外の研究者・研究機関とのネットワークを形成してきた。

なお、（財）亜熱帯総合研究所においては、平成20年度に沖縄科学技術振興センターに名称を変更し、従来の研究機関としての役割に加え、沖縄科学技術大学院大学、県内大学、公設試験研究機関、民間企業等との産学官連携強化など、科学技術振興に寄与する総合的なコーディネート機関としての役割も担うことになっている。

人材の育成について、県では研究者相互の交流の活性化及び研究機関相互の連携の強化のため、ハワイ、台湾との人的交流及び技術研究交流を行っている。

また、研究成果の産業化・製品化を視野に入れた研究開発を行う研究者及び産学官コーディネーターを育成するため、国内外の大学及び研究機関等に、これまで8名の研修生を派遣している。

子どもが科学技術と親しむ機会の提供については、12市町村、45小学校、230学級の5・6年生を対象に理科支援員を配置し、理科の授業における観察・実験の充実を図っている。また、専門的な知識をもった外部人材を特別講師として活用し、発展的な授業を展開している。高等学校においては、現在、「沖縄県科学教育連絡会」を立ち上げ、理系の学科・コースの生徒を対象とした科学技術に親しむ機会の拡大について検討している。

また、平成21年度からは、沖縄県内に所在する科学に関する展示施設や研究施設

を活用して、児童・生徒を対象とした体験学習プログラムを作成し体験させることにより、将来の沖縄の科学技術及び産業振興を支える人材育成を目的とした子供科学力養成塾事業を実施している。

【課題及び対策】

大学院大学を核とした、公的研究機関、民間企業等が集積する知的クラスターの形成のためには、研究者の確保が大きな課題となる。

このため、研究者等が快適に生活できる居住環境や利便性の向上を図ると共に、県内の研究者、企業等との連携や交流を容易にする仕組みづくりに取り組む必要がある。

また、県、うるま市、民間事業者の基本合意に基づき建設に向けた取り組みが進められているインターナショナルスクールについては、その早期設置に向けて継続して取り組んでいく必要がある。

亜熱帯特性等を活用した研究開発については、科学技術の高度化にあわせて大学等や公的研究機関等の研究基盤を充実・強化するとともに、産業の高度化のための研究開発を推進するため、県立試験研究機関においては、県内企業や県民の科学技術に対するニーズを踏まえて研究テーマを設定し、分野を超えた連携研究などにより得られた成果を、企業や生産者に還元していく仕組みを構築する必要がある。

また、大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果を産業利用するためには、産業界が持つ事業化ノウハウと融合させることが必須であり、産学官連携による研究開発支援を一層充実させる必要がある。

研究の交流については、大学院大学の開学に伴い、一層の進展が予想されることから、国際的研究交流の場の設置やその仕組みづくりに取り組む必要がある。

科学技術を担う人材育成については、幅広い知識を基盤とした専門性を有する人材の育成、産学官連携を仲介する専門家（コーディネーター）の育成に努める必要がある。

児童生徒が科学技術と親しむ機会の提供については、魅力ある学習内容の構築を図るとともに、指導者の資質向上及び確保に努める必要がある。

(2) 国際交流・協力の推進

(施策について)

【現状】

本県の振興を担う国際性に富んだ創造性豊かな人材を育成するため、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団は、留学生派遣事業を実施している。帰国後は、高校生のほとんどが大学へ進学し、卒業後は公務員、医師、報道関係者、教員等として活躍している。大学生・社会人は、知識と経験を生かして研究又は職務に貢献している。

地域における国際化に対応する人材の育成としては、(財)自治体国際化協会が行うJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)を活用し、主に英語が母国語の大卒者による小中高校の英語教育と、その他母語等による国際理解協力などに取り組んでいる。

国際交流・協力に関する取り組みとしては、昭和44年から平成20年度までの間、海外からの留学生542名(14カ国1地域)を受け入れている。

また、私費外国人留学生に奨学金を給付するとともに、技術習得及び友好親善に資することを目的とする、県出身移住先及び姉妹提携先国からの技術研修員受入事業を実施し、本県における国際交流・協力の推進に取り組んでいる。[図表3-3-2-1, 2]

図表3-3-2-1 国別留学生、研修員受入実績(平成21年3月末現在) (単位:人)

国(地域)名	留学生数(開始年)	研修員数(開始年)	合計(累計)
ボリビア	49 (S44～)	39 (S57～)	88
ブラジル	81 (S45～)	41 (S57～)	122
アルゼンチン	47 (S46～)	25 (S57～)	72
ペルー	51 (S49～)	25 (S57～)	76
アメリカ	71 (S55～)		71
カナダ	29 (S58～)		29
メキシコ	16 (H1～)		16
台湾	50 (S57～)		50
フィリピン	18 (S57～)	26 (S57～)	44
タイ	22 (S58～)		22
シンガポール	19 (S59～)		19
マレーシア	19 (S60～)		19
インドネシア	19 (S60～)		19
韓国	28 (S63～)	2 (H11～)	30
中国	23 (H7～)	25 (H6～)	48
パプア・ニューギニア		8 (S55～)	8
ソロモン諸島		28 (S56～)	28
ミクロネシア諸島		2 (H8～)	2
ベトナム		1 (H12～)	1
カンボジア		1 (H13～)	1
タイ		1 (H14～)	1
合計(18カ国)	542	224	766

資料: 沖縄県観光商工部

図表3-3-2-2 県内姉妹都市提携の状況(平成21年3月末現在)

県・市町村	提携都市	所在国	提携年月日
那覇市	ホノルル市	アメリカ	昭 36. 1. 10
平良市(現宮古島市)	マウイ郡	アメリカ	40. 6. 24
那覇市	サンピセンテ市	ブラジル	53. 10. 23
那覇市	福州市	中国	56. 5. 20
与那国町	花蓮市	台湾	57. 10. 8
沖縄県	ハワイ州	アメリカ	60. 6. 14
沖縄県	南マットグロッソ州	ブラジル	61. 4. 22
名護市	ハワイ郡	アメリカ	61. 6. 13
浦添市	泉州市	中国	63. 9. 23
沖縄県	サンタクルス州	ボリビア	平 4. 11. 18
石垣市	蘇澳鎮	台湾	7. 9. 26
宜野湾市	廈門市	中国	7. 11. 20
沖縄県	福建省	中国	9. 9. 4
名護市	ロンドリーナ市	ブラジル	10. 8. 11
石垣市	カウアイ市	アメリカ	11. 10. 6
宜野座村	ペシャ市	イタリア	13. 9. 7
沖縄市	レイクウッド市	アメリカ	14. 1. 16
南風原町	レスブリッジ市	カナダ	15. 6. 30
宮古島市	基隆市	台湾	19. 6. 28

資料：沖縄県観光商工部

また、本県の将来を担う人材の育成及び国際交流拠点としての発展のための取り組みとして、県は国と連携し、国内とアセアン諸国等の若者が本県に集い、共同生活の中で世界的規模の課題について学習・討議するアジア青年の家事業を実施した。

国際交流基金については、各種シンポジウムの開催や国際交流団体等による海外での公演活動などへ助成を実施している。

沖縄県平和祈念資料館については、平成12年に開館し、県内外に認知度が高まったことを背景に、平成20年度では入館者数が年間43万人を超え、平成21年11月には、入館者総数400万人を達成するなど、平和の礎とともに平和学習の拠点として活用されている。また、収蔵資料の貸し出しや年間120回の平和講座など、「命の尊さ」や「平和の大切さ」の情報発信に努めたほか、貴重な展示品や19,000点の収蔵資料の保存・活用のため、デジタル情報化に取り組んでいる。

加えて、沖縄と地理的・歴史的に関わりの深いアジア太平洋地域の平和の構築・維持に貢献した個人・団体を顕彰する「沖縄平和賞」を実施し、これまでに「中村哲を支援するペシャワール会」「特定非営利活動法人アムダ」「沖縄・ラオス国口唇口蓋裂患者支援センター」「難民を助ける会」の4団体を顕彰するなど、沖縄から世界に平和の大切さを発信している。

国連機関を含む国際機関等の誘致については、その可能性を探るため、平成13年度から17年度にかけて調査を実施するなどの取り組みを行ってきたが、国は現状で国連誘致を考えておらず、むしろ減らす方向にあること等もあり、難航している。

世界各地とのネットワーク形成については、(財)沖縄県産業振興公社及び沖縄観光コンベンションビューローの海外事務所や民間経済団体等と連携し、国際観光、貿易及び企業誘致の促進などの経済交流が行われている。

また、福建省とは、友好県省記念事業の開催や留学生事業の相互実施など、友好交流の推進に取り組んでいる。

さらに、ワールドウチナンチュ・ビジネス・アソシエーション(WUB)と連携し、世界のウチナンチュ大会におけるワールドビジネスフェアの他、WUB世界大会における投資環境セミナー等が開催されてきた。

本県は我が国有数の移民県であり、36万人を超える海外在住の県系人は、国際交流・協力の懸け橋として大きな役割を果たしている。

このため、海外の県人会子弟と県内の中・高校生が沖縄の歴史、文化等の体験学習を行う1週間のジュニアスタディーツアー事業や、海外県人会子弟や県内の若い世代(13~25歳)が海外ホームステイを通して双方向の交流を行うホストファミリーバンク推進事業を実施し、次世代の国際交流・協力を担う人材の育成を推進している。

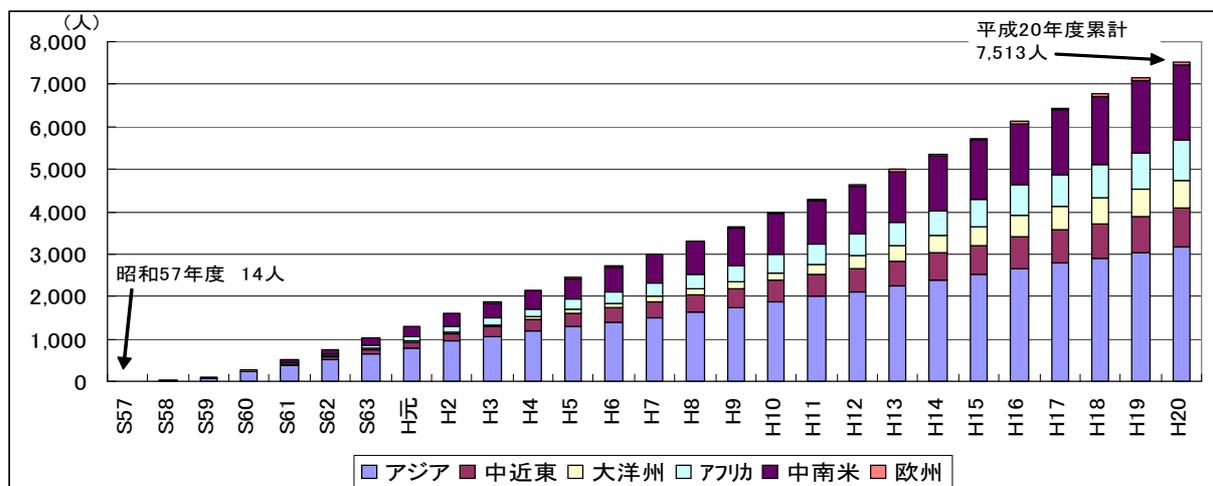
また、世界との交流の懸け橋となる人物を「新ウチナー民間大使」として認証し、在住国・地域等において沖縄を紹介しイメージアップを図るなどの活動に対し、支援を行っている。

さらに、平成18年10月に「第4回世界のウチナンチュ大会」が開催され、世界21カ国3地域より5,000人弱の県系人が来沖し、世界に在住するウチナンチュ等の人々との絆を深化・拡充するとともに、ビジネス、音楽、空手・古武道、琉球古典芸能、スポーツで様々な交流を行い、世界とのネットワーク作りを推進している。

JICA沖縄国際センターにおいては、開発途上国の行政官や技術者を受け入れ、多岐に亘る分野で専門的知識、技術の移転を行うことにより人材育成支援等を行うほか、JICAボランティアの募集や派遣に関する事業を行っている。

また、同センターは独自事業として周辺地域との交流を行っており、これらの活動は、本県における国際交流の推進に活用されている。[図表3-3-2-3]

図表3-3-2-3 JICA沖縄国際センター研修員受入実績(派遣元157カ国)(単位:人)



資料: JICA沖縄国際センター

本県との間に長い交流の歴史を持つハワイ州との交流については、平成12年の九州・沖縄サミットを機に日米両政府の合意のもと、人材育成を目的として創設された小渕沖縄教育研究プログラムにより、事業開始以来、平成21年11月までに49名の大学院留学生及び学者・研究者等派遣を行っているところである。

医療分野における国際協力としては、島嶼国であるフィジーやミクロネシアなどから、同国の医師・看護師を受け入れ、実習や講義研修などに取り組んでいる。

また、中部病院とハワイ大学との間で遠隔医療システム構築に向けた取り組みを行っているところである。

【課題及び対策】

本県の振興を図る上で、国際性に富んだ創造性豊かな人材を育成・確保することは極めて重要なことである。このため、留学生派遣事業の安定的な継続に向け関係機関との連携強化を図る必要がある。

(財)沖縄県国際交流・人材育成財団は、国際交流団体の育成や通訳ボランティアの育成などの事業に加え、外国人からの相談窓口の設置や医療通訳ボランティア制度構築などの在住外国人施策や、他の交流推進機関との連携を図ることが望まれる。

(独)国際交流基金は、引き続きフォーラムの開催支援やフェローシップ等を実施するほか、本県の国際文化交流事業を一層推進するための措置を講ずることが望まれる。

県人会の世代交代が進む中、引き続き友好親善の推進に寄与する人材を育成し、ネットワークの維持・拡充を図らなければならないことから、一定期間毎に世界のウチナーンチュ大会を開催し、あらゆる分野の持続的な交流促進及び次世代ネットワークの形成を強化する必要がある。

また、これまでの国際交流は、県系人が多い国や地域との施策が中心であり、アジア地域においては、中国福建省の友好都市や台湾との交流が主であった。今後については、県系人関連のネットワークをより一層強固なものとしながら、他のアジア・太平洋地域諸国との国際交流・協力を強化する必要がある。

沖縄県平和祈念資料館については、平和資料館や各種戦跡など県内における他の平和学習拠点とのネットワーク化を図り、効果的な平和発信地域の形成に取り組む必要があるほか、児童・生徒、シニア層など、どの利用者でも活用しやすい環境づくりに努める必要がある。

また、平和に関する国際会議等の開催など、世界に対する沖縄の認知度を高め、沖縄の発信力を強化する必要がある。

国際機関等の誘致には、国が誘致方針を持っていないことへの対応や、財政支援の負担のあり方についての国との調整、交通アクセス・人材育成等誘致に向けた環境整備が必要である。

(制度について)

【主要な関連制度】

- ①沖縄振興特別措置法第86条：国際協力及び国際交流の推進(国・県の努力)

- ②沖繩振興特別措置法第87条：
国際協力及び国際交流の推進（(独)国際協力機構の努力）
- ③沖繩振興特別措置法第88条：
国際協力及び国際交流の推進（(独)国際交流基金の努力）

【課題及び今後の方向性】

- ①～③ 制度が活用され、人材育成事業や研修員受入、国際フォーラムの本県開催などが行われているが、一層の国際交流・協力の推進のため、より具体的な支援制度への拡充を検討する必要がある。

(3) 国際交流・協力拠点の形成を目指した基盤整備

(施策について)

【現状】

那覇空港については、将来の需要に適切に対応するとともに、本県の持続的振興発展に寄与しうるよう、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性が発揮できるよう整備を図る必要がある。

このため国と県では、パブリックインボルブメント（P I：住民参画の手法）での県民等の意見を踏まえ、平成21年8月に、二本目の滑走路を整備するための具体的な施設配置等の計画案を策定した。

今後は事業主体である国において、環境アセスメントや調査・設計等を実施する予定となっている。

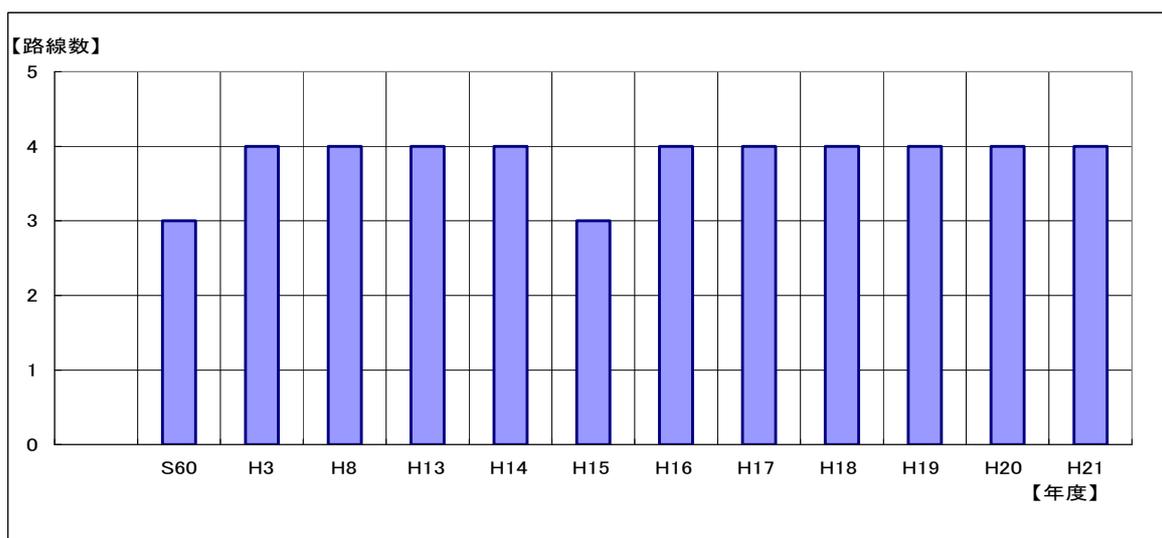
また、同空港は、平成20年10月に国が策定した「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、老朽化した国際線ビルの新設、現行の旅客ターミナルの拡張整備が進められる予定となっている。

旧国内ターミナル地区の利用については、平成19年7月に県と民間事業者が、那覇空港の物流拠点推進に向け基本合意したことに伴い、同地区への新貨物ターミナルビルの建設が進められ、平成21年10月から供用開始されている。

更に、ターミナルの供用開始に伴い、民間事業者による国際貨物輸送事業が新たに開始される等、上海、ソウル等のアジア域内の各主要都市に近いという本県の地理的特性を生かした取り組みが展開されている。

国際線路線数については平成13年度以降、若干の路線変更及び路線数の変動はあるものの、路線数はほぼ横ばいの4路線で就航しており、平成21年11月現在、台北、ソウル、上海、香港の4路線で就航している。[図表3-3-3-1]

図表3-3-3-1 国際航空路線数推移（平成21年4月現在）



資料：沖縄県企画部

那覇港は、本県の社会経済活動を支える重要港湾であり、アジア・太平洋地域の結節点に位置する地理的特性を活かした我が国の南の海の玄関口として、国際物流・交流拠

点としての役割が期待されている。一方、那覇港は、国際クルーズ船が多数寄港する日本有数のクルーズ寄港地であるが、大型クルーズ船に対応した専用岸壁がなかったため、暫定的に貨物岸壁を利用せざるを得ず貨物船との競合が生じていたことから、国際クルーズ船に対応した新たな旅客船バースの整備に取り組み、平成21年9月に暫定供用を開始している。

また、国際物流拠点の形成を目指し、船舶の大型化等、多様化する物流ニーズに応えるため、コンテナ貨物に対応した港湾施設を備えた県内初の国際コンテナターミナルの整備が進められており、今後、国際物流関連産業の集積を促進することとしている。さらに物流の効率化を図るため、那覇港と那覇空港を結ぶ臨港道路空港線（沈埋トンネル）の整備が進められるとともに、利便性、安全性向上を図るため既存ふ頭の再編、利用転換に係る基本方針を那覇港港湾計画において定めている。

コンベンション施設の整備については、平成14年度に万国津梁館を増築し、複数の分科会等も実施できるように機能の拡充が図られている。

空港や港湾へのアクセスのための幹線道路として那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路等の整備が進められている。那覇空港自動車道は、那覇空港と沖縄自動車道を連結し、高速交通サービスを提供する総延長約20 kmの自動車専用道路であり、事業区間を南風原道路・豊見城東道路・小禄道路の3区間に分割し、現在、豊見城東道路の整備が進められている。また、沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る約50 kmの地域高規格道路であり、中南部地域の渋滞緩和、観光振興及び経済活性化に資する道路である。現在、読谷道路、嘉手納バイパス、浦添北道路、那覇西道路、豊見城道路及び糸満道路の6区間の整備が進められている。

【課題及び対策】

那覇空港については、昭和61年に完成した国際線旅客ターミナルビルは手狭で老朽化が進んでおり、更に国内線ターミナルビルとの距離が離れていることから利用が不便となっている等の課題を抱えている。

同空港の滑走路増設については、現滑走路一本では将来的な需要に対応できない可能性があるため、国と連携して早期建設に向けて取り組む必要がある。

また、本県がアジア・太平洋地域における国際貨物基地としての役割を担い、同地域との人的交流を促進するためには、那覇空港が近隣アジア地域の空港と比べ遜色のない魅力を持つとともに、観光地としての国際競争力を高め必要がある。

そのため、国内線貨物便に係る航空機燃料税及び国際線に係る着陸料等の更なる軽減措置を継続的に確保していく必要がある。

また、国際物流拠点の形成による国際物流関連産業の振興に向けて、新制度創設等の支援策が必要である。

那覇港については、旅客船バースの暫定供用を開始したところであるが、今後、国際交流拠点の形成を目指すため、出入国手続きを円滑に行う税関、検疫等、利用者の多様なニーズに対応できる旅客ターミナルの整備が必要である。

本県における国際会議等は、沖縄コンベンションセンターが主会場となっているが、経年劣化に伴う補修・整備や収容人員に対する駐車場の狭隘性の解消など、大規模会議場としての機能を十分に果たすためには、更なる機能の充実・改善を図る必要がある。

陸上交通については、広域交通拠点（那覇空港・那覇港）と各圏域拠点都市を結ぶ那

那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路が未だ整備途上である。那覇空港自動車道については、未整備区間である小禄道路区間の早期事業化、沖縄西海岸道路については、選択と集中投資による事業区間の早期完成と未整備区間の早期事業化が課題である。全線の連結により、観光地までのアクセス性・周遊性の向上が図られるため、引き続き全線の早期完成に向けて、当該道路整備を促進することが必要である。

(制度について)

【主要な関連制度】

沖縄振興特別措置法第108条（沖縄の港湾に係る特例）

【課題及び今後の方向性】

那覇港旅客ターミナルの整備については、国による直轄事業や国庫補助事業が適用されるように、制度の拡充の検討が必要である。

4 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成

(1) 循環型社会の構築

(施策について)

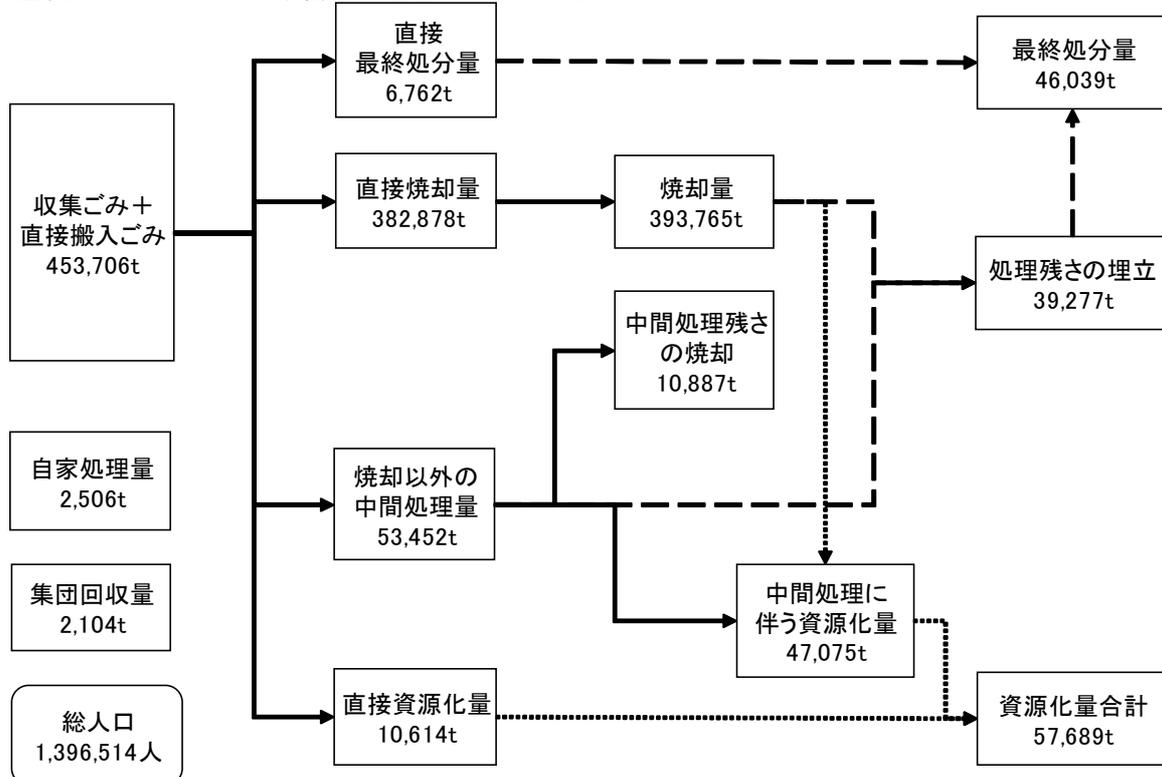
【現状】

沖縄県は亜熱帯海洋性気候のもと豊かな自然環境を有しており、他の地域では見られない貴重な生物多様性に富んだ環境を有している一方、島嶼性のため環境容量が小さく、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特徴を有している。このため、本県特有な自然環境を保全するとともに、環境が有限であることを認識し、持続的発展が可能な循環型社会を創り上げていく努力が必要である。

循環型社会を構築する上で最も重要なことは、廃棄物の発生を最小限に抑え（リデュース）、発生した廃棄物を資源として最大限に再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）するといった3Rを総合的に推進し、最終的に発生した廃棄物については、適正な処理を行い、環境への負荷をできる限り小さくすることである。

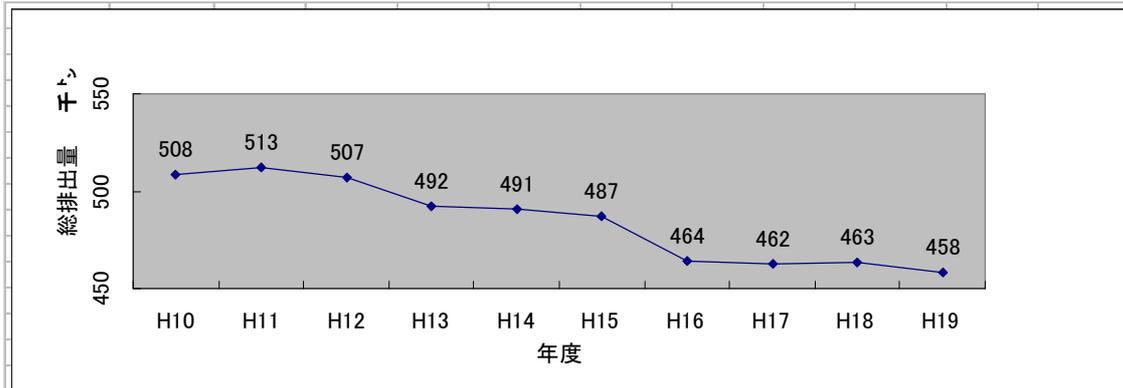
一般廃棄物については、排出を抑制するため、マイバッグ運動の推進とあわせて、レジ袋の有料化に取り組むとともに、ごみ減量化キャンペーン等の実施により県民意識の高揚に努めたほか、市町村においては、ごみ収集の有料化等に取り組んできた。加えて、空き缶や吸い殻等の散乱防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」を制定し、環境美化に取り組んでいる。その結果、ごみの総排出量は、平成11年度の51万2505トンピークに年々減少しており、平成19年度では45万8488トンとなり、約5万4千トン削減した。県民一人一日当たりのごみ排出量としては全国平均1,089g/人/日に対し、897g/人/日となった。

図表3-4-1-1 平成19年度ごみ処理フローシート



資料：沖縄県文化環境部

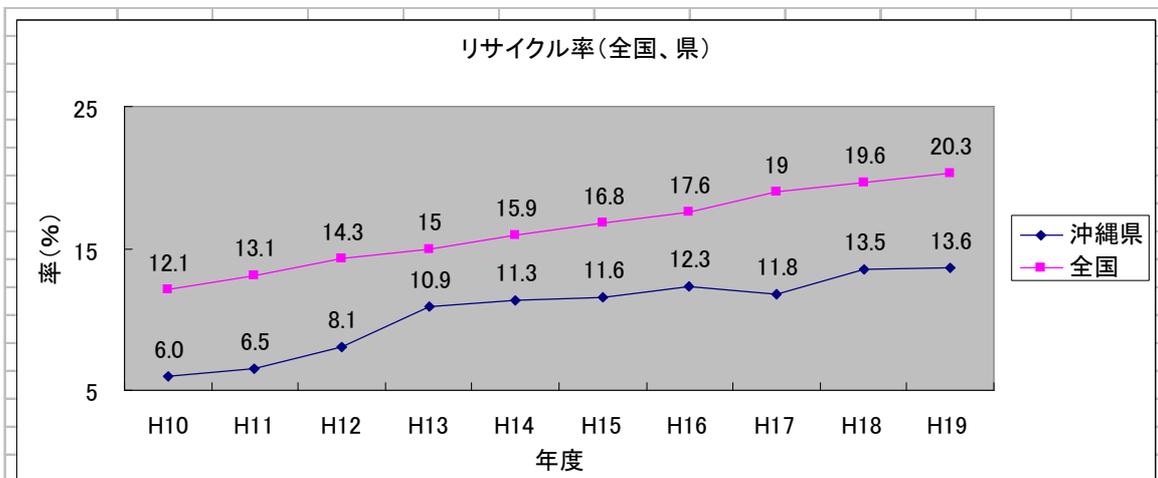
図表3-4-1-2 ごみの総排出量の推移



資料：沖縄県文化環境部

一方、リサイクルについては、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」等の施行により市町村の分別収集や処理困難物の処理が進展したことに加え、焼却灰の溶融スラグ化による建設資材への再生利用、さらには県産リサイクル資材等の積極的な利用促進により、排出量に占める再生利用の割合を示すリサイクル率は年々向上している。しかしながら、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性などの要因により、全国と比較すると依然として低い状況にあり、平成19年度を見ても全国の20.3%に対し本県は13.6%と、全国比で6.7ポイント下回っている。

図表3-4-1-3 リサイクル率の推移（全国と沖縄）



資料：沖縄県文化環境部

一般廃棄物処理施設については、平成20年3月末現在、焼却施設が39市町村で31施設、最終処分場が23市町村で17施設が整備されている。最終処分場を整備していない18市町村のうち6市町村では、焼却灰の溶融スラグ化を行っており、残りの市町村は、他市町村や民間業者に最終処分を委託するなど、地域の事情に対応した処理を行っている。最終処分量については、平成6年度の20万3994トンピークに年々減少しており、平成19年度には4万6039トンとなり約16万トン削減した。また、最終処分率についても、全国の12.5%に対し、本県は10.0%と、全国を2.5ポイント下回るなど、着実に進展しつつある。

図表3-4-1-4 一般廃棄物焼却施設整備状況

NO	実施主体	規模 (t/日)		処理方式		NO	実施主体	規模 (t/日)		処理方式	
		炉の形態		炉の形態				炉の形態			
1	名護市	40		機械化ハッチ		17	渡嘉敷村	4		機械化ハッチ	
		20 t/		8h ×	2 基			4 t/		8h ×	1 炉
2	国頭村	15		機械化ハッチ		18	座間味村	3		機械化ハッチ	
		7.5 t/		8h ×	2 基			3 t/		8h ×	1 炉
3	本部町今帰仁村清掃施設組合	40		機械化ハッチ		19	座間味村	4		ガス化溶融	
		20 t/		8h ×	2 炉			4 t/		8h ×	1 炉
4	中部北環境施設組合	166		直接溶融		20	粟国村	3		機械化ハッチ	
		83 t/		24h ×	2 基			3 t/		8h ×	1 炉
5	金武地区消防清掃組合	20		機械化ハッチ		21	渡名喜村	2		ガス化溶融	
		10 t/		8h ×	2 基			2 t/		8h ×	1 炉
6	比謝川行政事務組合	70		准連続		22	南大東村	3		機械化ハッチ	
		35 t/		16h ×	2 炉			3 t/		8h ×	1 炉
7	倉浜衛生施設組合 (第3工場)	120		准連続		23	北大東村	2		機械化ハッチ	
		60 t/		16h ×	2 炉			2 t/		8h ×	1 炉
8	倉浜衛生施設組合 (第2工場)	100		准連続		24	宮古島市	60		准連続	
		50 t/		16h ×	2 炉			30 t/		16h ×	2 基
9	中城村・北中城村清掃事務組合	40		全連続		25	多良間村	3		機械化ハッチ	
		20 t/		24h ×	2 基			3 t/		8h ×	1 炉
10	那覇市・南風原町環境施設	450		全連続		26	石垣市	80		准連続	
		150 t/		24h ×	3 基			40 t/		16h ×	2 炉
11	浦添市	150		全連続		27	伊平屋村	3		機械化ハッチ+炭溶融	
		75 t/		24h ×	2 基			3 t/		8h ×	1 炉
12	東部清掃施設組合	90		准連続		28	竹富町	0.4		ガス化燃焼	
		45 t/		16h ×	2 炉			0.4 t/		8h ×	1 炉
13	島尻消防清掃組合	40		機械化ハッチ		29	竹富町	0.4		ガス化燃焼	
		20 t/		8h ×	2 炉			0.4 t/		8h ×	1 炉
14	糸満市豊見城市清掃施設組合	200		全連続		30	竹富町	0.4		ガス化燃焼	
		100 t/		24h ×	2 炉			0.4 t/		8h ×	1 炉
15	伊江村	7		機械化ハッチ		31	竹富町	0.5		ガス化燃焼	
		7 t/		8h ×	1 炉			0.5 t/		8h ×	1 炉
16	久米島町	20		機械化ハッチ							
		10 t/		8h ×	2 基						

資料：沖縄県文化環境部

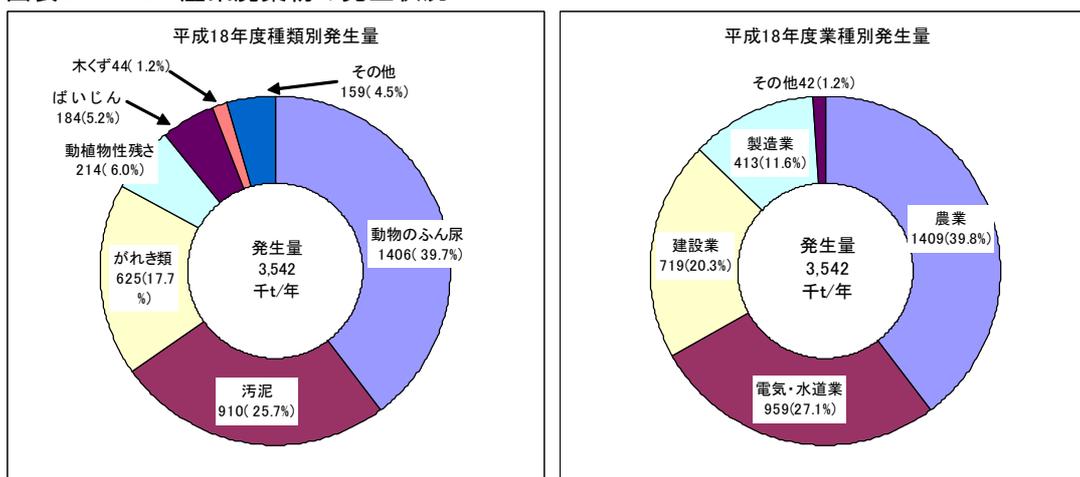
図表3-4-1-5 一般廃棄物最終処分場整備状況

実施主体	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	平成18年度末(推計)	
					残余容量(m ³)	残余年数(年)
1 比謝川行政事務組合	H60.4	H35.3	15,650	155,000	118,528	37.4
2 恩納村	H3.5	H24.3	12,300	100,000	56,000	56.1
3 伊江村	H3.4	H24.3	25,382	72,400	38,990	97.5
4 那覇市・南風原町環境施設組合	H5.4	H19.3	48,000	900,000	0	0.0
5 宮古島市	H6.6	H26.3	10,600	81,000	44,550	13.5
6 名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	30,746	3.4
7 倉浜衛生施設組合	H9.2	H24.3	38,000	400,000	283,408	20.2
8 宮古島市	H9.3	H30.3	7,000	52,000	30,160	14.5
9 石垣市	H11.2	H27.3	15,200	140,000	71,165	10.4
10 粟国村	H11.3	H28.3	6,000	15,000	10,000	20.0
11 渡嘉敷村	H14.2	H35.3	3,000	15,000	14,521	81.6
12 多良間村	H14.7	H35.3	3,000	10,000	9,926	55.1
13 久米島町	H16.3	H36.3	5,000	25,000	22,264	8.1
14 国頭地区行政事務組合	H18.4	H38.3	7,200	45,000	44,664	27.8
15 竹富町	H18.4	H33.3	4,300	22,000	20,553	14.0
16 伊是名村	H18.11	H34.3	2,500	11,000	11,000	-
17 与那国町	H19.4	H39.3	3,000	11,000	10,299	6.4
18 那覇市・南風原町環境施設組合	H19.4	H33.3	13,000	93,500	93,500	-
合計			239,132	2,332,900	910,274	6.7

資料：沖縄県文化環境部

産業廃棄物については、平成18年度の発生量は354万2000トンと推計され、種類別で見ると、動物のふん尿（39.7%）が最も多く、次いで、汚泥（25.7%）、がれき類（17.7%）、動植物残さ（6.0%）等となっている。また、業種別では、農業（39.8%）が最も多く、次いで電気・水道業（27.1%）、建設業（20.3%）、製造業（11.6%）の順となっている。動物のふん尿を除く産業廃棄物発生量213万7000トンのうち、有償物量を除く産業廃棄物の排出量は193万7000トンである。そのうち、再生利用量は90万8000トン、最終処分量は16万4000トンとなり、再生利用率と最終処分量はそれぞれ、46.9%、8.4%となる。

図表3-4-1-6 産業廃棄物の発生状況



資料：沖縄県文化環境部

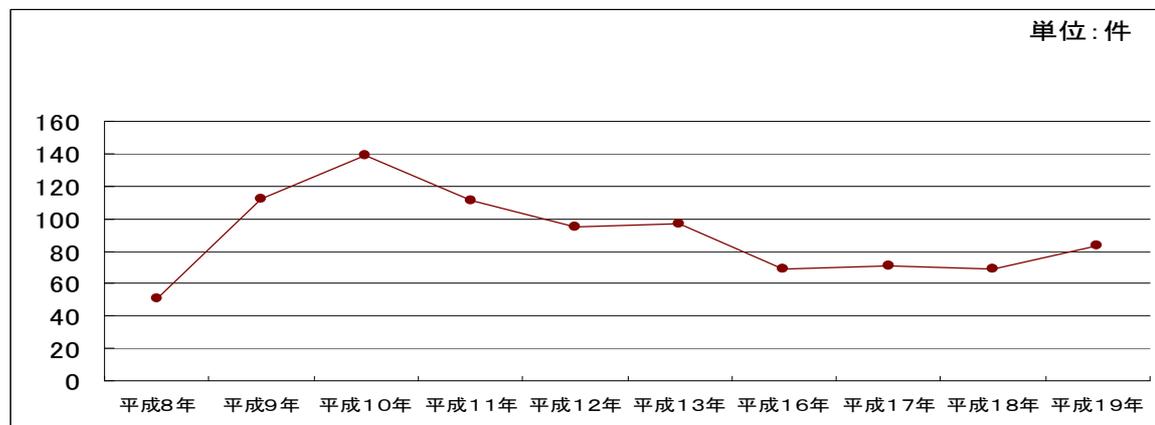
廃棄物の不法投棄については、平成10年度をピークに平成18年度までは減少していたものの平成19年度にやや増加に転じており、悪質な不法投棄による処理業者の検挙事例も発生している。平成19年度では不法投棄箇所は83箇所、投棄量は5449トンであり、種類別では、一般廃棄物3261トン（59.8%）、がれき類807トン（14.8%）、廃タイヤ550トン（10.1%）、建設系混合廃棄物250トン（4.6%）、建設系廃プラスチック類108トン（2.0%）、建設系以外の木くず107トン（2.0%）、金属くず88トン（1.6%）となっている。こうした不法投棄を防止するため、保健所の環境衛生指導員による監視指導体制に加え、警察退職者を廃棄物監視指導員として配置するとともに、本庁環境整備課に警察本部より警部1名を配置し、悪質な不法投棄者の告発、関係機関の連携などの対策強化を図っている。また、警察本部生活安全部と文化環境部が合同で「美ら島環境クリーン作戦本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄等の事案に対して、確実な現状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査に取り組んでいる。

産業廃棄物処理業者については、平成19年度末現在、総数で1012業者となっており、業の区別で見ると、収集運搬業841業者、処分業171業者（うち中間処理業のみ149業者、中間処理・最終処分業11業者、最終処分業のみ2業者）となっている。

産業廃棄物処理施設については、平成19年度末現在、許可件数は166施設となっており、その内訳は、脱水、焼却、破砕などを行う中間処理施設が140施設、最終処分場が26施設となっている。また、最終処分場について設置主体別で見ると、排出事業者が5施設、産業廃棄物処理業者が20施設、地方自治体による設置が1施設となっている。処理施設数は、中間処理施設、安定型最終処分場に若干の増加がみられるが、管理型最終処分場はここ十数年、小規模施設の新規設置が2件のみであり、残余容量がひっ迫した状況と

なっている。

図表3-4-1-7 不法投棄の推移



資料：沖縄県文化環境部

近年、県内各地の海岸において、海外からと思われる流木や漁具、廃ポリ容器等のごみが大量に漂着し、自然環境や漁業に重大な影響を及ぼしており、海岸景観の悪化は、観光資源としての価値の低下も招いている。これらの漂着ゴミは、海岸管理者やボランティアにより回収が行われ、地元自治体が処理を行っているが、恒常的に漂着してくることから、地域にとって大きな負担となっている。

ゼロエミッションアイランド沖縄構想は、沖縄の特性・優位性に着目して、環境保全と産業振興が両立する取組みを体系化したものであり、「自然環境に配慮した県土の保全・整備」「自然環境を活かした観光産業の高度な展開」「自然エネルギー等の導入の促進」「環境ビジネスの企業化の促進と資源の地域内循環の推進」「社会システムの整備と環境保全技術の開発・活用」の5つの施策の基本方向を掲げるなど、環境共生型社会のモデル地域の形成を目指すための指針として位置づけている。これまで、「島嶼地域におけるエネルギー自給システム構築調査」、「漂着プラスチック類のケミカルリサイクル促進調査」、「産業廃棄物の固化成形による有効利用促進」など、環境共生型社会のモデル地域に資する調査研究等を実施するとともに、こうした研究成果を具体的施策に反映させる方策を検討しているところである。

【課題及び対策】

一般廃棄物については、「県民一人あたりの排出量」や「最終処分率」は全国平均と比較して良好であるものの、「リサイクル率」は全国平均を大きく下回っている状況である。リサイクル率が低い要因として、離島からの資源循環コストが高いという構造的な不利性があることに加え、県内で資源循環を完結させる産業が形成されていないこと、さらには処理責任者である市町村の分別収集が全国に比べ進展していないことが課題としてある。このため、処理施設の集約化や運搬ルート合理化、さらには「産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の特例」等の各種特例の積極的な活用により、効率的なごみ処理体制の構築を図るとともに、リサイクル率向上に向けて、市町村の分別収集を強化する必要がある。加えて、地域で循環できるものは地域内で、地域内で困難なものはより広域で循環させるという、品目に応じた適切な循環の環を構築する必要がある。

産業廃棄物については、排出量及び排出量に対する最終処分率は廃棄物処理計画を概ね達成しているが、排出量に対する再生利用率については未達成な状況にあり、再生利用率をさらに高める取組が必要である。

産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量については、平成21年3月現在約8万立方メートルであり、今後もここ数年の年間最終処分量で推移した場合、4～5年で満杯になる可能性があるなど、残余容量が極めてひっ迫している。

また、産業廃棄物の処理については、一部事業者の不適正処理により地域住民の不信感が増大し、施設の設置や運営をめぐる反対運動もあることから、新たな施設整備が困難になっている。

このようなことから、県土の生活環境の保全と健全な経済社会活動を支え、産業廃棄物の適正処理を確保するために、公共が関与した安全で安心できる最終処分場の整備について取組みを強化する必要がある。

不法投棄や不適正処理の防止については、県警察本部、市町村等との連携の推進、不法投棄監視カメラの効果的活用などにより監視体制の更なる強化を図るとともに、事業者の適正処理及び環境美化に対する意識向上に努める必要がある。

海岸漂着ゴミについては、回収をボランティアに依存していることが多く、とりわけ、離島地域では、人手の確保が困難である。また、その処理についても、島内の廃棄物処理施設では十分に処理ができないなどの課題がある。加えて、中国や韓国、台湾等の海外由来のごみが多いため、発生源対策が行われず、恒常的に漂着しており、問題が深刻化している。平成21年度から23年度においては、国の地域グリーンニューディール基金（GND）を活用して海岸漂着ゴミの回収処理や普及啓発等の対策事業を行うこととしているが、事業終了後においても継続的な財源確保が必要である。

(2) 自然環境の保全・活用

(施策について)

【現状】

本県は亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息する緑豊かな島々から構成され、各島々や各地域の自然条件に応じた生物多様性に富んだ自然環境を有している。

本県の野生生物の状況は、約20種の哺乳類、約41科420種の野鳥、約5,000種の昆虫類、約2,200種の自生植物（帰化植物を加えると約2,600種）が生息・生育し、そのうち、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ等5種の国指定特別天然記念物や、ヤンバルクイナ、ケラマジカ等17種の国指定天然記念物、さらに県・市町村指定を含めると総計43種の天然記念物が生息・生育している。

一方、このような島しょ性の自然環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であることから、人間活動の影響を受けやすいという特徴を有している。

本県では本土復帰後、三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、社会資本が整備され本土との格差是正が図られた一方で、農地開発、ダム開発、大規模な土地造成、埋め立てなどの開発や人間活動の広がりにより、自然環境に負荷を与える状況にあった。

このような背景から、本県の野生生物の現状を把握し、県民への理解を広め野生生物との共存を図るための保護対策に資するため「レッドデータおきなわ」を作成した。

図表3-4-2-1 沖縄の絶滅危惧種

カテゴリー		絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	絶滅のおそれのある地域個体群	情報不足	合計
分類群									
動物		9	0	160	172	322	27	147	837
菌類		—	—	12	9	41	1	37	100
維管束植物	種子植物	5	3	294	156	39	—	80	577
	シダ植物	5	0	55	31	12	—	5	108
蘚苔類		0	0	35	32	0	—	13	80
藻類		0	0	10	14	31	0	26	81
合計		19	3	566	414	445	28	308	1783

※絶滅危惧Ⅰ類にはIAとIBを含んでいる。

資料：沖縄県文化環境部『レッドデータおきなわ』

また、本県の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境の保全に関する指針」を策定し、地域の環境に応じた保全のあり方を示すことで、事業者がそれぞれの立場で自ら自然環境に配慮できるよう、適切に土地利用への誘導や調整を図っている。

自然環境について、その保全と持続可能な利用を図るため、各種法制度に基づき自然保護区等の指定を行っている。

優れた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していく「自然環境保全地域」、優れた自然の風景地を保護し適切な利用を図る「自然公園区域」、野生鳥獣の積極的な保護繁殖を図る「鳥獣保護区」などの指定により、その区域の自然環境の保全に取り組んでいる。

自然環境保全地域については、自然環境保全法に基づく国指定が1カ所（128ha）、沖縄県自然環境保全条例に基づく県指定が11カ所（951ha）であるほか、自然公園区域については、平成17年度に本部半島カルスト地域が沖縄海岸国定公園、平成19年度には石垣島の一部が西表国立公園にそれぞれ編入され、国立公園1カ所（6万6382ha）、国定公園2カ所（4万1518ha）、県立自然公園3カ所（1万9209ha）となった。鳥獣保護区については、国指定鳥獣保護区9カ所（1万4584ha）、県指定鳥獣保護区16カ所（9,602ha）を指定し、ノグチゲラ、イリオモテヤマネコ等の貴重な野生鳥獣の保護繁殖を図っている。

渡り鳥の重要な飛来地やサンゴ礁等について、湿地の保全と賢明な利用を図ることを目的として、漫湖、名蔵アンパル、慶良間諸島海域、久米島の溪流・湿地の4カ所がラムサール条約登録湿地に登録されるなど、国際的にも貴重な自然環境の保全に向けた取り組みが進められている。

図表3-4-2-2 自然環境保全地域

自然環境保全地域(県指定)					
(平成20年3月31日現在)					
地域名	位置	面積(ヘクタール)			指定年月日
		特別地域	普通地域	計	
久部良岳 自然環境保全地域	与那国町	13.21	117.04	130.25	昭和55年 10月6日
宇良部岳 自然環境保全地域		46.98	168.27	215.25	〃
東崎 自然環境保全地域		—	43.57	43.57	〃
比川地先 自然環境保全地域		2.30	—	2.30	〃
田名の久葉山 自然環境保全地域	伊平屋村	13.06	16.00	29.06	〃
後岳 自然環境保全地域		—	109.91	109.91	
腰岳 自然環境保全地域		6.84	56.43	63.27	
賀陽山 自然環境保全地域		—	94.46	94.46	
阿波岳 自然環境保全地域		—	53.16	53.16	
伊是名山 自然環境保全地域	伊是名村	4.15	49.25	53.40	〃
嘉津宇岳・安和岳・ 八重岳自然環境保全地域	名護市	68.07	88.09	156.16	平成元年 3月3日
合計		154.61	796.18	950.79	
自然環境保全地域(国指定)					
地域名	位置	面積(ヘクタール)			指定年月日
		特別地域	普通地域	計	
崎山湾 自然環境保全地域	竹富町	128	-	128	昭和58年 6月28日

資料：沖縄県文化環境部

図表3-4-2-3 自然公園区域

自然公園名	陸地面積						海面積			合計
	特別保護	第1種	第2種	第3種	普通地域	計	海中公園	普通地域	計	
	地区	特別地域	特別地域	特別地域			地区			
西表石垣国立公園	2,342	730	10,412	4,301	2,784	20,569	1,107	44,706	45,813	66,382
沖縄縄文海岸公園	718	353	3,168	3,093	2,954	10,286	489	25,684	26,173	36,459
沖縄縄文戦跡公園	29	84	144	293	2,577	3,127		1,932	1,932	5,059
久米島県立自然公園		578	1,100	1,705	2,742	6,125		5,743	5,743	11,868
伊良部県立自然公園		81	90	391	2,853	3,415		2,324	2,324	5,739
渡名喜県立自然公園		77	6	168	91	342		1,260	1,260	1,602
6公園計	3,089	1,903	14,920	9,951	14,001	43,864	1,596	81,649	83,245	127,109

資料：沖縄県文化環境部

図表3-4-2-4 鳥獣保護区

県指定鳥獣保護区								国指定鳥獣保護区							
種別	名称	所在地	鳥獣保護区		特別保護地区		種別	名称	所在地	鳥獣保護区		特別保護地区			
			面積 ha	期限	面積 ha	期限				面積 ha	期限	面積 ha	期限		
県指定	森林鳥獣生息地	1 仲里	久米島町	245	H27.11.14			渡来地	1 屋我地	名護市今帰仁村	3,224	H28.10.31	1,001	H28.10.31	
		2 大保	大宜味村	240	H36.10.31				2 漫湖	那覇市豊見城市	174	H39.10.31	58	H39.10.31	
		3 名護岳	名護市	371	H27.10.31	207	H27.10.31		小計		3,398	2カ所	1,059	2カ所	
		4 恩納	恩納村	517	H27.11.14			繁殖地	3 仲の神島	竹富町	18	H30.10.31	18	H30.10.31	
		5 山田	恩納村	186	H27.11.14				小計		18	1カ所	18	1カ所	
		6 比謝川	嘉手納町	8	H38.9.25	8	H38.9.25	国指定	4 与那国	与那国町	187	H22.10.31			
		7 具志川	久米島町	290	H27.11.14	9	H27.11.14		5 西表	竹富町	3,841	H23.10.31	2,306	H23.10.31	
		小計		1,857	7カ所	224	3カ所		6 名蔵アンバル	石垣市	1,145	H35.10.31	157	H35.10.31	
	集団渡来地	8 与那覇湾	宮古島市	1,359	H33.3.30				7 大東諸島	南大東村北大東村	4,251	H36.10.31	234	H36.10.31	
		9 伊良部	宮古島市	4,851	H26.10.31				8 やんばる(安田)	国頭村	1,279	H41.10.31	220	H41.10.31	
		小計		6,210	2カ所				9 やんばる(安波)	国頭村	465	H41.10.31			
	繁殖地	10 池間	宮古島市	279	H27.11.14				小計		11,168	6カ所	2,917	4カ所	
	鳥獣生息地	11 狩俣・島尻	宮古島市	200	H27.11.14				国指定合計			14,584	9カ所	3,994	7カ所
		12 末吉	那覇市	19	H38.9.25	19	H38.9.25	沖縄県合計			24,186	25カ所	4,477	15カ所	
		小計		219	2カ所	19	1カ所								
	希少鳥獣生息地	13 屋嘉比島	座間味村	129	H26.10.31	129	H26.10.31								
14 西銘岳		国頭村	84	H27.10.31	30	H27.10.31									
15 佐手		国頭村	158	H27.10.31	58	H27.10.31									
16 与那覇岳		国頭村	666	H27.10.31	23	H27.10.31									
小計			1,037	4カ所	240	4カ所									
県指定合計			9,602	16カ所	483	8カ所									

資料：沖縄県文化環境部

外来種による地域固有の生態系への攪乱が懸念されていることから、平成12年度から沖縄島北部地域において希少動物の保護を図るため、マングースの捕獲を行っており、さらに、平成16年度に外来生物法が施行され、外来種による生態系被害の防止に向けた計画的な防除が求められてことから、平成17年度から平成18年度にかけては、北上防止柵を設置して、マングースの当該地域への侵入を阻止するとともに集中的な捕獲を行っている。また、クジャクなど新たな外来種による在来種への影響が拡大している状況にあることから、関係機関と連携しながら離島におけるクジャクの捕獲や爬虫類などの外来種対策に取り組んでいる。

サンゴ礁については、降雨により農地や開発事業等からの赤土等流出による影響に加え、高水温による白化現象やオニヒトデの大発生等により甚大な影響を受けており、沖縄本島においては復帰前ではサンゴ被度50%以上の良好な地点が多数を占めていたが、現在では良好な地点はほとんどなく大部分の地点で被度10%未満となっている。

こうした状況を踏まえ、観光事業者、NPO、市民、行政等が参加する「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」の活動を積極的に活用し、サンゴ礁の保全に向けた取り組みを進めるとともに、平成21年度からは、地域ごとの環境特性を踏まえたサンゴ礁の保全対策を推進するため、サンゴの分布状況、攪乱要因等を把握する全県域のサンゴ礁現況調査を実施し、サンゴ礁の保全・再生・活用方策の検討を行うことにしている。

また、オニヒトデの駆除については、地元の漁業者及び観光業者等による自主的な駆除活動が行われており、またオニヒトデの大量発生あるいは大量発生の兆候等が見られる場合には、地元関係者と連携を図りながら緊急的駆除に取り組むなどの対策を行っている。

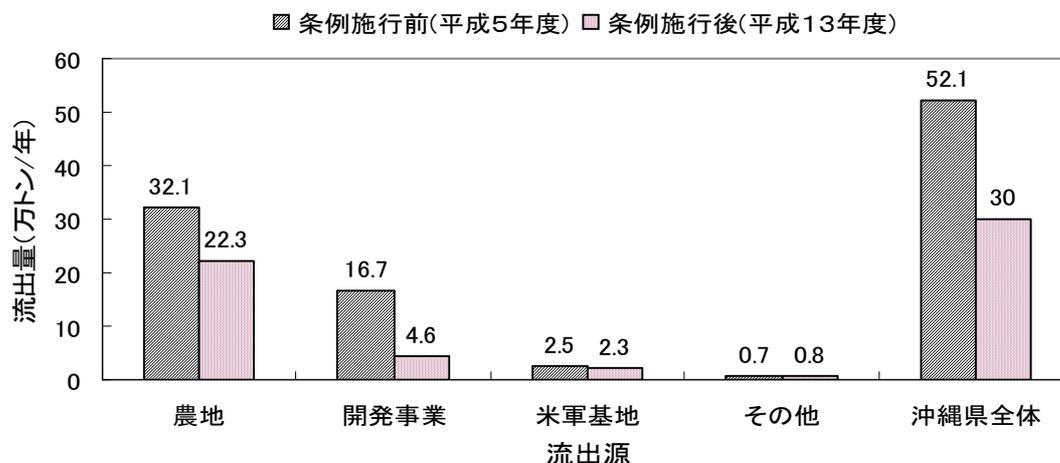
リュウキュウマツの保全については、全県的な松くい虫防除対策に取り組んでおり、伐倒駆除等による防除対策を行うとともに、森林資源研究センター等で天敵昆虫を用いた松くい虫防除対策に関する研究開発を行っているが、被害区域の広域化・奥地化により、十分な対策が困難となっているなど、抜本的な解決には至っていない。

近年、ダイビングやカヌーなどの自然体験型観光が新たな観光形態として注目を集めている反面、地域の自然資源の過剰な観光利用による自然環境への影響も懸念されている。一方、住民の環境意識の高まりにより、地域での自然環境保全に関する取り組みが積極的に行われてきており、西表仲間川流域においては、沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定が締結されるなど、環境保全型自然体験活動等を通じた自然環境保全の取り組みが行われている。さらに、エコツーリズム推進法に関する新たな動きとして、渡嘉敷村、座間味村においては、自然体験型観光による自然資源の過剰な利用を制限するため、慶良間諸島海域でダイビング人数の制限を行う条例の制定に向けた取り組みが進められている。

「琉球諸島」については、独特の地史や極めて多様性で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有するなど世界自然遺産候補地として高い評価が得られているが、絶滅危惧種が生息する重要地域の保護担保措置や外来種対策など、その貴重な自然を守るための方策が不十分であるとの課題があることから、やんばる地域における国立公園化やマングース対策、オニヒトデ対策、保護増殖事業など世界自然遺産登録に向けての取り組みを推進している。

本県の特有な問題である赤土等流出については、海域生態系に大きな影響を及ぼしているほか、漁業や観光産業への被害など産業振興の観点からも問題となっている。このため、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、開発事業等から発生する赤土等の流出を規制するとともに、流域協議会など地域住民等における流出防止対策の取組みが行われている。しかしながら、条例において赤土等の流出防止が努力規定となっている農地からの赤土等の流出が著しく、発生源の約7割を占めている。農地からの赤土等流出を抑制するため、勾配修正を主とする赤土等流出防止対策施設の整備を行っているが、平成23年度までの目標整備量に対して、平成20年度までの達成率は43.0%にとどまっており、進捗が遅れている状況である。

図表3-4-2-5 赤土等流出の要因



資料：沖縄県文化環境部

大気汚染、騒音、悪臭及び水質汚濁等については、監視測定、環境基準の設定、発生源に対する監視・指導等を行うほか、県民の生活環境の保全等に関する施策を推進するため、平成20年12月に「沖縄県公害防止条例」を全面改正し「沖縄県生活環境保全条例」を新たに制定するなど、県民の住みよい環境の保全に取り組んでいる。

大気汚染については、県内10カ所（平成20年度現在）に大気汚染監視測定局を設置し、環境基準が定められている二酸化硫黄等の5物質の常時監視測定を実施している。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質（SPM）については環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては環境基準を達成できなかった。その要因の一つとして中国大陸からの大気の移流であると推定されており、近年ではこのような本県だけでは対応できない事例が生じている。また、大気汚染を抑制するため、低公害車の導入を進めており、県ではグリーン購入調達方針に基づき、公用車への低公害車の導入を図っているところである。

図表3-4-2-6 大気汚染要因の状況

測定物質		S57	H4	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
二酸化硫黄	A	13	12	9	10	10	10	9	7	8
	B	13	12	9	10	10	10	9	7	8
	B/A%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
二酸化窒素	A	12	10	13	14	14	14	14	11	8
	B	12	10	13	14	14	14	13	11	8
	B/A%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	93%	100%	100%
浮遊粒子状物質	A		7	10	10	9	9	10	10	8
	B		7	10	10	9	9	10	10	8
	B/A%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
一酸化炭素	A	3	4	4	5	5	5	5	4	3
	B	3	4	4	5	5	5	5	4	3
	B/A%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
光化学オキシダント	A	3	3	2	2	2	3	3	3	3
	B	3	1	0	0	0	0	0	0	0
	B/A%	100%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

A:有効測定局数

B:環境基準達成測定局数

資料：沖縄県文化環境部

騒音問題については、騒音規制法に基づき、平成20年度末現在で11市7町3村の計21市町村で騒音規制地域を指定している。日常生活に関係が深い公害問題であり、その発生源は工場・事業場、建設作業のほか、家庭生活等に由来するいわゆる近隣騒音に至るまで形態は多種多様である。平成20年度の騒音苦情件数は67件となっている。航空機騒音に関しては那覇空港周辺において3地点で常時監視測定を実施している。平成20年度測定結果は3地点中1地点で環境基準を超過した。

悪臭問題については、悪臭防止法に基づき、平成20年度末現在で11市6町5村の計22市町村で悪臭規制地域を指定している。悪臭に関する苦情は、苦情の中で最も件数が多く、平成20年度の悪臭苦情件数は233件となっており、主な発生源は製造業、サービス業、農業（畜産農業を含む。）等となっている。

水質汚濁の状況については、人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）は、すべての地点で環境基準を達成している一方で、生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目）については、生活排水や事業場排水による水質汚濁がみられ、平成20年度において、河川のBODの環境基準達成率は94%、海域のCODの環境基準達成率は92%となっており、一部の河川、海域で環境基準を達成できていない。また地下水については、ほとんどの調査地点で環境基準を達成しているが、一部の地点において水銀、ヒ素等が検出され環境基準を超過している。

図表3-4-2-7 水質汚濁の状況

水質汚濁の状況		平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
河川	環境基準未	5	4	5	4	5	4	2
	指定水域数	36	36	36	36	36	36	36
	達成率	86%	89%	86%	89%	86%	89%	94%
海域	環境基準未	0	1	1	1	1	1	1
	指定水域数	12	12	12	12	12	12	12
	達成率	100%	92%	92%	92%	92%	92%	92%

資料：沖縄県文化環境部

基地公害については、米軍基地排水監視調査及び基地周辺の公共用水域監視調査を実施しており、基地排水の公共下水道への接続や汚水処理施設整備により、河川や海域の水質汚濁は年々改善されている一方で、突発的な油流出事故等による水質汚濁が発生している。米軍航空機騒音については周辺市町と連携し24地点で常時監視を実施しているが、平成20年度の騒音測定結果は、嘉手納飛行場周辺で15局中9局で、普天間飛行場周辺では9局中3局で環境基準を超過するなど、県民の生活環境や健康に多大な影響を及ぼしている。

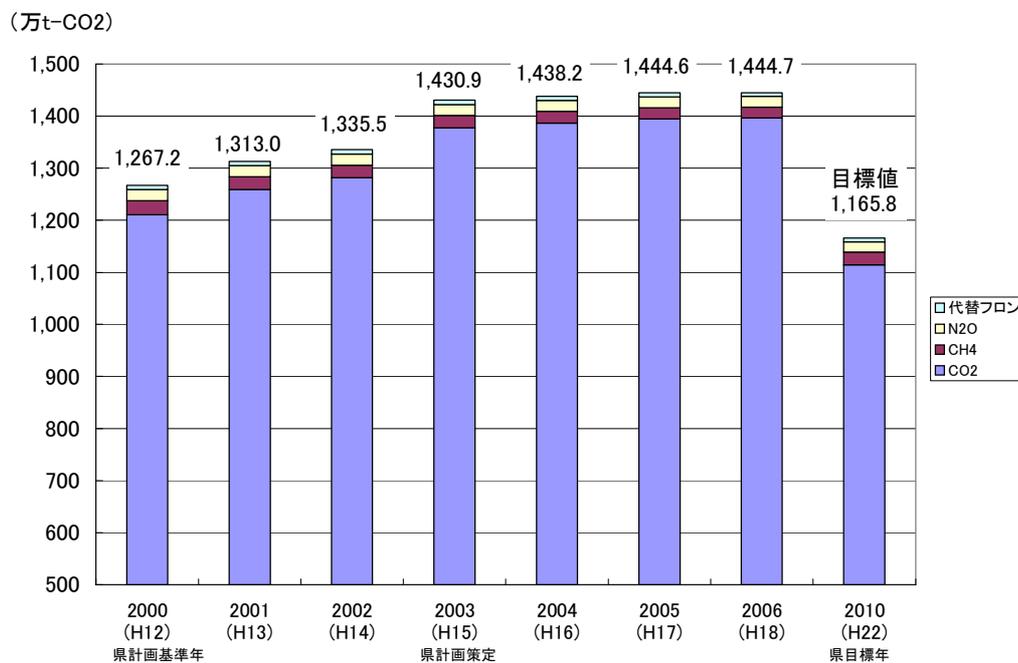
地球温暖化問題について、沖縄県は、平成15年8月に「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス総排出量を2010年度までに2000年度レベルから8%削減することを目標に各種施策を推進してきた。

温室効果ガス総排出量は、人口・世帯数の伸びや入域観光客数の増加に加え、発電燃料における石炭使用の増加などの背景により、2000年度から2006年度の6年間で14%増加しているものの、県計画を策定した2003年以降は、ほぼ横ばいで推移している。

温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の部門別排出量（2006年度）は、運輸部門が28.3%と占める割合が最も高く、次いで、民生（業務）部門が27.3%、民生（家庭）部門が21.9%、産業部門が14.6%等となっている。

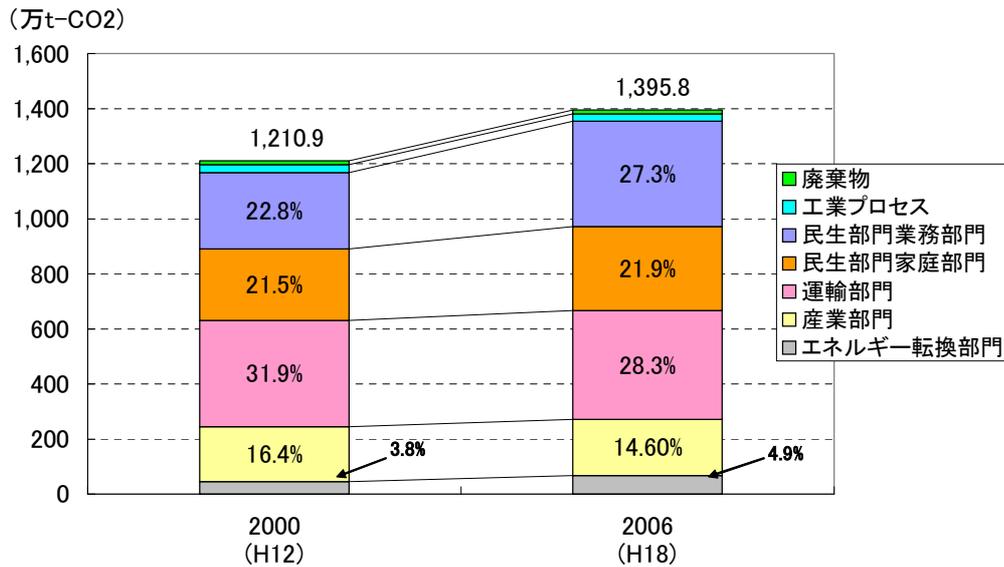
また、自治体の事務・事業に関する温室効果ガスの削減目標などを定めた「地球温暖化防止実行計画」を策定済みの自治体は、県内41市町村中10市町（24.4%）にとどまっており、全国比（47.0%）で約23ポイント下回っているなど、県内の温暖化防止に向けた取組みが遅れている状況である。

図表3-4-2-8 沖縄県の温室効果ガス排出量の推移



資料：沖縄県文化環境部

図表3-4-2-9 温室効果ガス排出量関連指標の推移



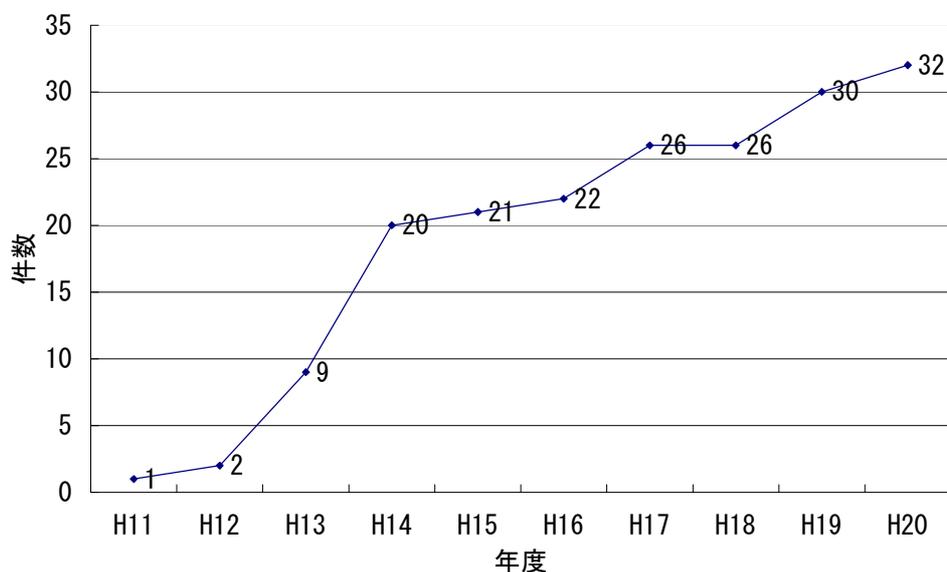
資料：沖縄県文化環境部

環境教育については、県民一人ひとりが環境問題を自分の問題として捉え、環境に配慮した行動を自主的に取り組むことができるよう、「沖縄県環境教育推進方針」に基づき取組みを推進するとともに、豊かな自然環境を有するやんばるや西表島などでの自然体験教育に取り組んでいる。また児童・生徒が環境保全に積極的に取り組む実践的な態度、能力を身につけられるよう、小・中・高校別の「環境教育プログラム」を作成し、教員等を対象にした環境教育プログラム研修を実施して普及に取り組んでいる(平成17～20年度で591名が受講)。また、小中学校では「ちゅら島環境21」、高等学校では「沖縄県高校生グリーンデー」宣言が決議されるなど、自然環境に配慮する意識を持った人材の育成に取り組んでいる。

環境影響評価制度については、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づき、道路、ダム建設、飛行場、公有水面の埋立などの大規模な開発事業を行う際に、環境保全に関して適切な措置が講じられるよう、その取組みを推進している。また、公有水面埋立法等の個別の法令に基づく環境影響評価や、法及び条例の準じた事業者による自主的な環境影響評価によっても、事業の実施に係る環境保全について適切な配慮が図られている。沖縄県環境影響評価条例の特徴としては、自然環境保全上、特に配慮が必要な地域を「特別配慮地域」として設定し、一般的な地域における対象規模よりも小規模なものから環境アセスメントの対象とするとともに、工事着手後における事後調査を定めたことに加え、他の都道府県にはない対象事業を選定することなど、本県特有の自然環境に配慮した制度設計を行っている。法及び条例の施行後から平成20年度の間における環境影響評価法に基づく審査件数は7件、条例に基づくものは22件、事業者が自主的に実施したものは3件、また、平成14年度から平成20年度の間における個別の法令に基づくものは165件であり、年々増加傾向にある。一方、平成13年11月の条例施行後8年が経過し、その間、本県の自然環境に対する県民意識の高まり等もあって、事業の実施段階で手続が行われる現行制度においては、事業実施区域の代替案の検討や環境保全措置の内容に限界があることなどが指摘されており、また、事業を細分化するこ

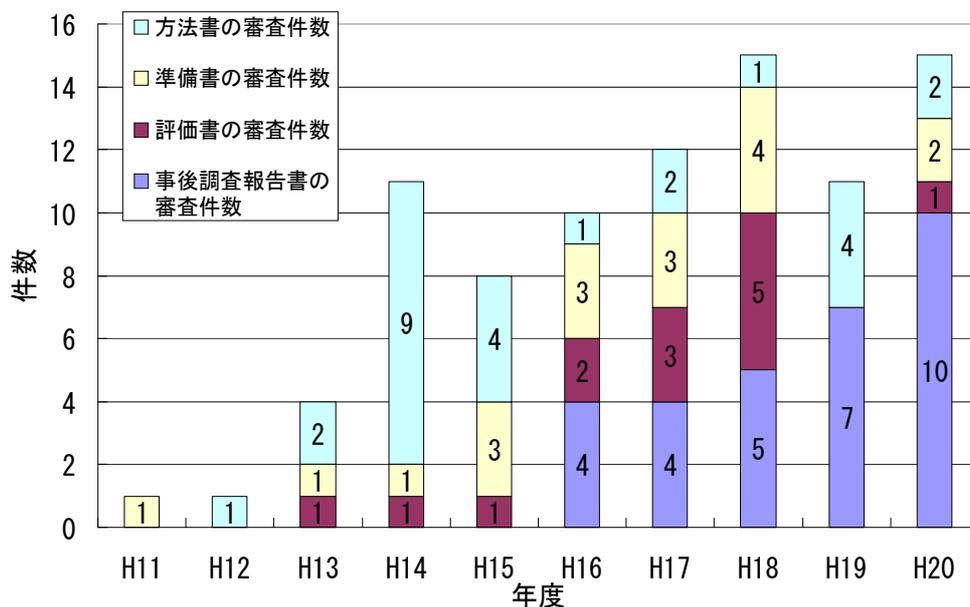
と等によって法又は条例の対象事業から外す事例が見受けられるなど、新たな問題が浮き彫りになっている。

図表3-4-2-10 法及び条例の対象事業、並びに自主アセス事業の件数（累積）



資料：沖縄県文化環境部

図表3-4-2-11 法及び条例の対象事業、並びに自主アセス事業の審査件数の年度推移



資料：沖縄県文化環境部

【課題及び対策】

希少野生動植物の保全については、本県に生息、生育している貴重な生物種の、それぞれの生態、生息域、個体数等の的確な把握が必要であり、生息状況等調査を実施していくとともに、保護区の設定や保護増殖事業の強化、保護条例の制定に取り組む必要がある。

琉球諸島の世界自然遺産登録については、課題解決を図り登録を促進するため、やんばる地域における国立公園化や鳥獣保護区の指定拡大、マングース対策、サンゴ礁保全対策などの取り組みを推進する必要がある。

外来種対策については、外来種による生態系への被害防止のため、沖縄島北部地域でのマングース対策事業や希少種の回復状況調査を継続実施するとともに、その他の外来種についても、関係機関との連携により対策を強化する必要がある。

サンゴ礁の保全については、全県域のサンゴ礁現況調査を踏まえて「サンゴ礁の保全・再生・活用計画」を策定し、オニヒトデ対策や陸域からの環境負荷対策等に取り組むとともに、サンゴの保全・再生など「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を活用した官民協働による取り組みを推進する必要がある。

自然公園は、優れた風致景観の保護とともに、生物多様性を支える地域でもあることから、自然公園地区における海域の適正な保全と利用のため、海域公園地区の拡充等について、国と連携し取り組んでいく必要がある。

また、本県の森林域から沿岸域に至る自然的社会的条件を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用の推進を図るため、基本的な考え方と目標、行動計画、推進体制等を定めた生物多様性地域戦略を策定する必要がある。

自然資源の持続可能な利用については、自然環境の現状把握に努めるとともに、環境容量の考え方も念頭においた観光客等の利用の分散・制限など適正なルールなどを設定していく必要がある。

松くい虫対策については、薬剤散布使用不可地域では薬剤散布による防除対策が行えないこと等から被害を抑制するに至っていない。このため、天敵昆虫による防除技術を早期に確立する必要がある。また、被害木に対する対処に関しては、所有者の同意が必要となるが、その特定自体が困難という問題がある。

赤土等流出については、主な発生源である農地等からの流出抑制を図るため、赤土等流出防止対策基本計画の策定を策定し、「環境保全目標」及び「流出削減目標」を設定することにより総合的・効率的な流出防止対策を推進していく必要がある。それとともに、流域協議会などの地域住民等における取り組みを促進する必要があるほか、流出防止技術の研究・開発を進め、より効果的な対策を講じる必要がある。

大気汚染については、自動車交通量の増加等に伴う大気汚染状況の監視を強化するとともに自動車の運行に伴う環境への負荷の低減のための行動指針による県、事業者、民間団体及び県民の協働による取り組みの促進を行う必要があるほか、光化学オキシダント

など本県だけでは対応できない事例については、九州各県と連携し広域的な取組みを行う必要がある。

騒音問題については、市町村と連携し、騒音規制法に基づき、地域の指定や見直しを行い、住民の生活環境を保全するよう適切に対応していく必要がある。また航空機騒音に関しては、環境基準を超過した際には、那覇空港事務所や航空自衛隊基地に対して改善措置を求める必要がある。

悪臭問題については、近年、さまざまな物質が混ざり合った複合臭が原因となる苦情が増加していることから、これに対応可能な「臭気指数規制」の導入を推進するほか、市町村と連携し、悪臭防止法に基づき、地域の指定や見直しを行い、住民の生活環境を保全するよう適切に対応していく必要がある。

水質汚濁については、水質汚濁防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づき、事業場の排水規制を行うとともに、規制対象外である小規模事業所排水や生活排水の抑制を図るため、事業者や地域住民の水質保全に関する意識向上に努める。また、地下水の汚染については、継続監視や原因究明調査を実施するなど、適切な対策を講じる必要がある。

基地公害については、基地排水及び基地周辺の公共用水域等の水質の監視を行い、基地排水からの環境汚染を防止するとともに、突発的な油流出事故等の際に、状況把握や原因究明のための十分な調査が実施できるよう、米軍側に求める必要がある。また、航空機騒音に関しては、引き続き監視測定を行い、日米合同委員会で合意された航空機騒音規制措置を順守するよう米軍等関係機関に対して強く要請する必要がある。

地球温暖化問題については、国の京都議定書目標達成計画の見直しや地球温暖化対策推進法の改正など、地球温暖化対策の強化が求められていることから、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を見直す必要がある。見直しにあたっては、国の動向や地域特性を踏まえ、新たな削減目標を設定するとともに対策の充実強化を図る必要がある。特に、県排出量の約9割を占める運輸部門、民生部門、産業部門における対策が重要であることから、業務、産業部門においては、ESCO事業などの省エネ改修やエコアクション21等環境マネジメントシステムの普及、運輸部門においては、エコドライブやEV・pHV(※)などのエコカーの普及、家庭部門においては、省エネ家電や環境家計簿の普及など、部門別に目標を設定し、進行管理を強化する必要がある。

さらに、カーボンオフセットや排出量取引の実施可能性についても検討していく必要がある。

※ EV・pHV：電気自動車・プラグインハイブリッド

環境教育については、環境保全に関する啓発活動を継続して行うとともに、沖縄県地域環境センターによる環境情報の発信や野外観察会の開催等をとおして家庭、地域における取組を促進する。また、体験型環境教育の充実を図るため、環境教育モデル校の指定や環境教育プログラムの普及及び活用の促進に努める必要があるほか、各学校や地域における環境保全リーダー等の育成を図る必要がある。

環境影響評価制度については、事業の細分化等により沖縄県環境影響評価条例の対象規模より小さい規模で実施する事業が見受けられるが、このような事業が豊かな自然環

境の残された地域で実施される場合は、周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性がある。そのため、個別の事業実施に先立つ意思決定段階において環境保全への適切な配慮が講じられるよう、個別事業の上位計画や政策等を対象として環境影響評価を実施する戦略的環境影響評価（SEA）制度の導入や、法又は条例の対象とならない小規模な事業においても適切な環境保全への配慮が講じられるような制度の導入を図っていく必要がある。加えて、沖縄県環境影響評価条例は、平成13年11月の施行後約8年が経過しているため、現在、国において行われている環境影響評価法の見直し作業の結果も勘案し、現在の環境影響評価制度の問題点等を整理して条例改正を検討する必要がある。

(3) 生活環境基盤の整備

(施策について)

【現状】

本県における生活環境基盤については、これまで上水道、下水道、公園・緑地、住宅等の整備を進めてきた結果、整備水準は着実に向上しているが、全国や地域間で比較した場合、整備が不十分な分野も依然として残されている。

<上水道の整備>

上水道については、復帰時の水道普及率は89.2%であったが、年々着実に整備され、平成15年度末には、ほぼ100%に到達した。一方、人口や観光客の増加等に伴う水需要の増加や生活排水等による水源の悪化、さらには離島地域における慢性的な水不足など、本県を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

このため、水資源の開発や高度浄水処理施設の整備を行い、水資源の安定的な確保に努めるとともに、水道水の安定給水に向け、地震や台風など災害に強い水道のための施設整備のほか、老朽化した水道施設の改良を進めている。

水資源の開発については、水道用水をまかなう主な水源として、これまでに国管理7ダム、県管理1ダム及び企業局管理2ダムを整備したほか、多目的ダムとして大保ダム（平成22年試験湛水完了予定）、億首ダム（平成23年度完成予定）及び儀間ダム（平成23年度完成予定）を整備中である。これまでの水源開発の結果、本県の水源地構造は大幅に変容し、復帰時では取水量の8割を河川水や地下水などで賄っていたが、平成20年度では、ダムからの取水量が約72.7%と最も多くなり、次いで、河川水(18.5%)、地下水(5.2%)、海水淡水化水(3.6%)となるなど、水源の多くをダムに依存する構造になった。

水質の確保については、年々悪化する河川等の水質に対処するため、高度浄水処理施設の建設を進めており、平成6年度に建設した北谷浄水場の高度浄水処理施設に加え、県内12カ所目として高度浄水機能を有する新石川浄水場の建設を着手している。

一方、これまで整備された水道施設は経年劣化が進んでいる。とりわけ、沖縄本島は北部地域の水源地と中南部の消費地が遠隔であるため、他府県と比べ導水管等の管路が長く増圧ポンプ場など多くの水道施設が設置されている。こうした供給体制の構造的な要因により、多くの更新需要が内包しているため、施設の老朽化に対する整備を進めている。

水道水の安定供給については、地震や台風など災害の際、生活インフラとして最も重要な一つである水道供給が維持できるよう、施設の耐震化や自家発電の整備、標準容量確保のための配水池築造に努めている。水道施設の耐震化に関しては、本県の耐震化率は全国と比較して低い状況であることから、災害が発生した際に安定給水の確保が困難になることが懸念される。また、自家発電整備に関しては、水道用水供給事業（沖縄県企業局）は必要とされる施設の整備が充足しているのに対し、水道事業（市町村）は財政事情等の要因により、施設の整備進捗が遅れている事業体がある。配水池の標準容量の確保に関しては、比較的規模の大きい上水道事業体で整備が遅れている。

水道事業（市町村）の運営基盤の強化を図る観点から、簡易水道等の小規模水道事業の統合などの広域化を促進しているが、平成19年度における本県の上水道事業体は25カ所、簡易水道事業体は33カ所であり、事業統合による水道料金の統一化等の料金改定によって水道料金の上昇が懸念される地域があることなどの要因により、依然として広域化が進展していない。

離島地域においては、地理的要因により水源の確保が困難な状況にあるため、地域ごとの水源事情に即した取組を推進している。とりわけ、久高島や津堅島など本島周辺離島を中心に、16カ所に海底送水管（送延長60km）を敷設するとともに、送水管の敷設が困難な離島である粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、竹富町波照間の5町村については海水淡水化施設を整備するなど、地域の水源事情を踏まえ、安定水源の確保に取り組んでいる。

<下水道等の整備>

下水道については、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地の雨水排除等を目的に整備が進められた結果、下水道処理人口普及率が平成20年度末で65.3%となり、平成14年度当初の57.0%から8.3%上昇しているが、依然として全国平均72.7%を下回っている。地域別にみると離島部で19.5%、5万人未満の中小市町村で31.4%となっており都市部との格差がある。また、接続率は、87.9%となっている。

下水道処理水の有効利用については、那覇浄化センターにおいて、下水処理水を高度処理し再生水として那覇新都心等の41施設へ供給し、トイレ洗浄水や散水用水として有効利用するなど循環型社会の構築に向けた取り組みが進められている。

集合処理に適さない地域については浄化槽の整備を促進している。その設置基数は平成19年度で96,716基となっており、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は17.4%となっている。

図表3-4-3-1 下水道普及状況推移

図表 下水道普及状況推移 単位：千人、% 各年度末現在

区分	昭和47年度	昭和56年度	平成3年度	平成13年度	平成20年度
行政人口①	1,027.70	1,140.50	1,247.70	1,343.12	1,397.81
利用可能人口②	169.3	376.8	573.1	765	912
処理人口普及率②/①	17	33	46	57	65
全 国	19	30	45	64	73
利用人口③	42.2	270.9	488	666	802
接続率③/②	24.9	71.9	85.2	87	88
全 国	65.7	89.5	88	91	—

資料：沖縄県土木建築部

図表3-4-3-2 下水道普及状況（事業別）

図表 下水道普及状況（事業別） 平成21年3月末現在

事業名	行政人口 (人)	利用可能人口 (人)	総人口普及率 (%)
①流域下水道関連公共下水道	1,025,590	781,200	76
中部流域関連	778,359	657,241	84
中城湾流域関連	139,663	97,583	70
中城湾南部流域関連	107,568	26,376	25
②単独公共下水道	267,358	123,433	46
③特定環境保全公共下水道	16,742	7,595	45
④その他	88,122	—	—
合計①+②+③+④	1,397,812	912,228	65

資料：沖縄県土木建築部

<公園・緑地の整備>

公園については、レクリエーションの場や災害時の避難場所等を確保するため自然や歴史・文化など地域の特性を活かした整備が進められている。

県営公園については、名護中央公園（名護市）、沖縄県総合運動公園（沖縄市・北中城村）、浦添大公園（浦添市）、首里城公園（那覇市）、奥武山公園（那覇市）、海軍壕公園（那覇市・豊見城市）、平和祈念公園（糸満市）、バナナ公園（石垣市）、中城公園（中城村・北中城村）の9公園あり、中城城跡が世界遺産に登録された中城公園等を重点的に整備するとともに、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区及び首里城地区の国営公園の整備・充実を促進しており、平成14年には美ら海水族館が開館している。また、マリナーや港湾においては、緑地等、観光リゾート地にふさわしい施設整備を推進し、港湾施設と一体となった海洋性リゾート地の形成に取り組んでいる。

緑化推進については、全島緑化を推進するため、平成20年に全島緑化県民運動推進会議を設置し、県民総ぐるみの緑化運動を展開するとともに、県植樹祭の開催、各種イベントの開催等により、普及啓発を展開しているところである。

このような取り組みの結果、平成20年度末の公園・緑地の面積は、昭和47年度の27.5倍となっている。

図表3-4-3-3 都市公園の整備状況

図表 都市公園の整備状況 平成21年3月31日現在

	沖縄県		全国		
	面積 ha	整備水準 ㎡/人	面積 ha	整備水準 ㎡/人	
人口（千人）	1,303		120,339		
住区基幹公園	街区公園	103.1	0.8	12,857	1.1
	近隣公園	134.9	1.0	9,429	0.8
	地区公園	99.2	0.8	7,855	0.7
	カントリーパーク	15.2	0.1	1,363	0.1
	小計	352.4	2.7	31,504	2.6
都市基幹公園	総合公園	237.5	1.8	24,155	2.0
	運動公園	187.0	1.4	12,175	1.0
	小計	424.5	3.3	36,330	3.0
大規模公園	広域公園	366.5	2.8	13,856	1.2
	レクリエーション都市	—	—	540	0.0
	小計	366.5	2.8	14,396	1.2
緩衝緑地等	特殊公園	60.8	0.5	12,999	1.1
	緩衝緑地	—	—	1,656	0.1
	都市緑地	59.8	0.5	13,774	1.1
	広場公園	1.4	0.0	426	0.0
	都市林	—	—	357	0.0
	緑道	1.7	0.0	903	0.1
	小計	123.7	0.9	30,115	2.5
国営公園	74.3	0.6	2,581	0.2	
合計	1,341.3	10.3	114,926	9.6	

資料：沖縄県土木建築部

<住宅の整備>

住宅については、居住ニーズに対応した良質なストックの形成等の取り組みを進めた結果、1世帯当たりの住宅戸数が1.13戸（平成20年度）となり量的には充足している。

公営住宅については、住宅需要の高い市街地とその周辺市町村を中心に整備が進めら

れた結果、昭和47年度から平成20年度までに県営18,400戸、市町村営15,328戸の計33,728戸が整備されている。

情報提供体制については、広く県民へ住宅関連法令や住宅施策等を周知することを目的として、「住まいの情報展」や説明会の開催などを通し、バリアフリー化や自然・環境に配慮した住宅等に関する情報を提供している。また、沖縄県住宅供給公社内に「住まいの総合相談窓口」を設置し、県民からの住まいに関する相談に対応している。

高齢者に配慮した良質な賃貸住宅を確保することを目的として整備される高齢者向け優良賃貸住宅は、平成16年度より管理が開始され、7団地191戸（平成20年度）となっている。

住宅・建築物においては、耐震性能が劣っている新耐震設計法以前の建築物やピロティ建築物が多くある。

図表3-4-3-4 住宅数の推移

図表 住宅数の推移

区分	実 数							増 加 率						
	昭和53	昭和58	昭和63	平成5	平成10	平成15	平成20	s53~58	s58~63	s63~H5	H5~10	H10~15	H15~20	
全 国	住宅総数 (千戸)	35,451	38,607	42,007	45,879	50,246	53,891	57,593	8.90%	8.81%	9.22%	9.45%	7.25%	6.87%
	世帯総数 (千世帯)	32,835	35,197	37,812	41,159	44,360	47,255	49,989	7.19%	7.43%	8.85%	7.70%	6.53%	5.79%
	一世帯あたり の住宅数	1.08	1.10	1.11	1.11	1.13	1.14	1.15	-	-	-	-	-	-
沖 縄 県	住宅総数	303,000	338,200	388,700	428,300	470,500	519,700	566,600	11.62%	14.93%	10.19%	9.85%	10.46%	9.02%
	世帯総数	279,200	317,000	349,300	382,300	416,900	467,600	507,100	13.54%	10.19%	9.45%	9.05%	12.16%	8.45%
	一世帯あたり の住宅数	1.09	1.07	1.11	1.12	1.13	1.11	1.12	-	-	-	-	-	-

資料：沖縄県土木建築部（平成20年の値は、平成20年住宅・土地統計調査の速報値である。）

図表3-4-3-5 住宅規模等の状況

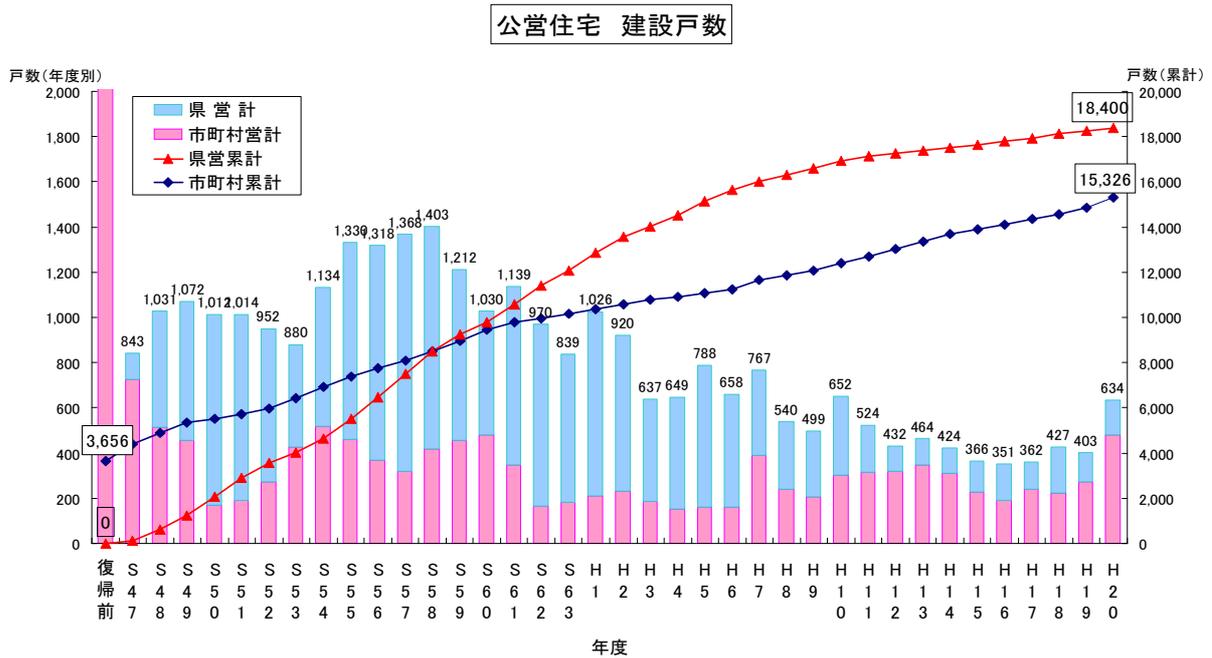
図表 住宅規模等の状況

区分	居住室数	畳 数	延べ面積	一人当 りの畳数	一室あ たりの人員	最低居住水準 未 満 の 世 帯 割 合	1 世 帯 あ た り 住 宅 戸 数	
沖 縄 県	昭和53年	4.29	22.70	59.95	5.86	0.90	27.0	1.09
	昭和58年	4.30	24.34	64.73	6.80	0.83	19.9	1.07
	昭和63年	4.48	26.31	70.32	7.66	0.77	14.5	1.11
	平成5年	4.45	26.94	74.45	8.35	0.73	13.3	1.12
	平成10年	4.36	27.90	76.80	9.11	0.70	9.3	1.13
	平成15年	4.22	28.33	77.39	9.86	0.68	7.6	1.11
	平成20年	4.11	27.92	76.51	10.40	0.65	未	1.12
全 国	昭和53年	4.52	26.96	80.28	7.78	0.77	14.8	1.08
	昭和58年	4.73	28.60	85.92	8.55	0.71	11.4	1.10
	昭和63年	4.86	30.61	89.29	9.55	0.66	9.5	1.11
	平成5年	4.85	31.41	91.92	10.41	0.62	7.8	1.11
	平成10年	4.79	31.77	92.43	11.24	0.59	5.1	1.13
	平成15年	4.77	32.69	94.85	12.17	0.56	4.2	1.14
	平成20年	4.68	32.82	94.34	12.87	0.54	6.5※	1.15

資料：沖縄県土木建築部（平成20年の値は、平成20年住宅・土地統計調査の速報値である。）

※「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）において「居住面積水準」を定めており、平成20年度では「最低居住面積水準未達の割合」としている。

図表3-4-3-6 公営住宅建設戸数の推移



資料：沖縄県土木建築部

【課題及び対策】

生活環境基盤については、これまで整備を進めてきた結果、整備水準は着実に向上しているが、高齢化に対応した住環境の整備等、今後とも取り組みが必要となっている。

また、全国や地域間で比較した場合、離島における下水道等の整備など、不十分な分野も残されている。

<上水道の整備>

上水道については、水需要の増加や水源水質の悪化への対応を継続していく必要がある。また、本県は島嶼県であるため他府県からの水道水の給水応援が困難であるため、施設が被災した場合、広範囲かつ長期にわたっての断水が危惧されることから、老朽化施設の更新、耐震化及び自家発電設備の整備、標準容量確保のための配水池築造等を進めていく必要がある。また、離島においては、近隣市町村と施設面で連携することが困難であるため、施設整備以外で連携を検討する必要がある。

水道の広域化については、運営基盤が脆弱な小規模水道事業が多くあることから、効果的に安全・安定・低廉を向上させるため、多様な形態の広域化に取り組む必要がある。

また、離島地域においては、広域化と併せて地域ごとの水源事情に即して、海水淡水化施設や海底送水管の整備に取り組む必要がある。

<下水道等の整備>

下水道の整備については、下水道処理人口普及率が離島部で19.5%（平成20年度）、5万人未満の中小市町村で31.4%（平成20年度）に止まっており、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等で連携し、地域に合った処理方式により未普及地域の解消に努める必要がある。

また、下水道は、接続をしてはじめて役割を果たすものであることから、水質保全に対する県民意識の向上を図り、接続を促進する必要がある。

中部流域下水道の伊佐浜処理区にある宜野湾浄化センターでは、処理量の伸びに対応するため、平成18年度より処理場の拡張工事を行っているところであるが、処理場敷地が住宅地に隣接していることから、近隣地域の生活環境に配慮した計画・整備を行う必要がある。

また、循環型社会の構築に向けて、下水処理水や消化ガス等の下水道資源の有効利用を推進する必要がある。

浄化槽については、集合処理に適さない地域において整備を促進するとともに、設置者に対し法定検査の受検など適正な維持管理を周知する必要があるほか、設置済単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促す必要がある。

<公園・緑地の整備>

公園の整備については、一人あたり公園整備面積が平成20年度末で10.3㎡となり全国平均の9.6㎡を若干上回っているものの、那覇(6.33㎡)及び中部広域圏(9.16㎡)においては未だ十分な都市公園が確保されておらず、更なる都市公園の整備を推進する必要がある。宮古圏域においては、広域公園が整備されていないため、整備に向けた検討が必要である。

また、都市公園における防災施設は未だ十分でないため、防災公園として位置づけられている平和祈念公園及びバナナ公園において、防災施設の整備を進める必要がある。

緑化推進については、森林、都市緑化、公園緑地等多岐にわたっているため、行政だけでなく、地域住民、企業等との連携が必要である。

斜面を含めた緑地は、崖崩れの危険性や斜面に住宅が建設され稜線が分断されるなどの問題があることや、都市部における自然環境の保全という観点から積極的に緑地保全を図っていく必要がある。さらに、駐留軍用地跡地利用計画において、跡地内に残る手つかずの自然緑地を可能な限り保全していくための方策を検討する必要がある。

<住宅の整備>

住宅の整備については、公営住宅等の整備を進めた結果、1世帯当たりの住宅戸数が1.13(平成20年度)となっており量的には充足しているが、最低居住面積水準未達の世帯率が7.6%(平成15年)と全国平均の4.2%(平成15年)を上回っているため、公営住宅等の整備により当該世帯の解消に努める必要がある。

また、復帰直後に建設され老朽化した公営住宅が建て替え時期を迎えており、計画的な建て替えが必要となっている。

少子高齢化に対応するため、住宅のバリアフリー化を推進し、県と市町村が連携して民間事業者を支援し高齢者向け優良賃貸住宅の計画的な整備を促進する必要がある。

また、住宅・建築物の耐震化については、新耐震設計法以前の建築物や耐震性の低いピロティ建築物の耐震化を重点的に促進する必要がある。

さらに、沖縄の風土に適した住まいづくりについては、産官学が連携し調査・研究を行うとともに、既存の技術を評価・周知することにより沖縄型の環境共生住宅の普及を図る必要がある。

(4) 都市・農山漁村の総合的整備

(施策について)

【現状】

活力ある地域社会を形成するため、都市、農山漁村それぞれにおいて、地域の特性を生かした地域振興を進めるとともに、都市と農山漁村の連携と機能分担を図りつつ、生活環境施設等の総合的な整備を進めている。

<市街地の効率的な整備>

本県の既成市街地の多くは、戦後、道路、公園緑地、上下水道等の都市基盤整備が不十分なまま急速に形成されたため、生活環境が良好でない地域が多い。特に、駐留軍用地周辺においては、軍用地として土地を接收された住民が移り住み無秩序に市街地が形成されたため都市基盤の整備が立ち後れている。また、既成市街地の周辺においては、市街地が無秩序に拡大するスプロール現象が発生している。

このようなことから、那覇新都心地区などの駐留軍用地跡地や既成市街地において、土地区画整理事業等を実施し、道路、公園、宅地等の一体的整備を推進しているが、依然として都市基盤の整備が不十分な地区が多く存在している。

一方で、近年の大型商業施設等の郊外立地に伴い、中心市街地の空洞化がなお進行していることから、都市の再生に向けた取り組みが必要となっている。

中心市街地活性化の観点から取り組みを進めている市街地再開発事業については、平成2年度に那覇市久茂地一丁目地区（パレット久茂地）、平成19年度に沖縄市中の町A地区（コザミュージックタウン）及び平成20年度に嘉手納町新町・ロータリー地区の3事業が完了している。現在、モノレール旭橋駅周辺地区と牧志・安里地区の市街地再開発事業が実施されている。

きめ細かなまちづくりを促進するため、都市計画マスタープラン策定への住民参加などの取り組みが進められている。

電線の地中化については、平成16年度を初年度とする「無電柱化計画」に基づき、国道330号、国際通りや台風により電柱倒壊が多発した先島地区においても整備が進められている。

歩行者の安全を確保するため交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化が進められている。

また、平成20年度から歩行者・自転車が安心して歩行・走行できる自転車通行環境の整備を「赤嶺・壺川モデル地区」において実施している。

さらに、市街地等に古くから点在する墓地については、環境保全や景観上の観点から、市町村における公営墓地の整備に係る実態調査や計画策定を促進している。

<民間主導による都市の再開発>

都市の再生に向けて、高度な都市機能を備えた魅力あるまちづくりを行うため、民間の資金やノウハウを活用し、市街地再開発が実施されている。

モノレール旭橋駅周辺地区及び牧志・安里地区は、那覇市の中心市街地に位置しているにもかかわらず、土地が有効利用されていないため、建築物の老朽化などの観点から、駅前としてふさわしい高度な土地利用が求められていた。このため、都市再開発法に基づく民間主導による市街地再開発事業が導入され、両地区とも平成23年度中の事業完了

を目指し建設工事が進められている。

図表3-4-4-1 土地区画整理事業による整備状況

図表	土地区画整理事業による整備状況	各年度末現在				
		昭和46年度	昭和56年度	平成3年度	平成13年度	平成19年度
用途地域面積 (ha) ①	全国	1,270,555.50	1,619,179.70	1,730,087.40	1,829,607.50	1,847,377.20
	沖縄	5,590.40	12,687.20	14,690.90	15,615.00	16,143.00
区画整理施工済地区数	全国	1,942	5,261	7,360	9,218	10,100
	沖縄	4	19	40	61	70
区画整理施工済面積 (ha) ②	全国	65,149.60	184,742.30	244,577.00	291,300.90	315,733.90
	沖縄	257.5	402.6	950.8	1,458.80	1,857.20
整備面積率②/① %	全国	5.1	11.4	14.1	15.9	17.1
	沖縄	4.6	3.2	6.5	9.3	11.5
区画整理着工済地区数	全国	3,557	6,853	9,248	11,188	11,500
	沖縄	15	41	73	93	102
区画整理着工済面積 (ha) ③	全国	151,297.00	265,409.60	324,346.40	365,030.30	369,023.50
	沖縄	450.4	1,258.40	2,315.30	2,985.10	3,115.90
着工率③/① %	全国	11.9	16.4	18.7	20.0	20.0
	沖縄	8.1	9.9	15.8	19.1	19.3

資料：沖縄県土木建築部

- *1. 着工済地区数、面積には施工済地区数、面積を含む。
- 2. 平成9年度の用途地域面積は、未集計のため、計上せず。

<多面的機能を生かした農山漁村の振興>

農山漁村は自然環境や景観の維持と共に、地域文化の継承等の多面的な機能を有しているが、都市部と比べ生活環境整備が遅れていること等から若年層の流出が進み、これに伴う農家等の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念される。

このため、農山漁村が持つ多面的な機能を生かし、都市住民にも開かれた快適で活力ある村づくりを推進するため、特に中山間・離島地域等については耕作放棄地の防止等の活動や農道管理等の農業生産活動、種苗放流や海岸清掃等の漁場の生産力向上に関する取り組み、イベント開催等の創意工夫を活かした取り組みを行った集落に対し、その活動支援を行う等、コミュニティ活動の促進及び農山漁村の多面的機能の維持増進に取り組んでいる。

また、女性や高齢者の活動を促進するため、県では「沖縄県農山漁村男女共同参画ビジョン」や『ちや一頑丈プラン2012「沖縄県農山漁村高齢者ビジョン」』に基づき、男女が地域社会や農林水産業の担い手として活躍できる社会の形成、高齢者の持つ技術・知識等を活かして、主体的に活動できる環境条件の整備等を市町村及び関係団体等と推進している。

生活環境基盤の整備については、集落排水施設等の整備に取り組んでいるところであるが、平成20年度における農業集落排水施設整備率については26.5%、漁業集落排水整備率は30%となっており整備は遅れている状況にある。

一方、農山漁村地域は豊かな自然環境に恵まれ、県民の憩いの場としての機能も有していることから、地域の条件に応じて、親水（しんすい）施設、運動施設、景観保全施設等を有する農村公園の整備を推進している。

図表3-4-4-2 基盤整備進捗状況

	H 1 2	H 2 0	H 2 3目標
農業集落排水施設整備率(%)	2 1	2 7	5 0
漁業集落排水施設整備率(%)	2 6	3 0	4 8
農村公園の整備(箇所)	1 6 1	2 3 0	—

資料：沖縄県農林水産部

農山漁村地域の高度情報化については、農村地域の農業振興及び生活の改善のため、平成16年に宮古地域において、田園マルチメディア整備事業を活用した光ケーブルの敷設、各家庭への情報受発信装置の整備を実施し、インターネット接続環境の整備のほか、行政チャンネルテレビの視聴、音声告知等のサービスが受けられる環境を整備した。

また、その他の離島地域についても、都市部との情報格差等の解消に向けた情報情報通信基盤の整備のため、平成17年度から平成19年度にかけて伝送路整備や、ADSL整備、無線設備及び衛星を用いたDSL設備等の整備を実施し、ブロードバンドサービス（広帯域にわたり提供されるインターネット接続サービス）が利用可能な環境を整備した。

これにより大神島等の一部小規模離島をのぞく離島において、ブロードバンド環境が整備された。

グリーン・ツーリズム等については、緑豊かな農山漁村において、農業や農村の生活体験等を通して都市との交流を促進し、農山漁村の活性化を図るものである。

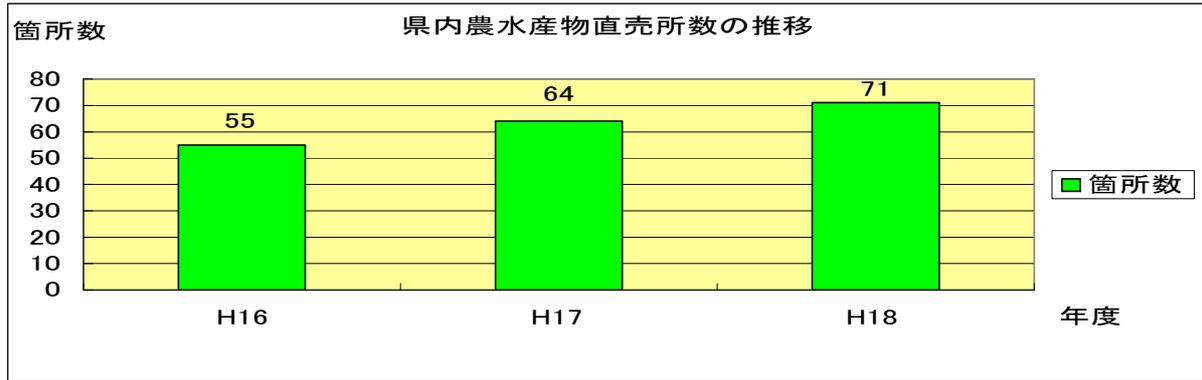
県においてはこれまで、ホームページ等を活用した情報発信やグリーン・ツーリズム実践者研修会やインストラクター育成スクール等による人材育成と共に、農業体験農園、交流施設、農産物直売所など地域における受け入れ施設の整備を支援している。

また、県内5地域においてグリーン・ツーリズム実践者によるグリーン・ツーリズム研究会が設立され、農業体験、農村生活体験などの交流が展開されている。

都市住民との交流による地域の活性化や地産・地消による農林水産物の需要拡大等に向けた取り組みとして、地域の特産品等を活用した商品開発が行われているが、商品化され定着化しているのは、ゴーヤー、紅イモ等の特定の農産物に限られている。また、水産物の加工品開発については、県産の魚介類は多種少量であるため、加工原料が安定的に確保できるソデイカ、モズク等に限られていることから進展が遅れている。

この一方で、「ファーマーズマーケットいとまん」等の農水産物直売所の数は平成16年の55箇所から平成18年は71箇所に増加しており、販売額、来店客数についても増加傾向にあるなど、地産地消による農産物の需要拡大、地域住民の就業機会の創出に貢献している。

図表3-4-4-3 県内農林水産部直売所の推移



資料：沖縄県農林水産部

【課題及び対策】

都市、農山漁村それぞれにおいて、地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりや生活環境施設等の整備を進めているが、都市部における道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や中心市街地の空洞化問題及び農産漁村における生活環境基盤の整備や担い手不足対策など、今後とも取り組みが必要な分野も残されている。

<市街地の効率的な整備・民間主導による都市の再開発>

本県においては、依然として都市基盤の整備が不十分な地区が多く存在しており、さらに、今後とも人口の増加や大規模な駐留軍用地の返還が見込まれることから、引き続き、土地区画整理事業、市街地再開発事業を実施し、道路、公園、住宅等を一体的に整備する必要がある。空洞化しつつある中心市街地等においては、関係権利者による組合が主体となって、民間のノウハウや資金力を活用した再開発等により、活性化を図る必要がある。

また、高齢化社会に対応するため、車がなくても徒歩で生活できるまちづくりを進める必要があることから、都市部でのまちづくりについては、高齢化社会への対応も含め、地域住民、企業、NPO及び行政が協働のもとに取り組む必要がある。

電線類の地中化については、電線共同溝、ケーブル、変圧器等の整備に要する費用負担を伴うことから、電線管理者との調整が難航することが多かった。このため、沖縄電力等の電線管理者及び道路管理者で構成される電線類地中化促進ワーキンググループを設置するなど円滑な事業実施に向けた取り組みが進められている。

交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化については、引き続き事業を推進するとともに、自転車通行環境整備については、「赤嶺・壺川モデル地区」の検証結果を踏まえ、今後の事業展開を検討する必要がある。

<多面的機能を生かした農山漁村の振興>

多面的な機能を生かした農山漁村の振興については、農業等の担い手減少の進む中山間・離島地域等のコミュニティ活動等を支援しているところであるが、事業期間終了後の活動継続が課題となっている。

活力あるむらづくりを推進する上で、担い手の減少は地域力の低下のみならず、伝統

文化の継承等の農山漁村の持つ多面的機能の低下に大きな影響を及ぼすため、新規就農者及び中途参入者の掘り起こし活動の強化等に取り組む必要がある。また、集落排水施設等の農山漁村における環境基盤整備についても、継続して推進する必要がある

グリーン・ツーリズム等の推進については、グリーン・ツーリズム実践者やインストラクター等の人材育成に継続して取り組みつつ、農家など実践者の更なる質の向上、実践者とツーリズム研究会等相互のネットワーク構築等が必要である。

あわせて、亜熱帯性気候等の地域特性を生かし、体験・滞在型施設を備え、交流機能等を有する持続可能な沖縄型グリーン・ツーリズムの確立、子ども農業体験等における学校・地域等との連携も重要である。

農林水産物の需要拡大に向けて、地域特産物を活用した商品開発等、農林水産物の高付加価値化に引き続き取り組む必要がある。

地域特産物の販売についても、農産物直売所を拠点とした販売に加え、インターネットを活用した情報発信及び販路の拡大に取り組む必要がある。

また、農山漁村においては、担い手減少に伴う従事者の高齢化等も大きな課題となっているため、地域の商工会等とも連携体制を構築し、地域が一体となった取り組みを行う必要がある。

(5) 高度情報通信ネットワーク社会の実現

(施策について)

【現状】

<高度情報通信ネットワーク社会の実現>

本県はその島しょ性から、特に離島地域等においては採算性の問題から民間通信事業者による高速通信網の整備が進んでおらず、行政、教育、産業等の分野において、住民がインターネットを活用した各種サービスを活用できない等の情報格差が生じていた。

このような状況の中、情報格差等の解消に向けた情報通信基盤の整備のため、県においても ADSL（一般の電話回線を利用した高速インターネット接続サービス）、CATV（ケーブルテレビ事業者がケーブルテレビ用に敷設した回線を使用して行うインターネット接続サービス）、FTTH（光ファイバーを通信回線として利用するもの）等の整備が進み、平成18年3月時点で90%だったブロードバンド世帯カバー率が平成21年2月現在98.6%、同様に73.6%だった超高速ブロードバンドの世帯カバー率が78.8%となっている。

特に離島地域については、平成17年度から平成19年度にかけて伝送路整備や、ADSL整備、無線設備及び衛星を用いたDSL設備等の整備を実施し、ブロードバンドサービス（広帯域にわたり提供されるインターネット接続サービス）が利用可能な環境を整備した。これにより大神島等の一部小規模離島をのぞく離島において、ブロードバンド環境が整備された。

ブロードバンド未整備市町村については、平成18年3月時点で国頭村、竹富町等6町村であったが、平成22年4月より全市町村において、サービスが提供できるようになったところである。

防災通信の確保等を目的として昭和58年4月から運用されていた、防災行政無線システムについては、老朽化等に伴い平成12年度から平成14年度に設備の更新を行い、平成15年度から沖縄県総合行政情報通信ネットワークとして、防災通信機能の拡充強化、行政情報伝送の効率化、地域からの情報発信の活性化等を図ることを目的として運用を開始している。

なお、同ネットワークは県内全市町村、全消防本部、県出先機関等と接続しており、防災通信をはじめ住基ネット、介護ネット等各種行政情報システムの伝送路として活用されている。

また、学校教育における情報化の推進については、平成15年度までに全県立学校のネットワーク回線をIT教育センターに集約し、高速インターネット環境を維持している。

<地域情報化の促進>

地域の情報化を促進するための取り組みとして、学校においては、コンピュータなどIT環境の整備とともに、教員が授業や校務にITを活用する能力を向上するための研修を行っており、一定の成果を得ている。また、地域住民に対しては、主に離島地域へ専門家を派遣し、IT講習会を開催する等、情報通信技術を利活用する機会の拡大に努めてきた。

地域公共ネットワークの整備については、南城市、宜野座村等において自治体が事業主体となり、地域イントラネット事業や北部振興策を活用した公共ネットワークの構築を行っており、学校、公民館及び役所等を光ファイバー等を利用したブロードバンド回線で接続し、地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図っている。

平成23年7月にアナログ放送が停波し、地上デジタル放送に全面移行することから、先島地区へ地上デジタル放送が伝送できるよう、平成19年度から平成20年度にかけて、海底光ケーブル設備の改修や同ケーブルに接続する地上系伝送路設備等の改修工事を行った。その結果、平成21年度から同地区では、これまでのアナログ放送では視聴できなかったQABも含めて地上デジタル放送が視聴できる環境が整った。

南北大東地区における地上デジタル放送への移行については、海底光ケーブル敷設等の伝送路構築に係る海洋調査等を平成21年度から実施しており、平成23年7月の県域放送開始に向けて取り組んでいる所である。

離島・へき地医療の向上を図るための取り組みとして、県立病院と附属離島診療所等との間に導入したイントラネットやテレビ会議システムを用いて、中部病院を中核に離島診療所からの診療相談への対応、遠隔講義や遠隔会議などを実施し、離島診療に対する医療支援を行っている。

<電子自治体の構築>

電子自治体の構築に向けて、平成13年度に財団法人地方自治情報センターが運営主体となり、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報共有による情報の高度化を図ることを目的とした広域ネットワークである、総合行政ネットワーク（LGWAN）を創設した。また、同ネットワークは平成14年度に中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。

本県においては、平成15年度から沖縄県総合行政情報通信ネットワークを総合行政ネットワークの伝送路として利用しており、県内全ての市町村が総合行政ネットワークとの接続が完了している。

電子申請等については、平成16年度から県と市町村共同で沖縄県電子申請システムの運用を開始し、住民・法人等はインターネットを利用して申請・届け出が可能となっている。

システム運用開始直後の平成17年末においては、8件の行政手続が電子申請システムに搭載されていたが、平成21年末では公文書開示請求、自動車税納税通知書の送付先変更届等54件の行政手続が電子申請システムに搭載されている。

ITを利用した教育研修システムの導入については、平成20年度に「沖縄グローバルエデュケーションネットワークシステム」を構築するなど、教員に対する研修の環境整備を図っている。

【課題及び対策】

＜高度情報通信ネットワーク社会の実現＞

住民が高度な情報通信サービス等を受けられることができるよう、ブロードバンド環境を整備してきたところであるため、当該地域においても安定的かつ質の高いサービスを提供していけるよう関係機関等を含めて検討していく必要がある。

＜地域情報化の促進＞

学校教育における情報化について、県立高校でのIT環境整備が進んでいる一方で、小中学校における環境整備状況については、市町村間で格差が見られるため、機器及び設備の充実に努める必要がある。

情報リテラシー（情報を利活用する能力）の向上については、引き続き学校のIT環境の整備を図りながら、小・中・高等学校等の各学校段階ごとに体系的に取り組む必要がある。

南北大東地区における地上デジタル放送への移行については、平成23年7月の地デジ移行に向けて、平成21年度から海洋調査等を実施しているところであるが、地デジ移行に係る整備に伴い、放送を受信できなくなる視聴者が生じてしまうことがないように、必要に応じて国が実施する暫定的な衛星利用による難視聴対策の利用を検討する必要がある。

医療情報システムについては、離島診療所の一部において通信速度が遅いことが課題となっており、離島における通信環境の整備状況や現システムとの接続適正等を考慮しながら、改善を進める必要がある。

＜電子自治体の構築＞

電子自治体の構築について、電子申請システムに搭載されている手続件数は、平成17年末の8件から平成21年11月現在54件まで増加している。

これに伴い申請件数も平成17年度の17件から平成21年度末では、1,821件と増加している。

その一方で、電子申請に必要な電子証明書の格納媒介である住基カードの普及伸び悩み等の課題もあるため、今後は同サービスの更なる利用促進に向けて、県民への積極的な周知を行うとともに、現行のサービスを評価・点検し、電子申請可能な手続を増やす等、県民が利便性を実感できるよう取り組む必要がある。

ITを利用した教育研修システムの導入については、今後、小学校外国語活動研修やICT教育研修などにおいて有効に活用されるよう、普及を図る必要がある。

(6) 災害に強い県土づくり

(施策について)

【現状】

本県は、亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え台風常襲地帯であるため、河川の氾濫被害や土砂災害等が発生している。

このような台風、集中豪雨、土砂災害などの自然災害から県民の生命と財産を守るため、河川改修、ダム建設、高潮対策、砂防、地すべり、治山対策等を推進し、県土の保全を図っている。

本県の河川は、流域面積が小さく、流路延長が短いことや台風期・梅雨期による集中豪雨の頻度が高いことから、床上・床下浸水等の洪水被害が発生している。

これまでの河川整備により、平成20年度末の河川整備率は約61.5%となっており、昭和47年度の約4.9%に対し約12.6倍となり、河川の氾濫は着実に減少しているが、流域における市街化の進展、山地開発等に伴う保水能力の低下や短時間における集中豪雨など河川に係る諸条件が悪化しており、主に都市部やその周辺の未整備区間において水害が多発する傾向にある。このようなことから、国場川、安里川、安謝川等を重点的に整備し、洪水被害の軽減を図っている。

また、豊かでゆとりある生活や良好な環境を求める県民ニーズが高まっていることから河川流域の市町村、NPO、地域住民等と連携し沖縄独自の自然景観や豊かな生態系に配慮した、多自然川づくりを推進している。

さらに、河川情報システムにより、河川水位や雨量をリアルタイムで収集し一般に提供することで、広く県民の防災意識を高め、増水時における警戒・避難活動の迅速化を図り、被害の軽減に努めている。

本県のダム建設は、昭和47年の本土復帰に伴い、河川流域の洪水対策と安定した水資源を確保することを目的に、国直轄事業として福地ダムをはじめ8ダムが整備された。

また、離島の洪水対策や生活用水の安定確保のため、座間味島において座間味ダム、伊平屋島において我喜屋ダム、安里川の治水対策として金城ダムを整備している。

現在、多目的ダムとして、大宜味村において大保ダム（平成22年度完成予定）、金武町において億首ダム（平成23年度完成予定）及び久米島町において儀間ダム（平成23年度完成予定）を整備中である。

本県は、台風の常襲地帯であるため海岸保全施設の整備が進められてきた結果、平成20年度における海岸整備率は57.4%となり、昭和47年度の43.0%から14.4ポイント増となっているが、全国平均の70.8%を下回っており、現在でも台風等による高潮・波浪による被害が発生している。

また、近年は、マリンスポーツをはじめとする海洋レクリエーションの需要が高まりつつあることから、快適な海岸環境の創出が求められている。

このため、防護の必要な海岸において所用の安全を確保するとともに、多種多様な動植物の生息地、県民等のレクリエーションの場など海岸が有している様々な機能を生かすため、護岸のみでなく突堤や砂浜、人工リーフ等を組み合わせた面的防護方式により海岸の整備を進めている。

さらに、防災・減災のソフト対策として市町村のハザードマップ作成の基礎資料となる全県的な津波・高潮浸水予測図を作成し公表するとともに、各市町村へ提供している。

土石流災害や地すべり災害を未然に防止し、県民の生命と財産を守り安全な生活環境を確保するため、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策を推進している。しかし、平成20年度末の急傾斜地崩壊危険箇所整備率は、約13%と全国平均の半分程の整備率になっており、急傾斜地崩壊危険箇所の対策が遅れている。

土砂災害に関する新たな取り組みとして「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等を指定し、警戒避難体制の整備を図るとともに、特定開発行為の制限などに取り組んでいる。さらに、気象情報等の伝達や災害情報の共有化のため、防災情報システムを構築し土砂災害警戒情報の発表等、防災活動に対する支援を行っている。

図表3-4-6-1 河川の整備状況の推移

図表 河川の整備状況の推移 単位：m, %

	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度	平成4年度	平成8年度	平成10年度	平成14年度	平成20年度
二級河川	21,983 (1,691)	27,225 (1,691)	38,600 (3,500)	56,500 (5,300)	68,200 (4,300)	79,800 (7,100)	98,000 (500)	102,800 (2,700)
二級河川整備率%	13.0	16.1	22.8	33.4	40.3	47.2	58.2	61.5
準用河川	2,876	4,299	5,513	7,427	8,100	8,900	8,900	9,100
準用河川整備率%	7.7	11.5	14.2	24.0	26.2	28.8	28.8	29.4
全国平均整備率%	-	-	-	36.0	52.0	-	-	-

注：（ ）内は単年度実績、-については確認できず

資料：沖縄県土木建築部

図表3-4-6-2 海岸護岸の整備率（省庁所管別）

図表 海岸護岸の整備率（省庁所管別） 平成20年度末（単位：m, %）

	河川局		港湾局		農村振興局		水産庁	
	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国
海岸保全区域延長	146,583	5,175,163	90,379	4,230,639	144,111	1,763,519	55,196	3,215,747
有施設延長	80,456	3,336,083	55,585	3,324,155	45,534	1,297,974	19,925	1,876,647
整備率	54.9	64.5	61.5	78.6	31.6	73.6	36.1	58.4

資料：沖縄県土木建築部

図表3-4-6-3 砂防等施設の整備率（砂防3法・全国比較）

沖縄県における砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の整備率

	危険箇所数	整備率(%)	整備施設
土石流危険渓流	163 渓流 (89,518 渓流)	約 21 % (約 21 %)	砂防施設
地すべり危険箇所	88 箇所 (11,288 箇所)	約 22 % (約 22 %)	地すべり防止施設
急傾斜地崩壊危険箇所	433 箇所 (113,557 箇所)	約 13 % (約 25 %)	急傾斜地崩壊防止施設
計	684 箇所 (214,363 箇所)		

資料：沖縄県土木建築部

※表中の上段は沖縄県、下段（ ）内は全国の数値

沖縄県：平成20年度末
（全国：平成18年度末）

【課題及び対策】

本県は、降水量が多く台風常襲地帯であることから、災害が発生しやすい状況にある。今後も、災害を防止し、県民の生命及び財産を守るため、豊かな自然環境に配慮し、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり、治山対策等に引き続き取り組む必要がある。

河川の氾濫は、着実に減少してきたが、流域における市街化の進展や山地開発等に伴う流出率の増大、保水能力の低下など河川に係る諸条件が悪化し、未整備区間での水害が多発しているため、都市河川の重点的な整備の推進、貯留施設等の総合雨水対策の取り組みにより、洪水被害の軽減を図る必要がある。

一方、河川がもつ多様な自然環境や水辺空間は、潤いと親しみのある生活環境の場としての役割が求められており、治水と利水の調和を図りながら、沖縄独自の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを推進する必要がある。

また、近年頻発しているゲリラ豪雨に伴う急な増水に対応するため、迅速かつ的確な情報収集及び伝達のための体制を整える必要がある。

海岸保全施設の中には、築造後相当の年月が経過しているものが多く、老朽化等により機能低下が進行している。今後、施設の維持・更新費が著しく増大する恐れがあるため、砂浜や人工リーフなどを活用した自然再生型の海岸保全施設を計画的に更新する必要がある。

また、中南部地域においては、傾斜地等の土砂災害危険箇所宅地開発等が進み、安全性が確保されないままに住宅や老人ホーム等の施設の立地が年々増加し続けていることから、危険箇所を周知するとともに、土砂災害の発生源対策を推進し、あわせて当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備に取り組む必要がある。

さらに、平成18年に発生した県内最大級の安里地すべりは、島尻層泥岩(クチャ)地帯に位置し、この地層が分布する中城湾周辺の斜面地帯では、同様の大規模地すべりが発生する危険性があるため、より詳細な調査が必要である。

また、大規模自然災害に対する備えとして、緊急輸送道路のリダンダンシー(代替手段)を確保するとともに、防災・減災に向けた組織づくりと被災後の速やかな復旧を図るため、国・県・市町村行政機関における情報の共有化と組織体制及び連携の充実・強化を図る必要がある。

5 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保

本県では、子ども、高齢者、障害者が健やかに安心して暮らせる社会の形成に向け、県民の健康維持、健康増進、保健医療基盤の充実を図るなど、安全・安心を基本とする「健康福祉立県」を目指して、各施策を実施してきた。

しかし、近年、国においては福祉保健医療制度改革が進められる一方、三位一体改革等によってもたらされた厳しい地方財政事情や、地方分権の推進など、福祉保健行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきている。

また、本県の青・壮年期男性の健康問題等による平均寿命の全国順位の低下など、中長期的な取り組みを要する重要な課題への対応が求められている。

さらに、本県の出生率及び合計特殊出生率は全国一を維持しているものの全国と同じ低下傾向にあり、今後、少子高齢化が急速に進行することが予想されている。

このため、安心して子どもを産み育てる環境づくりや、高齢者や障害者を含めた県民の全てが生き生きと安心して暮らせる、うるおいと安らぎのある長寿県沖縄の再構築が求められている。

県民の生活水準の向上やライフスタイルの変化、少子高齢化の進行等により、福祉保健サービスに対する県民のニーズは、ますます高度・多様化していくものと考えられる。

これらに対応するためには、国、市町村、関係団体等との連携を密にしたきめの細かい福祉保健施策を推進するとともに、地域に住む住民同士が助け支え合う地域福祉社会の形成を図る必要がある。

(1) 健やかで安心できる暮らしの確保

(少子高齢化の進行)

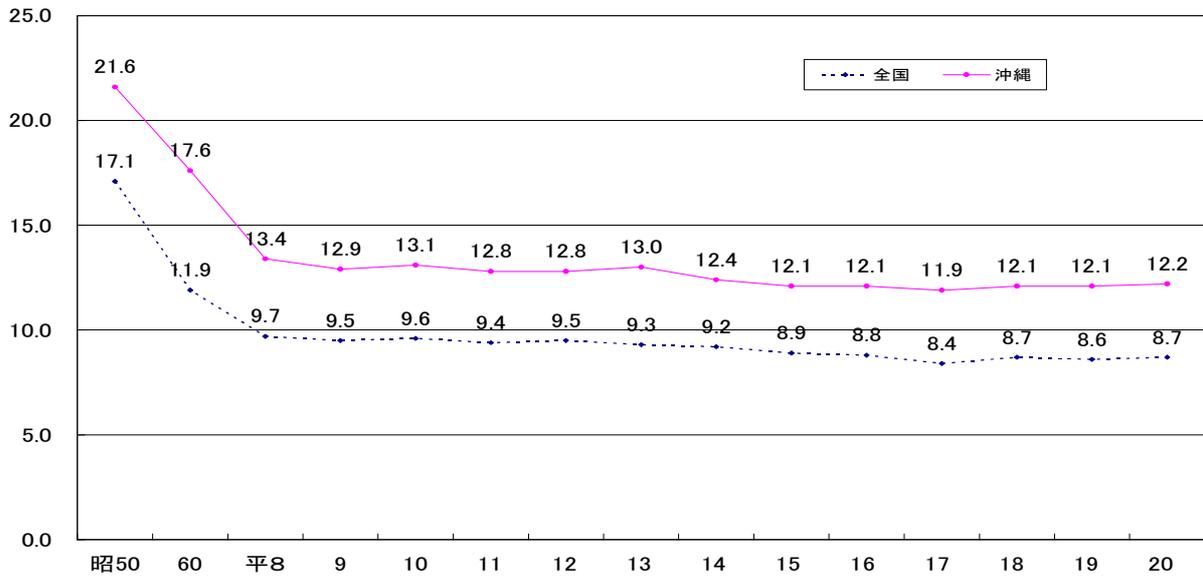
本県の出生率及び合計特殊出生率は、いずれも全国一を維持しているものの全国的な傾向と同様、低下傾向にある。【図表3-5-1-1, 2】

出生率は、復帰後の昭和50年において21.6（全国平均17.1）であったのが年々低下し、平成20年には12.2（全国平均8.7）となり、約30年間で9.4ポイント低下している。

合計特殊出生率は、昭和50年に2.88（全国平均1.91）であったのが年々低下し、平成20年には1.78（全国平均1.37）となり、約30年間で1.10ポイント低下している。

図表3-5-1-1 出生率の推移

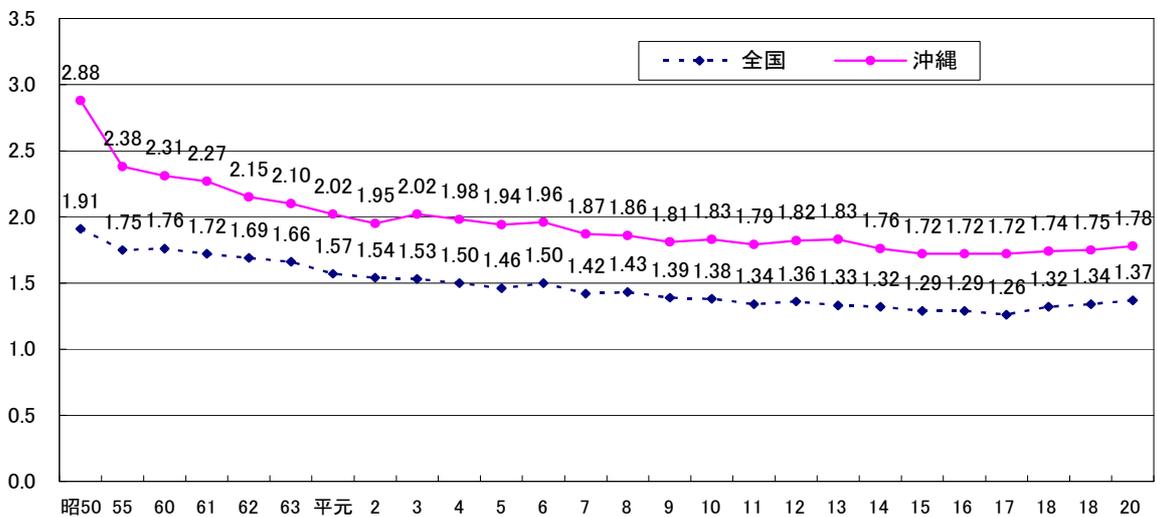
(単位：%)



資料：沖縄県福祉保健部「衛生統計年報」

図表3-5-1-2 合計特殊出生率の推移(再掲)

(単位：%)

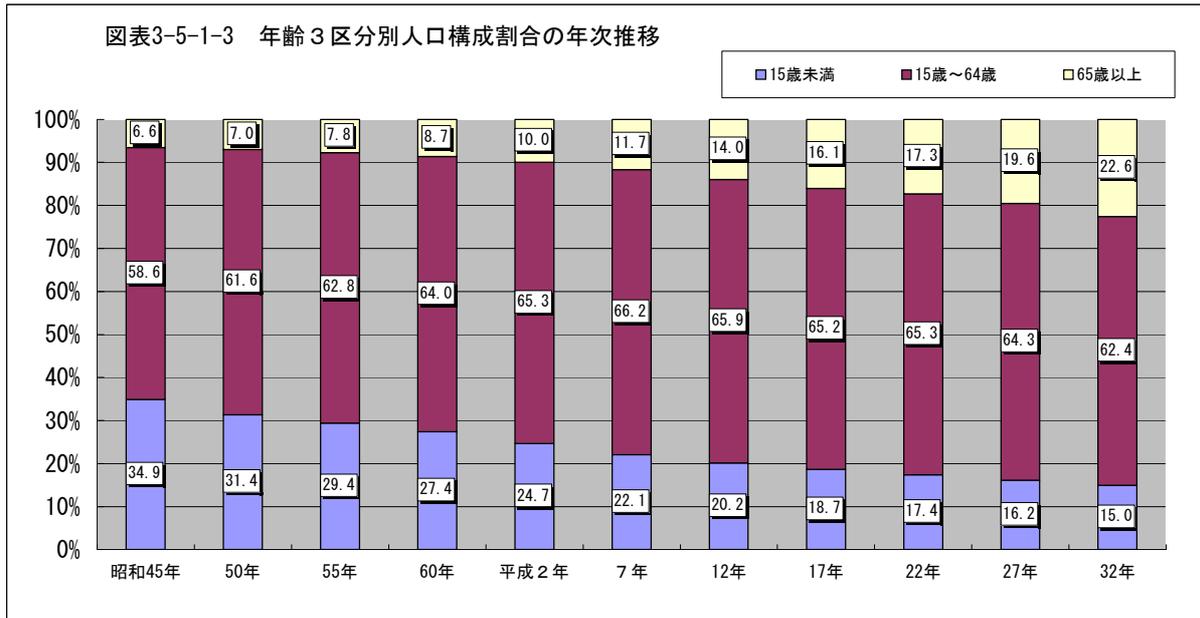


資料：沖縄県福祉保健部「衛生統計年報」

本県の年齢3区別の人口構成の推移を見ると、15歳未満の年少人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加している。【図表3-5-1-3】

平成17年の年少人口を昭和45年と比較すると約4分の3に減少している。一方、65歳以上の老年人口は約3.5倍に増加している。

また、本県の将来の推計人口においても、年少人口は減少し、老年人口が増えていくことが予測されており、平成27年には、老年人口が年少人口を上回ることが予測されている。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所（平成19年5月推計）

ア 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

（施策について）

【現状】

少子化の進行は労働力人口の減少による経済活動の低下や若年世代に対する社会保障費負担の増加など、様々な面で社会に影響を及ぼすことが考えられる。このため、県においては「新おきなわ子どもプラン」や「健やか親子おきなわ2010」、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」等を策定し少子化対策に取り組んできた。

母子保健に関する相談・支援体制については、母性・父性の育成と人権尊重に関する思春期保健の強化、妊娠、出産に安心して臨む周産期保健医療体制の充実、育児不安の解消と子どもの心の安らかな成長の促進、子どもが元気にたくましく育つ環境整備を柱に、妊産婦・乳児等の健康診査や保健指導、母子保健の基盤整備等を実施している。

周産期・小児医療については、特定不妊治療や未熟児の入院、障害や小児慢性特定疾患等を抱えている子ども及び全ての乳幼児を対象に医療費の助成を行っている。

乳幼児の保育サービスについては、保護者の急病や断続的勤務等による一時的な保育ニーズに対応する一時預かり、週に2、3日のパート勤務など保護者の従事している勤務形態に応じて柔軟に対応する特定保育、夜間勤務に従事する保護者の保育ニーズに対応する夜間保育など、多様化する保育ニーズに対応する事業を行う保育所に対し、実施主体となる市町村と連携して補助を行い支援している。

待機児童については、市町村と連携して保育所の創設や定員の弾力化などにより解消に努めている。【図表3-5-1-4】

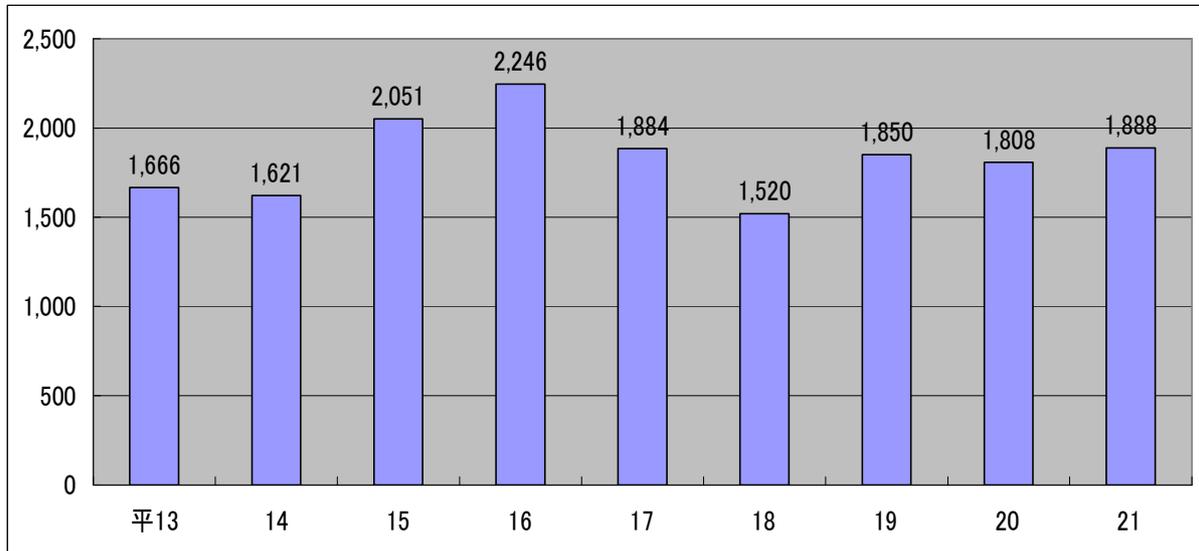
平成14年度現在322か所（定員23,950人）であった保育所数は、平成21年4月現在369か所（定員29,888人）に増加している。【図表3-5-1-5,6】

また、待機児童の受け皿となっている認可外保育施設の入所児童に対する健康診断費や給食費の助成を行うとともに、その認可化の促進を図っている。主な促進策としては、

認可外保育施設の建物等が保育所の児童福祉施設最低基準を満たすものとなるよう、施設整備費の補助を行っている。

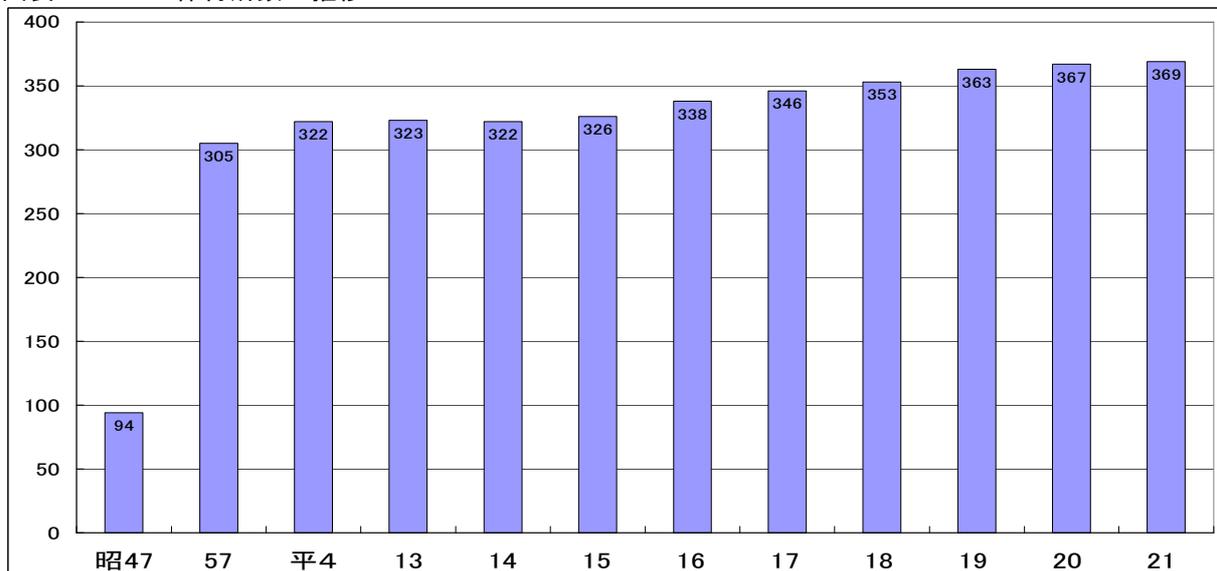
図表3-5-1-4 待機児童数の推移

(単位：人)



資料：沖縄県福祉保健部

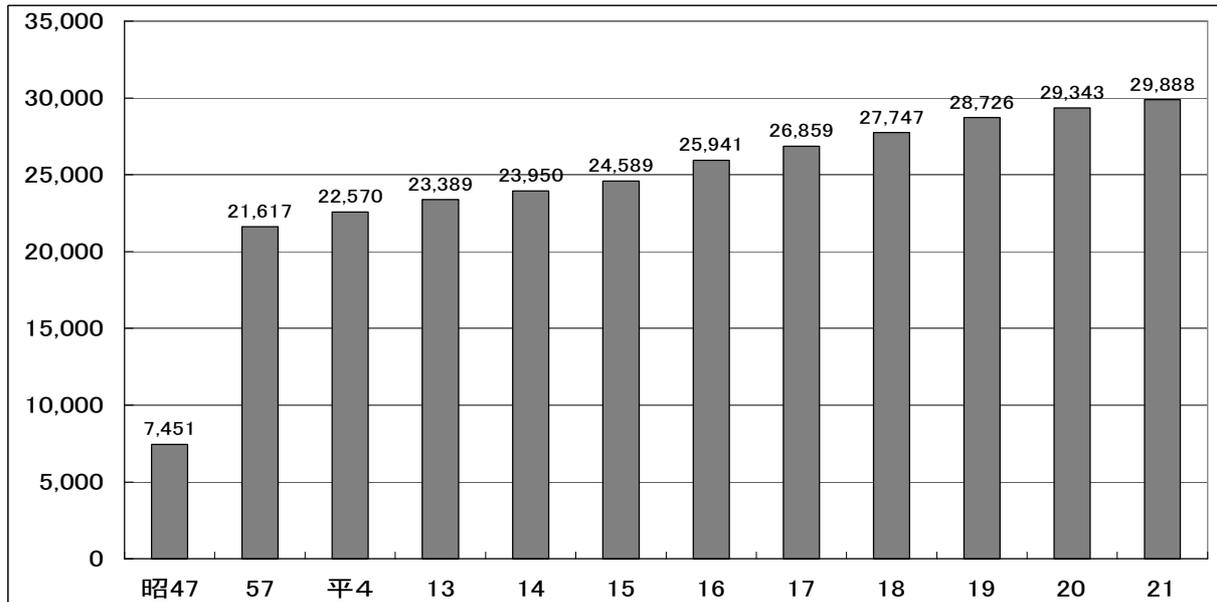
図表3-5-1-5 保育所数の推移



資料：沖縄県福祉保健部「福祉保健行政の概要」

図表3-5-1-6 保育所定員の推移

(単位：人)



資料：沖縄県福祉保健部「福祉保健行政の概要」

児童に健全な遊びを与えて心身の健やかな成長を促すことを目的として設置する児童館は、平成19年度末で17市町村に64館が整備されている。その運営費や放課後児童クラブの活動に対する補助、子育て中の母親等の自主的グループへの助成、地域子育て支援拠点への補助等を行い地域における児童の健全育成を推進している。【図表3-5-1-7】

図表3-5-1-7 児童館整備状況

年度	昭和52年度～平成9年度	H10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
新設数	46	1	0	4	3	2	2	2	3	1	0
市町村	那覇市(10) 浦添市(4) 宜野湾市(4) 具志川市 沖縄市 糸満市 豊見城市 平良市 名護市 北谷町 西原町(2) 下地町 東風平町(2) 与那原町 伊良部町(2) 南風原町(4) 与那城町(2) 玉城村 北中城村(2) 大里村(2) 南大東村 具志頭村	佐敷町		平良市 糸満市 沖縄市 北谷町	西原町 豊見城市 浦添市	那覇市 浦添市	浦添市 具志川市	大里村 石川市	北谷町 南城市 浦添市	浦添市	

資料：沖縄県福祉保健部「福祉保健行政の概要」

仕事と家庭の両立支援を目的に地域で相互援助活動を行うファミリーサポートセンターは、平成15年度の制度開始時は3か所であったが、平成20年度現在9か所と増加している。会員数は累計で7,075人となっており、平成20年度における活動件数は31,121件で、都市部を中心に増加傾向にある。【図表3-5-1-8】

図表3-5-1-8 ファミリーサポートセンター会員数等の推移

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
設置箇所数	3	4	4	6	8	9
会員数(累計)	420	1,268	1,996	3,434	5,387	7,075
活動件数	3,510	7,826	11,847	18,149	25,241	31,121

[H15設立] [H16設立] [H18設立] [H19設立] [H20設立]
 那覇市 名護市 うるま市 宜野湾市 北谷町
 宮古島市 浦添市 豊見城市
 沖縄市

資料：沖縄県福祉保健部

子育ての不安や悩みに対する相談体制としては、市町村の家庭児童相談窓口や児童相談所において児童に関する相談全般に依っており、特に児童虐待に対しては児童相談所に子ども虐待ホットラインを開設し、24時間・365日体制で相談に依っている。また、児童相談所に虐待対応協力員、カウンセラー、法律専門家を配置するとともに、平成19年度から中央児童相談所八重山分室を設置し、児童虐待への対応に努めている。

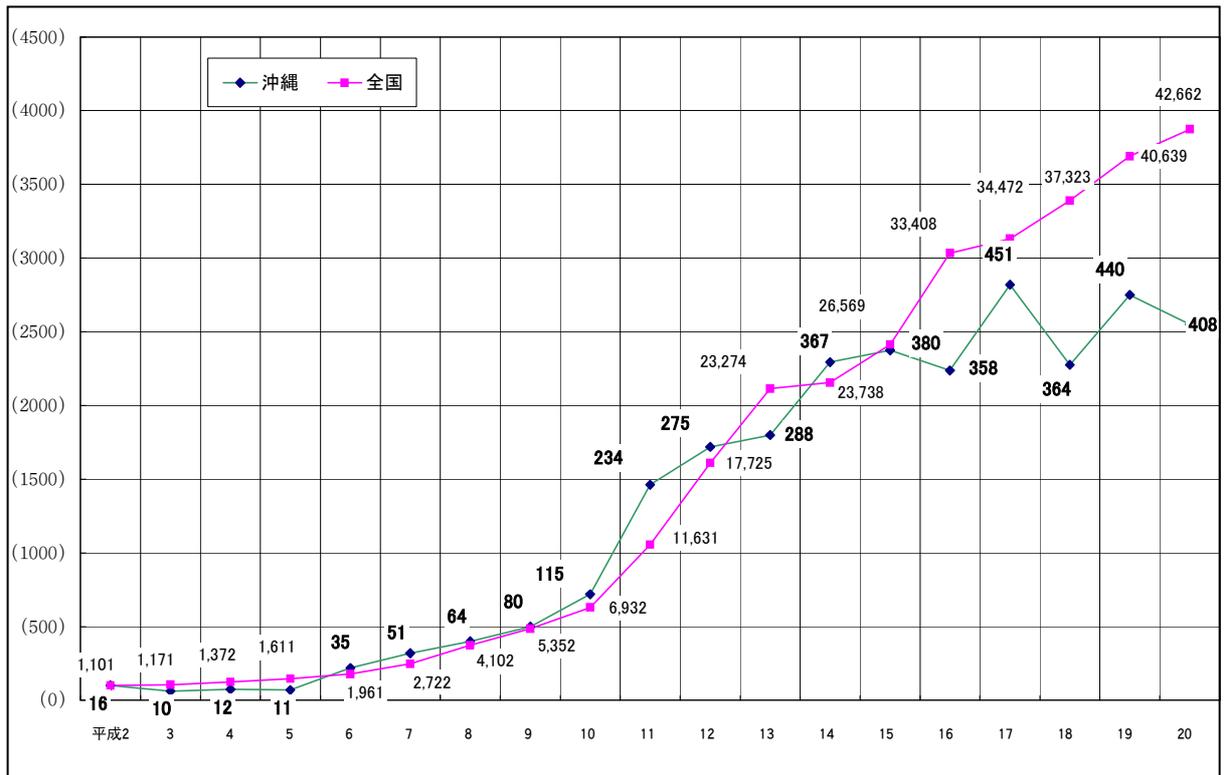
児童相談所における児童虐待相談処理件数は、平成14年度には367件であったが、その後は増加傾向で推移し、平成18年度は364件、平成19年度は440件、平成20年度は408件という状況にある。【図表3-5-1-9】

児童虐待等に係る予防、援助に関わる機関の密接な連携を図るため、児童相談所が中心になり、市町村における要保護児童対策地域協議会等のネットワークの構築を促進している。教育関係では学校・家庭・地域のネットワークの整備、サポートチーム・自立支援適応指導教室等の設置などにより効果的な取り組みを推進している。

平成16年10月の児童虐待防止法改正により、児童虐待が疑われる家庭に児童相談所職員が立入調査を行う際、安全確保の観点から必要に応じ警察官の援助を求めることが義務化されたが、この規定により警察官の援助を得て立入調査を行った事例が平成20年度には6件発生した。相談処理件数が増加傾向にある一方で、虐待を受けた児童等を保護する一時保護所は中央児童相談所に設置されている1か所（定員24人）のみであり、満員のため児童養護施設などに一時保護を委託するケースも生じている。

図表3-5-1-9 児童虐待相談処理件数の推移

(単位：件)



資料：沖縄県福祉保健部

(注) 平成20年度の全国の児童相談処理件数は厚生労働省による速報値である。

保護者がいない、あるいは保護者から虐待を受けるなど、環境上保護を要する児童については、児童養護施設への入所及び里親への委託などにより養育を行っている。児童養護施設は、平成20年度現在8か所（定員430人）設置されており、家庭に代わる環境を与えて要保護児童の健全な育成を図り、退所後の自立のための相談・援助を行っている。

里親については、平成20年度現在138人が登録されており、児童相談所に里親に対する指導・援助を行う専門員を配置し、里親の資質向上や委託推進を図っている。

【課題及び対策】

少子化の要因として指摘されていることは、結婚観や家族観の変化、家庭や職場における男女の固定的な役割分担意識が子育てと仕事の両立に対し女性の負担感を増大させていること、女性の子育てに対する心理的・肉体的な負担感が増大していること、教育費など子どもの養育に係る経済的負担が増大していることなど多岐にわたる。このような要因を取り除き安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境を整えるには、福祉、保健、労働、教育などの子育て支援の施策を総合的に推進することが求められる。

保育所に入所できない児童の待機率は、平成21年度現在、全国1.24%に対し沖縄県は5.9%と依然として高い。その解消対策には集中的に取り組むこととしているが、保育所数、入所児童数の増加に伴い、国、県、市町村が応分の負担（国1/2、県1/4、市町村1/4）で賄っている保育所の運営費に係る財政負担が過重となることが懸念されるため、実施主体である市町村の対応が慎重になる傾向がある。また、認可外保育施設利用児童数が

多いことや5歳児の公立幼稚園への就園率が高いことに伴う預かり保育の問題等、沖縄県の独自性に着目した特例的な対応が求められている。

地域における児童の健全育成に関する施策については、国の少子化対策としても拡充の方針が示されているが、拡充を行うための事業費負担における財源確保が課題となっている。

児童虐待対応については、平成17年度から市町村においても家庭児童相談業務を行うことが制度化されたことを踏まえ、第一の相談窓口となる市町村を含めた関係機関の連携を推進する必要がある。

児童相談所においては、保護者から引き離して児童を保護する必要があるケースに適切に対応するための一時保護所の増設等体制の強化を図るとともに、スーパーバイザーの養成や心理学、医学、法律等の専門性の強化を図る必要がある。また、宮古圏域、八重山圏域における相談体制の強化を図る必要がある。

イ 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

(施策について)

【現状】

沖縄県の高齢者人口の推移を見ると、昭和50年は総人口1,042,572人のうち65歳以上人口は72,539人（高齢化率7.0%）であったのが、平成17年は総人口1,361,594人のうち65歳以上人口は218,897人（高齢化率16.1%）となっており、30年間の総人口が1.31倍の増加であるのに対し、高齢者人口は3.01倍となっている。高齢化の状況は、総人口が増加傾向を示していることから全国に比べ伸びは緩やかなものの、高齢化率は確実に上昇していくことが見込まれる。【図表3-5-1-10】

図表3-5-1-10

・総人口に占める高齢者人口の推移

区分 年	全 国			沖 縄 県			備 考
	総人口	65歳以上人口	高齢化率	総人口	65歳以上人口	高齢化率	
昭和 25	84,115	4,155	4.9	698,827	31,522	4.5	
30	90,077	4,786	5.3	801,065	38,908	4.9	
35	94,902	5,398	5.7	889,122	48,171	5.5	
40	99,209	6,236	6.3	934,176	54,739	5.9	
45	104,665	7,393	7.1	945,111	62,303	6.6	
50	111,940	8,865	7.9	1,042,572	72,539	7.0	
55	117,060	10,647	9.1	1,106,559	85,819	7.8	
60	121,049	12,468	10.3	1,179,097	101,947	8.6	
平成 2	123,611	14,895	12.0	1,222,398	121,082	9.9	
7	125,570	18,277	14.6	1,273,440	148,567	11.7	
12	126,926	22,225	17.3	1,318,220	182,557	13.8	
17	127,768	25,672	20.1	1,361,594	218,897	16.1	
27	125,430	33,781	26.9	1,416,000	277,000	19.6	推計
37	119,270	36,354	30.5	1,433,000	354,000	24.7	〃
47	110,679	37,249	33.7	1,422,000	395,000	27.7	〃

資料：平成17年までは「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口」－平成19年5月推計

高齢者の福祉については、平成12年に施行された介護保険制度の適正な実施に努め、介護サービスの充実、介護予防や生活支援、高齢者の就労や社会活動への参加を支援する施策などを実施している。平成20年4月現在、要支援を含めた要介護認定者数は41,041人となっており、65歳以上の第1号被保険者が認定者数の96.4%（39,571人）を占め、その中でも75歳以上の認定者が33,385人と、認定者数の81.3%を占めている。

介護サービスの適切な提供を図るため、介護支援専門員研修の開催により専門員の養成及び資質の向上を図り、地域包括支援センター職員や介護認定委員などの研修を実施することにより保険者である市町村の体制の整備に努めている。制度発足の平成10年度から平成20年度までの介護支援専門員試験合格者は累計3,520人、実務研修修了者は累計3,995人となっている。

介護職従事者について、訪問介護員（ホームヘルパー）は、平成20年3月現在の養成研修修了者累計で見ると、基礎研修修了者125人、1級課程修了者945人、2級課程修了者16,923人、3級課程修了者6,076人となっている。介護福祉士登録者数は、平成20年3月現在7,764人となっている。【図表3-5-1-11, 12】

図表3-5-1-11 介護員養成研修修了者数

単位:人

区分	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	19年度 未合計
介護職員基礎研修 修了者																	125	125
訪問介護員1級課程 修了者数	15	0	12	16	22	17	11	76	84	105	105	159	141	97	53	22	10	945
訪問介護員2級課程 修了者数	0	0	23	118	148	218	455	603	1,559	1,349	1,040	1,157	2,770	2,779	2,088	1,404	1,212	16,923
訪問介護員3級課程 修了者数	0	110	162	203	421	359	552	773	1,714	558	300	300	262	144	102	61	55	6,076
各年度計	15	110	197	337	591	594	1,018	1,452	3,357	2,012	1,445	1,616	3,173	3,020	2,243	1,487	1,402	24,069

図表3-5-1-12 本県の介護福祉士登録者数合計

20年度末現在数

年度	養成施設 2年	養成施設 1年	保育士と 養成施設1年	養成施設 合計	国家試験 合格者	合 計	増加数
1	0	0	4	4	9	13	13
2	6	1	6	13	25	38	25
3	12	1	83	96	46	142	104
4	62	3	121	186	112	298	156
5	160	4	166	330	154	484	186
6	231	5	166	402	204	606	122
7	384	6	227	617	272	889	283
8	504	6	270	780	348	1,128	239
9	620	6	309	935	456	1,391	263
10	630	6	310	946	649	1,595	204
11	836	6	349	1,191	866	2,057	462
12	1,014	6	392	1,412	1,145	2,557	500
13	1,217	7	446	1,670	1,408	3,078	521
14	1,339	6	448	1,793	1,692	3,485	407
15	1,531	6	495	2,032	1,953	3,985	500
16	1,676	7	497	2,180	2,287	4,467	482
17	1,927	10	551	2,488	2,643	5,131	664
18	2,167	10	575	2,752	3,191	5,943	812
19	2,401	9	587	2,997	3,820	6,817	874
20	2,580	8	600	3,188	4,576	7,764	947

資料：沖縄県福祉保健部

(注)介護福祉士になるには、養成施設卒業後、又は国家試験合格後、介護福祉士登録申請書を厚生労働大臣あて申請し、認められた場合、介護福祉士として登録される。
※平成5年度より介護福祉士等修学資金制度スタート、貸付はH17年度で一旦停止。

介護予防については、介護保険制度により平成18年度から市町村が事業を実施しており、介護予防の大切さについて普及啓発を行うモデル事業への補助や介護予防市町村支援委員会の設置により、市町村の事業が効果的に行われるよう支援している。

在宅生活の支援としては、平成15年度から平成19年度の5年間、室内の段差解消やトイレ、浴槽の改修等の補助を行った。その後同様の補助は介護保険制度により行われている。地域ケア体制の拠点であった在宅介護支援センターは、平成18年度の介護保険制度改正に伴い「地域包括支援センター」が創設されたことで、その役割を地域包括支援センターに引き継ぐ形で減少している。地域包括支援センターは、平成21年4月現在、全ての市町村に設置されている。

高齢者入所施設については、特別養護老人ホームは平成11年度までに54か所（定員4,065人）整備され、施設整備率が全国でも上位にあったことにより平成12年度から20年度まで新設や増設は行わず老朽化施設の改築整備を行ってきた。平成20年度末までに、養護老人ホームは6カ所整備され、措置費による運営が行われている。また、軽費老人ホームは9カ所整備され、運営費の一部補助による支援を行っている。

高齢社会においては、高齢者の能力を可能な限り活用することが求められる。

高齢者の体力・能力に応じた仕事に従事する機会を提供することで、これまで培った高齢者の知識と経験を社会に役立たせ、また、高齢者に生活の安定と生きがいをもたら

すことが必要である。

このため、高齢者の就労支援として、沖縄県社会福祉協議会が実施している高齢者無料職業紹介事業の運営補助を行い、ハローワーク等との連携のもと、求人・求職相談の実施や企業訪問等による求人の開拓を促進している。

また、健康づくりと生きがいづくりを求めている概ね60歳以上の高齢者を対象に、臨時・短期的な仕事を提供し、地域社会の活性化に寄与することを目的として設置されているシルバー人材センターについては、平成21年2月末現在、11市3町1村に計15のセンターが設置されているが、全国の設置率79.0%に対し本県は36.5%と低く、未設置市町村に対し設置のための働きかけを強化していく必要がある。

高齢者の社会活動参加への支援としては、老人クラブ活動の支援や全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣、県老人クラブ連合会への活動費補助などを行うとともに、かりゆし長寿大学校において、県主催講座及び連携講座を実施し、生涯学習の形成に向けた取り組みを推進している。

【課題及び対策】

将来人口の推計によると、平成27年には沖縄県の総人口1,416,000人のうち65歳以上人口が277,000人と見込まれ、高齢化率19.6%と県民のおよそ5人に1人が高齢者という社会の到来が予測される。そのため、平成20年度に策定した沖縄県高齢者保健福祉計画においては、平成27年の高齢者介護の姿を念頭においた目標を設定しており、この計画に基づき、介護サービス、高齢者向け住まいと見守りサービス、在宅介護、訪問看護等の在宅医療体制の整備を着実に図る必要がある。

介護職従事者の確保について、平成20年度の全国調査による沖縄県の介護職従事者の離職率は23.3%である。全国的な傾向として、労働条件に対する悩みは「仕事内容のわりに賃金が安い」「業務に対する社会的評価が低い」が主なものとなっており、離職の理由にもつながるものと思われる。介護職従事者が安心して業務に従事できるよう、介護報酬の改定など介護保険制度の見直しが求められる。

介護予防事業については、各市町村においてより効果的に実施していく必要があり、「沖縄県介護予防市町村支援委員会」を設置しており、引き続き、普及啓発、研修、事業評価等を行い支援していく。

高齢者入所施設の整備については、既設の施設の老朽化も目立ち立替や改築のニーズは高く、施設運営法人の要望や財政事情を踏まえた計画的な改築整備が必要である。また、入所希望者が増加傾向にあるため、待機者の状況や介護保険者である市町村の要望を踏まえ、施設の新設を進めていく必要がある。

高齢者の就労支援については、求職者数が求人数を上回っている状況にあることから、企業訪問を強化し、求人開拓を進めていく必要がある。また、全ての高齢者が等しく社会参加の機会を得られるようシルバー人材センターの設置を促進するとともに、高齢者の体力等に適した就労が提供できるよう市町村等関係機関との連携を推進する必要がある。

ウ 障害のある人が活動できる環境づくり

(施策について)

【現状】

沖縄県の障害者の状況は、平成20年度末現在、身体障害者手帳の交付者が64,213人、知的障害者に対する療育手帳の交付者が11,186人、精神障害者保健福祉手帳の交付者が13,326人となっている。【図表3-5-1-13~15】

障害者の福祉については、平成18年から施行された障害者自立支援法に基づき「沖縄県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備するとともに、第3次沖縄県障害者基本計画（～美らしま障害者プラン～。平成16年策定）を平成21年6月に変更し、計画期間の後期（平成21年度から平成25年度まで）の目標を定めた。障害者の自立と社会参加を促進するため、これらの計画に基づき、市町村をはじめ関係機関や団体等と連携し、地域における相談支援体制の強化やさらなる就労支援の促進に取り組んでいる。

図表3-5-1-13 身体障害者手帳交付台帳登載者数

区分	18歳未満	18歳以上	合計
視覚障害	66	4,346	4,412
聴覚障害	223	6,779	7,002
音声・言語機能障害	16	783	799
肢体不自由(上・下・体)	923	28,886	29,809
内部障害(心・腎・呼・直腸・小腸・免)	247	21,944	22,191
合計	1,475	62,738	64,213

資料：沖縄県福祉保健部(平成20年度末現在)

図表3-5-1-14 療育手帳交付台帳登載者数

区分	中度・軽度	最重度・重度	合計
18歳未満	2,071	825	2,896
18歳以上	5,359	2,931	8,290
合計	7,430	3,756	11,186

資料：沖縄県福祉保健部(平成20年度末現在)

図表3-5-1-15 精神障害者保健福祉手帳交付状況

区分	交付状況			
	1級	2級	3級	計
20年度	2,998	8,333	1,995	13,326

資料：沖縄県福祉保健部(平成20年度末現在)

在宅の障害児が身近な地域で専門的な療育指導や支援が受けられるよう、療育支援等に関し十分な知識を有する社会福祉法人等を指定し支援事業を行っている。また、障害児(者)施設に在宅の重症心身障害児(者)を通園させて機能訓練を兼ねた療育指導を行うことで運動機能の低下防止や発達を促し、その保護者には家庭における療育技術の指導を行うなどの支援を行っている。心身障害児(者)を対象にした全身麻酔下歯科治療は、厚生労働省派遣医師の協力を得て、昭和54年度から継続して実施している。

障害者の地域移行等に関しては、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者600人に対し精神障害者地域移行支援特別対策事業を4か所の事業所に委託して実施している。

障害者の生活訓練等については、市町村が行う障害福祉サービスに係る給付(介護給付、訓練等給付)の費用の一部負担により支援している。

障害者の就労支援については、平成16年度から平成20年度にかけて社会福祉法人等が実施した6か所の就労施設の整備に対する助成を行った。また、事業所への経営専門家の派遣や就労支援コーディネーターの配置、意識改革等を促す研修会の開催などにより障害者の工賃アップを支援し、障害者就労・生活支援センターを中心とした地域の就労支援ネットワークの構築、強化を推進している。

障害児(者)のための各種施設については、障害者自立支援法の施行に伴い体系が大きく変わり、それまで障害の種別ごとに設置されていた各種施設がサービス内容で一元化された。法施行以前から設置されている施設は平成23年度までに新体系の施設へ移行することとされており、対象施設に指導を行い移行を促進しているところである。平成21年1月現在、新体系のサービス事業所は、居宅介護168か所、短期入所56か所、児童デイサービス50か所などが整備されている。

【課題及び対策】

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体が市町村と位置づけられ、国と県はその支援を行うことにより制度全体が市町村の工夫で効果的・効率的に運営される体系へと変更された。その中において県は、総合的な福祉サービスの提供が行えるよう市町村との連携強化や支援体制の充実を図る必要がある。

障害福祉サービスの提供体系も、従来の身体障害、知的障害といった障害の種別ごとの体系が介護給付、訓練等給付といったサービス内容に基づく体系へと大きく改正されており、新体系におけるサービス提供が適正に行われるよう、旧体系からの移行を円滑に進める必要がある。

障害者の地域移行等に関しては、医療機関の協力は得られても家族の同意が得られない場合があるといった問題があり、関係機関、地域社会の共通理解と協力体制の整備が求められる。

障害者就労支援について、就労支援施設の整備を県全体で計画的に行う必要があり、整備を行う際は対象事業所の負担も大きいいためその財源や運営計画を十分審査して行う必要がある。また、就労する障害者の工賃アップを図るには、事業所に営業収益をあげ

る施設運営が求められるが、事業所それぞれの施設設置の経緯や環境の違いからそのような意識が全体的に浸透するには至っていない。「沖縄県工賃アップ推進計画」においては平成23年度の就労支援施設利用者の平均工賃月額目標を33,000円と掲げており、計画推進の取り組みにおいて事業所の意識改革を促し、主体的な経営を支援する必要がある。

(2) 保健医療の充実

ア 健康づくりと保健衛生の推進

(施策について)

【現状】

健康づくりの推進については、平成14年に策定したアクションプラン「健康おきなわ2010」に見直し改正を行い、平成20年3月に「健康おきなわ21」を策定、「健康・長寿沖縄の維持継承」を旨とし、生活習慣病予防のための生活習慣、食生活の改善や、検診受診率の向上などを推進している。

本県の平均寿命の推移をみると、男性は昭和60年を境に平均寿命の伸びが減少しており、平成2年には全国順位が4位へ後退し、平成12年には26位へと大きく後退した。

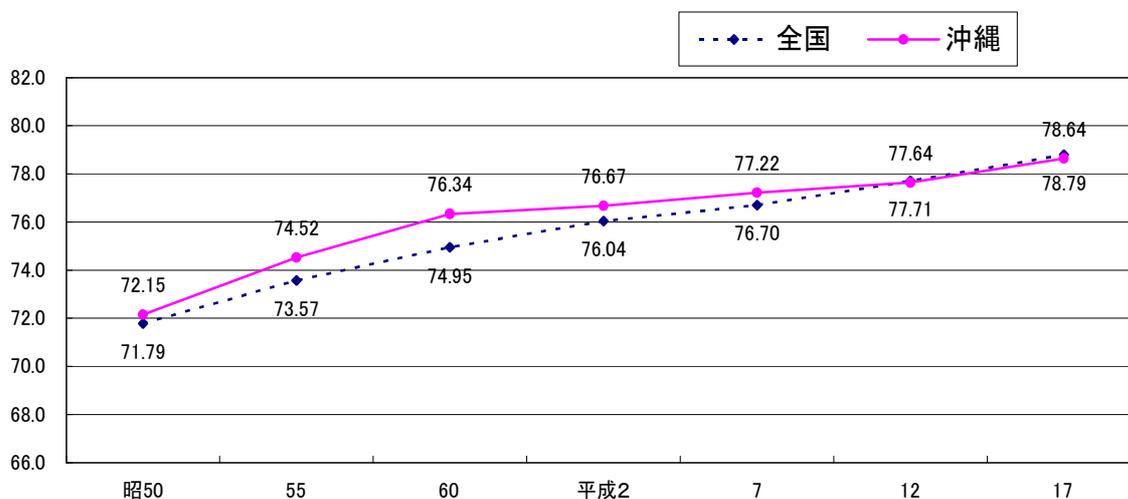
平成17年の本県男性の平均寿命は78.64歳で平成12年と比較した伸びは1.00歳であったが、全国平均は78.79歳で伸びは1.08歳となっており、平均寿命の全国平均との差は平成12年の0.07歳から平成17年は0.15歳へと大きくなっている。【図表3-5-2-1】

女性も男性と同様に昭和60年を境に伸びが鈍化し全国との差は小さくなっているが、平成17年の本県女性の平均寿命は86.88歳で全国一位を維持しており、平成12年と比較した伸びは0.87歳となっている。【図表3-5-2-2】

これに対して全国平均は85.75歳で伸びは1.13歳となっており、平均寿命の全国平均との差は縮小している。

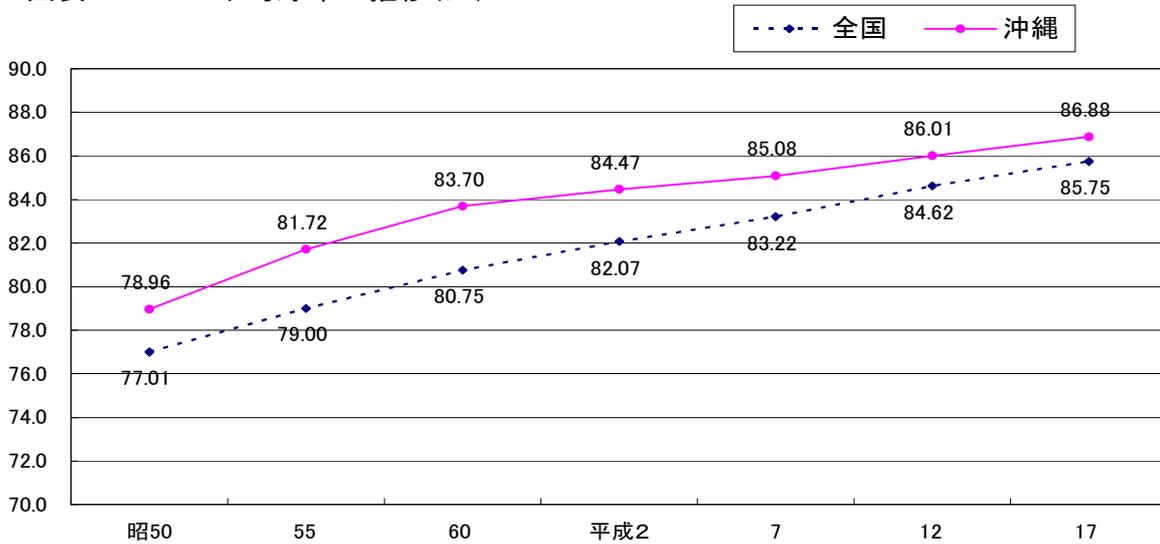
本県の平均寿命は近年男女ともに全国平均に比べて伸びが低く、この傾向が続くと平均寿命からみた長寿県の維持は困難になることが予想される。

図表3-5-2-1 平均寿命の推移(男)



資料：沖縄県福祉保健部

図表3-5-2-2 平均寿命の推移(女)



資料：沖縄県福祉保健部

各市町村で実施している住民検診やがん検診の受診率向上を支援するほか、平成19年2月に「沖縄県食育推進計画」を策定、食の大切さについて普及啓発を行っている。

市町村保健センターは、平成20年度現在類似施設を含め41市町村で67か所が設置され、健康相談や保健指導などを実施し地域住民の健康の保持及び増進を図っている。保健所は平成14年4月に福祉事務所と統合し、北部・中部・南部・宮古・八重山の各福祉保健所及び中央保健所の6か所で、市町村相互間の連絡調整、市町村の範囲を超えた広域的な業務、地域保健に関する情報の収集、管理、分析、調査などを行い市町村の保健業務を支援している。

感染症や食中毒などの発生予防、まん延防止体制を確保するため、予防接種の推進、予防に関する県民への普及啓発、治療体制の整備などに努め、食品衛生監視員による食品営業施設の検査などを実施し、飲食に起因する健康被害の防止に努めている。

新型インフルエンザの発生などにより健康危機が生じた場合への対策として、福祉保健部関係機関、防災担当機関、県警本部等を構成員とする沖縄県健康危機管理対策委員会を設置し、平時から構成員となっている部署間の情報交換や連絡調整を行っている。

難病患者等の療養生活の支援については、各保健所で訪問診療班を編制し病院受診の困難な患者に対する訪問診療を行っている。また平成17年度から難病相談・支援センターをNPO法人に委託して開設、患者の精神的負担の軽減や社会参加の促進を図っている。

沖縄県の自殺者は、平成18年には400人、平成19年には347人、平成20年には337人と、

平成10年以降毎年300人を超える高い状況が続いている。このため、平成20年3月に策定した「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、関係機関と連携した自殺の事前予防、自殺発生危機への介入、未遂者や自死遺族への対応などの事業の実施、自殺対策に関する普及啓発や体制の整備などを推進している。

また、平成21年度から沖縄県自殺対策緊急強化基金を活用して各種事業を実施するほか、市町村や民間団体等を支援することにより、身近な地域における自殺対策強化に努めている。

ハブなど有毒生物による被害については、例年ハブ咬傷者が100人程度、ハブクラゲ等の海洋危険生物刺傷者が350人程度発生している状況である。このような被害の未然防止のため、ハブ咬症注意報の発令や講習会の開催などによる広報・啓発活動、ハブの捕獲対策、ハブクラゲ侵入防止ネットの設置推進などに取り組んでいる。また、ハブ咬症の治療薬を医療機関に配備し重症化防止を図っている。

【課題及び対策】

健康づくりについては県民一人ひとりの意識と努力によるところが大きく、積極的な周知・広報が重要である。また、効果が短期間では表れにくいいため、周知・広報を中長期的に計画し、取り組みの継続を図ることが必要である。「健康おきなわ21」は平成20年度～29年度の10年計画となっており、計画期間を前期（平成20～22年度）、中期（平成23～25年度）、後期（平成26～28年度）に分けて取り組みを推進することとしている。

本県の平均寿命の伸びを低くしている主な要因を年齢調整死亡率（人口10万人あたり）でみると、心疾患や脳血管疾患の改善幅が全国に比べて小さくなったことや、糖尿病、肝疾患等の死亡率が全国より高くなったことがあげられる。

このため、「健康おきなわ21」では、食生活と運動、休養とこころ、タバコ、歯の健康、アルコール、生活習慣病の6分野ごとに、個別の目標指標を設定し健康づくりのための取り組みを進めているが、その効果を高めるためには、主体となる県民一人ひとりが健康の大切さを自覚し行動することが求められる。

健康危機管理対策については、交通網の整備や交流の活発化による県域を越えた健康被害の発生や、初期対応時に原因が不明の健康被害が想定されることなどへの対応策を検討する必要がある。

難病患者に対する訪問診療については、専門医が少ないため、特に離島地域における支援体制の整備が課題である。難病患者の支援に関しては、難病を抱えながらも就労できるように、患者の就労に関する支援相談体制の整備が求められている。

自殺対策については、自殺動機の上位に経済生活問題、家庭問題があることから、経済対策など社会全体の課題への対策が必要である。特に、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして地域における自殺対策の強化が緊急の課題であることから、市町村や民間団体の活動等を支援することにより、地域における自殺対策を強化する必要がある。

有毒生物被害への対策については、未然防止のための啓発活動をより一層強化するとともに、ハブ咬症時における救急医療体制を整備するとともに、治療薬であるハブ抗毒

素を備蓄する必要がある。また、現在の治療薬で約15%発生している副作用が発生しないような安全性の高いハブ咬症治療薬の研究開発を進める必要がある。

イ 保健医療体制の整備

(施策について)

【現状】

保健医療提供体制を総合的、計画的に推進するため、「沖縄県保健医療計画」を策定し、県立病院の整備等医療提供体制の充実、医師・看護師等の人材確保と資質向上、救急体制の充実などに取り組んでいる。

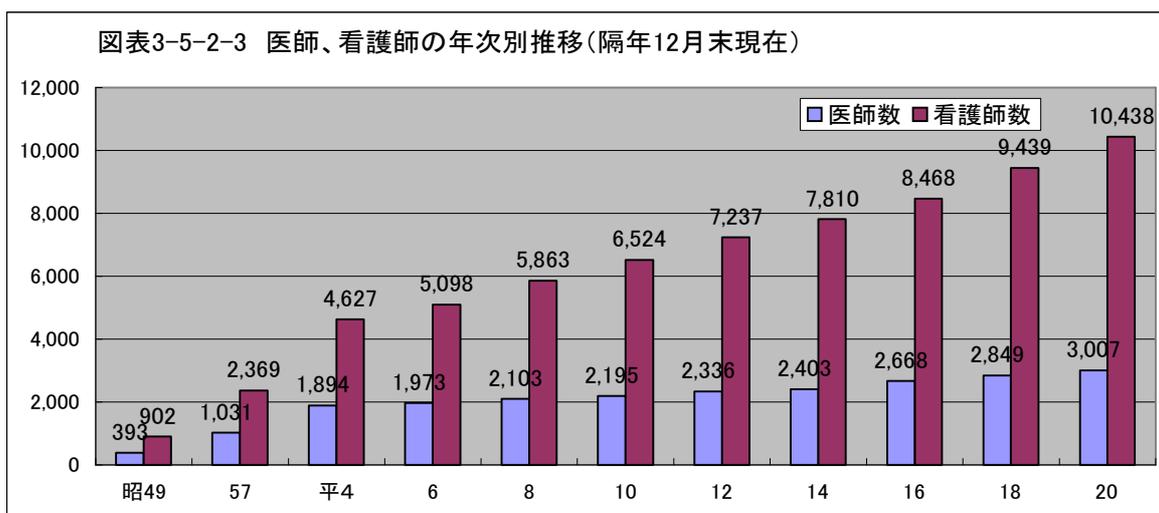
病床数について、沖縄県の平成19年6月末現在の状況は、一般病床13,901（基準病床数12,209）、精神病床5,620（基準病床数4,551）、結核病床81（基準病床数162）、感染症病床18（基準病床数26）となっており、一般病床と精神病床は基準を上回る設置がなされている。

救急医療体制について、二次救急医療体制を担う救急告示病院は平成20年度現在で27か所設置され、5つの救急医療圏全てに整備されている。三次救急医療体制を担う救命救急センターは3か所（中部病院、南部医療センター・こども医療センター、浦添総合病院）設置されている。浦添総合病院では平成20年12月から救急医療用ヘリコプターを運航しており、国と県でその費用を補助している。関係機関、団体等と連携して救急医療に関する普及啓発を行うほか、離島からの自衛隊機等による急患空輸に伴う搭載用医療機器の保守点検等、救急医療体制の整備、充実に努めている。

離島・へき地医療の向上を図るため、県立病院と附属離島診療所等との間に導入したイントラネットやテレビ会議システムを用いて、中部病院を中核に離島診療所からの診療相談への対応、遠隔講義や遠隔会議などを実施し、離島診療に対する医療支援を行っている。また、市町村立のへき地診療所に対し施設や設備の整備費、運営費の補助を行い、へき地医療の確保を支援している。

県立病院については、北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院及び精和病院の6病院並びに16附属診療所を運営し、各保健医療圏域の中核病院として救急医療、高度・特殊医療、離島・へき地医療、医療従事者の養成研修事業等を行うとともに、当該地域で量的、質的に不足する一般医療を担い、地域医療の確保と医療水準の向上に努めている。

沖縄県の平成20年末における医療従事者は、医師3,007人、歯科医師785人、薬剤師1,599人、看護師10,438人等となっている。これを人口10万人あたりの数で見ると、医師218.5人、歯科医師57人、薬剤師116.2人、看護師758.6人となり、全国平均と比較すると、医師102.6%、歯科医師75.3%、薬剤師79.8%、看護師110.4%の水準となっている。



資料：厚生労働省

保健医療従事者の養成・確保については、医学生や研修医に対する修学資金の貸与、自治医科大学への学生の派遣、県立病院における医学臨床研修の充実による医師の確保、看護師及び看護教員の養成、離職した看護師の再就業への支援、就業していない助産師への就業支援など様々な対策を行っている。

特に離島・へき地における医師の確保のため、平成19年度から離島・へき地での勤務を希望する医師の情報を登録し必要に応じ派遣する「ドクターバンク」の運営、離島診療所に勤務する医師の支援を行う「へき地支援機構」の運営を開始した。また、修学資金の貸与を受けた研修医等に離島診療所等における勤務義務を課すなど、修学資金制度による離島・へき地における医師の確保にも努めている。

【課題及び対策】

保健医療体制については、医療提供体制の根幹をなす医師・看護師は着実に増加しているが、圏域や診療科における偏在、病院勤務医の過重労働、結婚や出産に伴う女性医師・看護師の離職等が課題である。看護職員については、「第6次沖縄県看護職需給見通し」において毎年約700人の不足が見込まれており、離職者の再就労支援、就業者が働き続けることのできる職場づくりの支援などの強化が求められている。

離島・へき地における医療体制については、県全体として医療従事者の養成・確保に取り組むとともに、市町村が主体となって保健予防対策から1次医療の提供まで担うことができるよう、市町村立離島診療所の常勤医確保等を支援する必要がある。

県立病院については、地域医療を確保することを目的に平成21年度から平成23年度までを経営再建期間と位置づけた「経営再建計画」を策定し、安定した経営基盤の構築に向けて取り組んでいるところである。

(3) ともに支え合う社会の構築

ア 男女共同参画社会の実現

(施策について)

【現状】

男女共同参画社会の実現にあたっては、平成14年度に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、県、市町村、県民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを明確化した。また、配偶者暴力防止法や男女雇用機会均等法の改正など男女共同参画社会の形成を取り巻く新しい動きに対応するため、平成13年度に策定した「男女共同参画計画」を見直し、平成18年度に「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定する等、諸施策の推進に努めた。

女性の社会参画については、家庭生活と職場等の両立ができるよう、保育所入所待機児童の解消や認可外保育施設への支援強化など、安心して子育てができる環境づくりに努めたほか、性別による固定的な役割分担意識の問題など男女共同参画に関する正しい認識を深めるため、「男女共同参画センター」を活動拠点として、各種広報啓発・学習等を行うとともに、活動や交流の場の提供を行っている。こうした取組の結果、女性の社会参画は着実に進展しており、女性就業者数は、平成14年の19万4千人から平成20年には22万5千人と増加し、また雇用者全体に占める割合は、41.7%から44.6%に増加するなど、雇用の場への女性の進出は進展している。

また、女性リーダーの育成については、社会のあらゆる分野において、男女の意見がバランスよく反映できるよう、その取組を推進しており、とりわけ、県や市町村の議会や審議会などにおいて決定される政策・方針は、そこで生活する男女に大きな影響を与えるため、より一層、女性の参画が求められている。このため、女性学講座等を実施し、さまざまな分野に対応した女性リーダーの育成に取り組むとともに、各分野で活躍している女性に関する情報を登録した「女性人材リスト」を整備するなど、女性登用の機会の拡大に努めた。

また、配偶者等からの暴力（DV）は、重大な人権侵害であり早急に根絶する必要があることから、その取組を積極的に推進しており、平成17年度に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、暴力防止に関する広報啓発や被害者の相談体制の強化に努めたほか、被害者保護のための体制整備など、配偶者からの暴力防止に向け総合的な対策に取り組んでいる。本県のDVに関する相談件数は年々増加傾向にあり、平成15年度は678件であったが、平成20年度は1,023件と345件増加している。さらに保護命令発令件数についても、平成15年の65件に対し平成20年は81件と増加しており、人口あたりで見ると、全国平均が2.0件に対し本県は5.9件と全国比で3倍程度となっている。

【課題及び対策】

男女共同参画社会の実現にあたっては、県民一人ひとりが男女共同参画の視点に立った意識改革が必要であるとともに、それに対応した社会制度等の確立に努めなければならない。このため、男女共同参画に関する正しい認識を深めるための教育・学習をより一層推進する必要があるほか、男女がともに家庭生活と職業生活がバランスよく両立できるように育児休業・介護休業制度の周知徹底や多様な働き方に対応した労働環境の整備に取り組む必要がある。

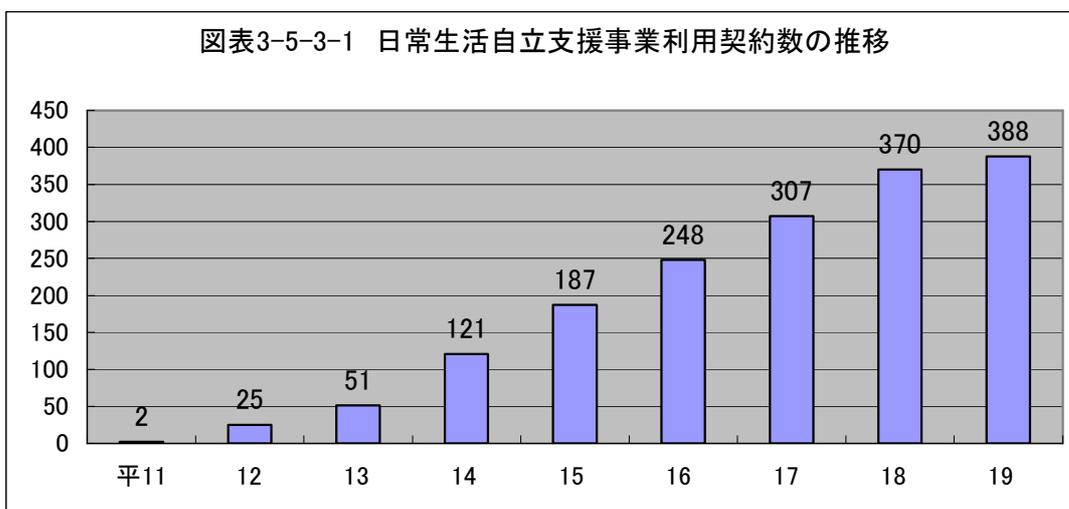
また、配偶者等からの暴力（DV）については、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力を許さない社会の構築に向け、暴

力防止に関する広報啓発・教育を行うことと併せ、増加傾向にある相談件数や人口比で全国の3倍程度となっている保護命令発令件数の状況に対応するため、女性相談所を中枢機関とした相談体制の強化と市町村等関係機関との相互連携により、事業の積極的推進を図るとともに、DVの実態把握に努めた上で事業の効率的実施を図る必要がある。

イ 地域福祉社会の形成

【現状】

病気や障害等により判断能力が十分でない者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用や地域での自立した生活、安全・安心を図る日常生活自立支援事業を平成11年度から沖縄県社会福祉協議会で行っており、国と県でその経費を負担している。



資料：沖縄県福祉保健部

高齢化の進展や障害者等の社会参加意識の高まり、国のバリアフリー関係法令の整備などを踏まえ、平成9年に制定した「沖縄県福祉のまちづくり条例」を平成17年10月に改正し、より幅広い利用者を想定して整備基準を充実するなど一層のバリアフリー化に努めている。施設整備については、平成21年3月現在1,616か所の施設において事前協議が行われ、福祉のまちづくりが着実に進展している。また、バリアフリーアドバイザーの派遣や設計者等に対するバリアフリー技術研修会の開催により、バリアフリー技術の向上に努めている。

ハンセン病回復者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、療養所退所者の社会生活の支援を行っている。

福祉サービスの利用者保護については、当該サービスの利用方法が行政による措置制度から個人が自らサービスを選択し、事業者との契約により利用する制度へと移行したため、利用者の利益を保護する体制の確立に向けて、平成11年から地域福祉権利擁護事業が、平成12年から福祉サービスに関する苦情解決事業が実施されている。

また、福祉サービスの質の向上及び利用者のサービスの選択に資するため、沖縄県社会福祉協議会において第三者委員の設置を促す運営適正化委員会設置運営事業を実施し利用者が事業所に苦情や意見を出しやすい体制の整備を進めている。第三者委員を設置する事業所は増加しており、平成19年度末で全体の53.1%となっている。

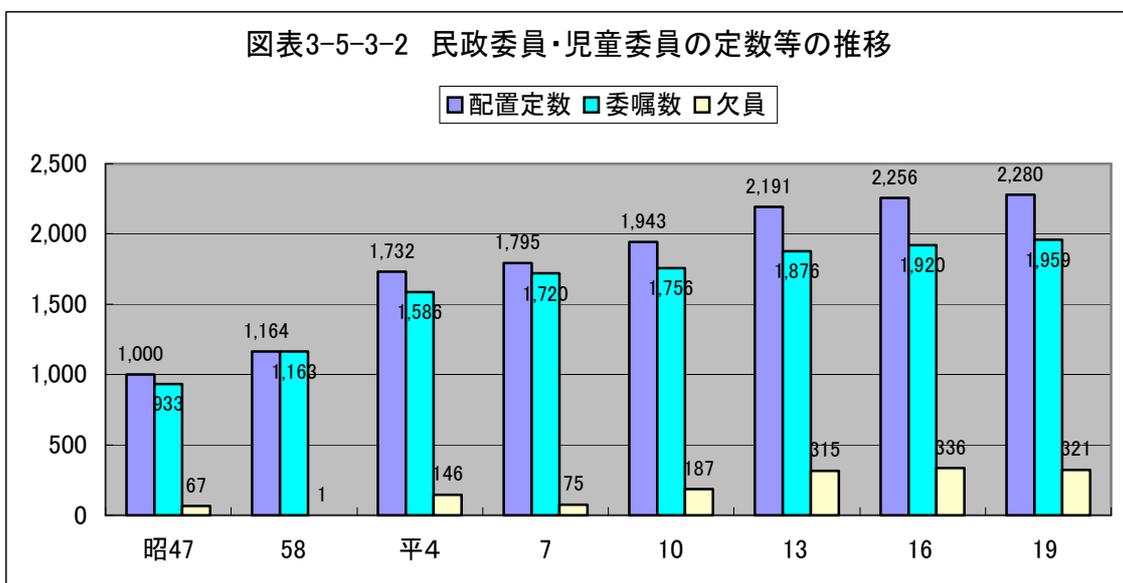
低所得者世帯等に対する支援として、市町村民税非課税世帯等に対する福祉資金や修

学資金を低金利で貸し付ける教育支援資金などの生活福祉資金の貸付事業を沖縄県社会福祉協議会で行っており、融資を受ける世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図っている。

生活保護について、保護率は平成9年度以降わずかながら増加傾向にある。平成20年度における沖縄県の保護率は17.44%で、全国平均の12.5%より4.94ポイント高い状況である。

福祉に関する情報収集、各種サービスの提供、ボランティア活動の振興、福祉人材の確保など、総合的な機能を備えた民間社会福祉活動の拠点となる沖縄県総合福祉センターを平成15年2月から開設している。

民生委員・児童委員は各市町村に配置されている民間篤志の奉仕者で、その主な職務は、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること等であり、地域社会で発生する様々な福祉の問題について対処する重要な役割を担っている。しかし、配置定数に対して十分な人数が確保されておらず欠員が生じる状況が続いている。



資料：沖縄県福祉保健部

【課題及び対策】

<地域福祉社会の形成>

判断能力が十分でない者の日常生活への支援については、市町村や市町村社会福祉協議会との連携・協力体制の強化や、県社会福祉協議会等の相談体制の充実が必要である。

バリアフリー化の推進については、広報・啓発に一層取り組み、県民の障害者に対する理解や協力を促進する必要がある。

福祉サービス利用者の保護については、第三者委員を設置する事業所の割合を更に増加させる必要がある。

ウ 社会参加活動の推進

【現状】

複雑、多様化する地域の課題を解決するためには、住民自らが積極的に関わり、その課題解決に向けた取組みを行うことが求められている。このため、従来の地縁組織にとどまらず、NPOや社会貢献意識の高い住民、企業など、多様な主体の参画と連携による地域づくりを目指すとともに、その活動を円滑に実施するために必要な環境基盤の整備を行っている。

ボランティアについては、自己が有している労力、技能、財貨等を自主的に提供し福祉活動に参加することにより、地域住民の相互扶助と連帯の輪を広げる重要な役割を果たしている。このため、ボランティア・市民活動支援センター等において、福祉施設、ボランティア団体への支援を行うとともに、企業の社会貢献活動等の促進を図っている。

なお、平成19年度における県内のボランティアの状況は、1,364団体（所属69,562人）、個人320人が登録し、子育てや教育、環境保全など幅広い分野で活動を展開している。

NPOについては、さまざまな分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。NPOの活動をより一層促進するため、平成15年度に「沖縄県NPO活動促進のための基本指針」を策定し、県民の積極的かつ主体的なNPO活動を促進するための基本的な考え方を示したほか、平成19年度には「沖縄県NPOとの協働指針」を策定し、NPOと沖縄県との協働を推進するための基本的な考え方や推進の方策を明らかにするなど、NPOの社会参画の促進に努めた。こうした取組みの結果、沖縄県より認証されたNPO法人数は、年々増加しており、平成20年度末現在370団体となるなど、福祉分野や教育・環境分野など多様な分野において、NPO法人による活動が積極的に行われている。

【課題及び対策】

ボランティアについては、全市町村社会福祉協議会において、ボランティアセンターの設置又は機能充実を図り、ボランティア活動の普及促進に努めるとともに、地域ボランティア育成のキーパーソンであるボランティアコーディネーターの配置促進と、研修の充実による資質の向上に努める必要がある。

NPOについては、継続的かつ活発な活動ができるような環境整備を行い、安定した組織体制の構築を図るとともに、行政との協働による新たなパートナーシップの構築に取り組む必要があるほか、地域のニーズに対応した多様な分野に、NPOが積極的に活動の幅が拡大できるよう努める必要がある。

(4) 安全・安心な生活の確保

ア 交通安全対策の推進

(施策について)

【現状】

本県は、他県に比べ、交通事故に占める飲酒運転の割合が高く、飲酒運転の検挙数も高い等、飲酒運転の根絶に向けた諸対策を含め総合的な交通安全対策が求められている。

このため、交通事故のない安全で快適な社会をつくるため、交通安全思想の普及、交通秩序の確立及び交通環境の整備に係る各種取組みを推進している。

県民の利便性の向上や、運転者教育の集約化と充実を図り、運転免許行政を効率的・効果的に推進していくことを目的に、現運転免許課庁舎、安全運転学校那覇本校及び二輪車安全運転教育センターの3施設を集約する「沖縄県警察運転免許センター」の整備を進めている。

交通安全思想の普及啓発については、春・夏・秋・年末年始の各季において、交通安全運動を実施し、ラジオ広報、県広報テレビ番組、ポスターなど様々な媒体を通じて、交通安全広報に努めるとともに、交通安全キャラバンや交通安全功労者表彰の実施、さらには飲酒運転疑似ゴーグルを活用した実践型交通安全教育など、あらゆる機会を通じて交通安全思想の普及啓発を実施するなど、総合的な取組みを行っている。加えて、県民が一体となって飲酒運転の根絶を図り、飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを目的に、平成21年10月に制定された「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づく取組みを積極的に推進している。

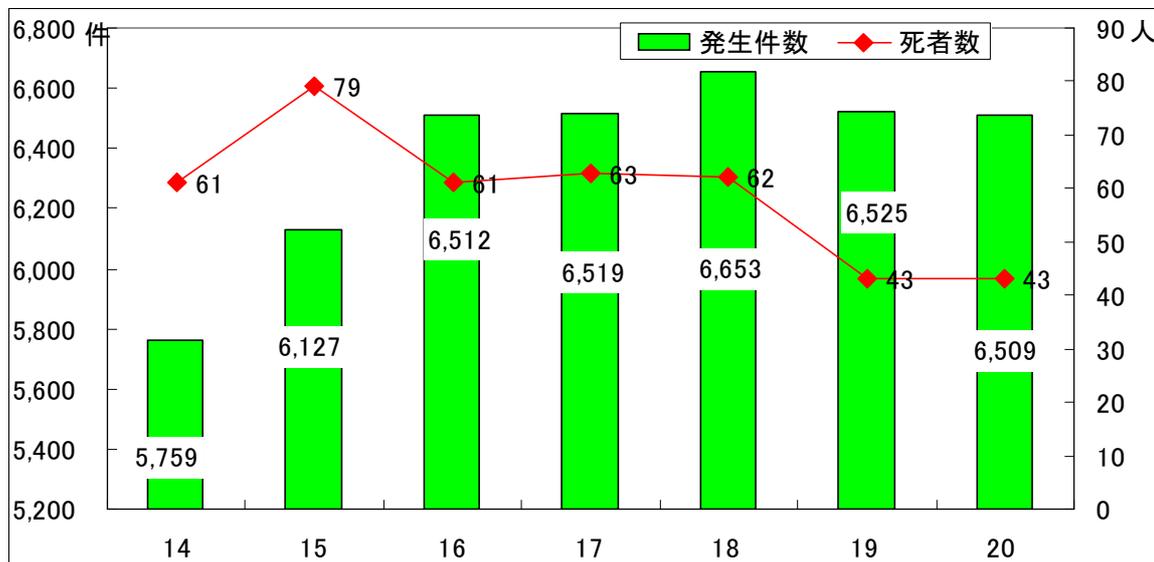
交通事故被害者支援体制については、交通事故被害者の視点に立ち、そのニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的に、県、関係機関等で構成される「交通事故被害者支援現場ネットワーク」を設立し、被害者からの相談への対応やカウンセリングの実施等の活動を推進しているほか、交通事故被害者等の心情に配慮した支援を目的に、「被害者連絡調整官」を指定して運用している。

交通秩序の確立については、本県の極めて深刻な飲酒運転の情勢を受け、徹底した飲酒運転取締りを行うとともに、各地域ごとの飲酒運転根絶連絡協議会等の設立、居酒屋等における鍵預かり運動等、県民を挙げての飲酒運転根絶対策を推進している。

また、交通環境の整備については、最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図り、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会を実現するため、高度道路交通システム（ITS）の設備である光ビーコンや信号機、道路標識・標示の継続的な整備を行っている。

交通事故のない安全で快適な住みよい社会をつくるため、これらの取組みを積極的に推進した結果、平成14年中5,759件であった交通事故発生件数は増加傾向にあったが、平成18年中の6,653件をピークに減少に転じ、平成20年中は6,509件となったほか、交通事故死者数も平成19年中、平成20年中ともに43人と統計史上過去最少を記録するなど、一定の効果を挙げた。

図表3-5-4-1 交通事故発生件数・死者数



資料：沖縄県警察本部

イ 地域安全対策の推進

【現状】

県内における刑法犯認知件数は、平成14年をピークに平成15年から6年連続減少している。

米軍構成員等による犯罪の検挙件数は、平成14年から平成20年の間、平均約70件で推移し、全刑法犯検挙件数に占める割合も約1%前後と少ないものの、この種の事案は一度発生すると県民に大きな不安感を与えることとなる。

社会の変化に伴って多様化する犯罪を防止し、県民生活の安全・安心を確保するため、県民の身近な不安の解消や警察基盤の整備に係る各種取り組みを推進している。

県民の意見や要望を的確に把握し迅速かつ誠実な対応を行うため、各警察署等に警察安全相談員等を設置するとともに沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク会議を中心に各関係機関等が連携して、相談事案の類型に即した適切な対応を行うなど、県民の身近な不安の解消に取り組んでいる。

県、県民、事業者が連携・協力して安全なまちづくりに関する取り組みを推進し、全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とした「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」を制定し、条例に基づきちゅらさん運動や地域の民間ボランティアの育成・支援等を行うとともに、県警察においては、安全なまちづくり総合対策本部を設置して詳細な犯罪発生状況の分析に基づく治安対策を推進している。

一方で、犯罪被害者支援活動の拡充に向けた必要な体制の整備として、警察本部に被

被害者支援室を設置するとともに、早期援助団体である沖縄被害者支援ゆいセンターと連携し、より充実した被害者支援活動を推進している。

さらに、DV・ストーカー事件、侵入窃盗事件、少年事件等の県民に不安感を与える事案に的確に対応するため、警察本部にDV・ストーカー対策班や捜査第三課の設置など必要な体制の整備を行ったほか、関係機関等と連携し、少年非行の実態に即した実効性のある少年非行防止対策を推進している。

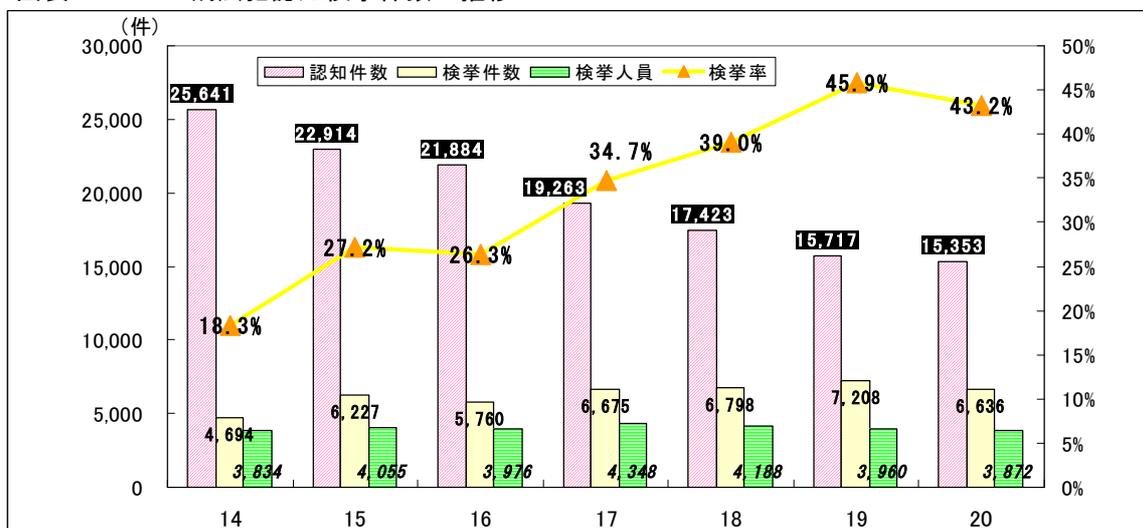
警察基盤の整備については、犯罪のハイテク化に的確に対応するため、サイバー犯罪の専門的知識を持つ職員による部内職員への指導・教養を実施し、体制の充実・強化を図っている。

また、警察庁等において実施される英語・中国語等の外国語研修に職員を派遣するなど、犯罪の国際化に的確に対応できる人材育成に努めている。

さらに、各地域の治安実態に応じて、随時、警察署・交番等の施設の整備を行うとともに、第一線における街頭活動の強化等を目的に、新型警棒や刺股、対刃防護衣等の装備資機材の整備や実際の現場を想定した実践的な訓練による警察官一人一人の資質向上等を行っている。

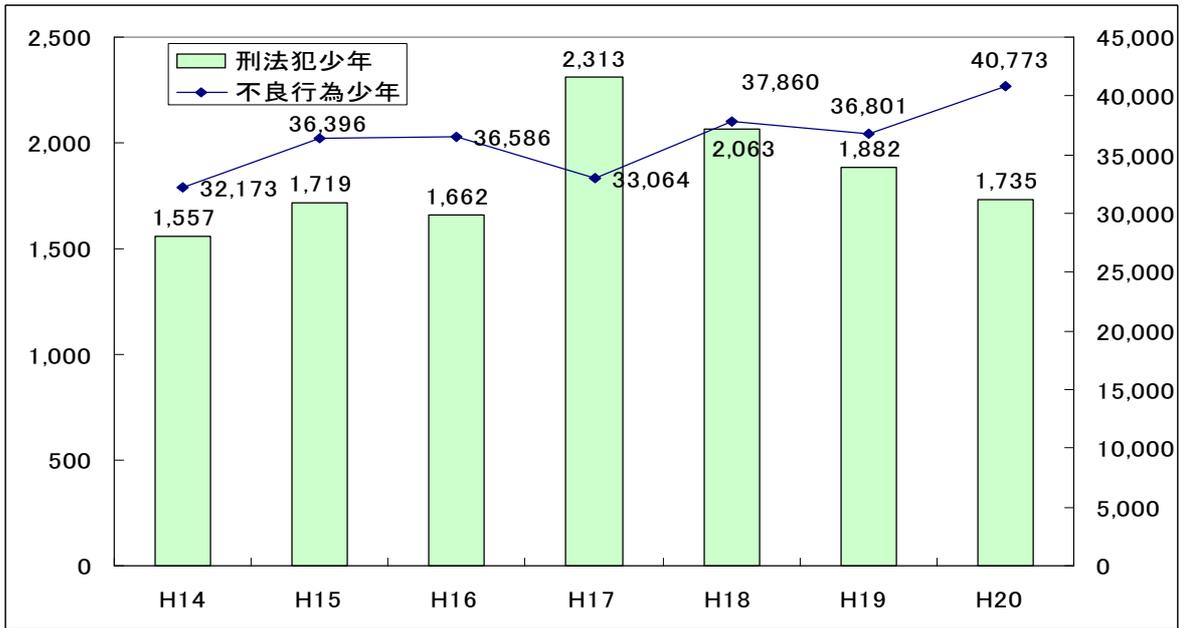
県民の安全・安心を確保するため、これらの取組みを推進した結果、刑法犯認知件数は、戦後最悪を記録した平成14年中の25,641件をピークに、平成15年以降6年連続で減少し、平成20年中は15,353件まで減少するなど、一定の効果を挙げた。

図表3-5-4-2 刑法犯認知検挙件数の推移



資料：沖縄県警察本部

図表3-5-4-3 少年非行等の推移



資料：沖縄県警察本部

ウ 防災体制の整備と消費生活の安定

【現状】

県は沖縄県域を一つの消防本部とする「沖縄県消防広域化推進計画」を策定し、今後は同計画に基づいて、各市町村が参画する協議会の下、平成24年度末までの消防広域化の実現を目指すこととしている。

高規格救急車等の消防車両の整備については、平成23年度末までに100%の整備率を目指しているが、平成20年度末現在90.2%の整備率に留まっている。

自主防災組織及び防災ボランティアの育成について、本県の自主防災組織の組織率は平成21年4月1日現在で5.7%で全国平均の73.5%と比べて依然として低水準にある。

防災情報システムについては整備済みで、平成16年度から運用を開始し、県と市町村の消防本部を結び、各種の気象情報及び災害情報の収集、伝達に活用されている。

これらの取り組みを通じて防災・危機管理体制の整備が図られている。

図表3-5-4-4 自主防災組織の都道府県別結成状況

区分 都道府県	市区町 村数	管内 世帯数(A)	有する市 区町村数	活動地域の 世帯数(B)	自主防災 組織活動
北海道	180	2,637,145	125	1,287,784	48.8%
青森県	40	567,780	38	153,502	27.0%
岩手県	35	500,973	35	334,918	66.9%
宮城県	36	899,364	36	764,731	85.0%
秋田県	25	417,941	25	275,648	66.0%
山形県	35	396,212	35	279,397	70.5%
福島県	59	745,762	59	574,409	77.0%
茨城県	44	1,107,164	43	726,998	65.7%
栃木県	30	747,665	30	638,785	85.4%
群馬県	38	759,967	31	554,323	72.9%
埼玉県	70	2,870,345	70	2,226,886	77.6%
千葉県	56	2,540,337	53	1,440,876	56.7%
東京都	62	6,241,989	54	4,912,617	78.7%
神奈川県	33	3,887,348	33	3,049,568	78.4%
新潟県	31	843,516	30	548,946	65.1%
富山県	15	385,637	15	220,627	57.2%
石川県	19	440,424	19	312,651	71.0%
福井県	17	270,459	17	201,358	74.5%
山梨県	28	333,259	28	305,997	91.8%
長野県	80	809,650	72	718,472	88.7%
岐阜県	42	738,663	42	679,903	92.0%
静岡県	37	1,428,465	37	1,394,660	97.6%
愛知県	61	2,862,859	61	2,831,609	98.9%
三重県	29	718,960	29	666,327	92.7%
滋賀県	26	503,523	26	429,197	85.2%
京都府	26	1,106,903	25	982,409	88.8%
大阪府	43	3,864,118	42	2,930,347	75.8%
兵庫県	41	2,321,121	41	2,230,009	96.1%
奈良県	39	550,523	39	394,787	71.7%
和歌山県	30	425,943	30	319,126	74.9%
鳥取県	19	225,096	19	140,247	62.3%
島根県	21	274,839	20	122,797	44.7%
岡山県	27	774,399	27	376,551	48.6%
広島県	23	1,217,486	23	858,853	70.5%
山口県	20	640,299	20	429,850	67.1%
徳島県	24	317,907	24	246,664	77.6%
香川県	17	407,972	17	238,457	58.4%
愛媛県	20	626,663	20	526,300	84.0%
高知県	34	347,669	34	206,232	59.3%
福岡県	66	2,147,845	40	1,274,644	59.3%
佐賀県	20	307,581	19	153,164	49.8%
長崎県	23	607,465	23	242,352	39.9%
熊本県	47	724,636	47	371,925	51.3%
大分県	18	504,579	18	438,898	87.0%
宮崎県	28	496,743	28	310,403	62.5%
鹿児島県	45	782,188	45	509,334	65.1%
沖縄県	41	550,420	14	31,545	5.7%
合計	1,800	52,877,802	1,658	38,865,083	73.5%

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

今時沖縄戦で使用された砲弾等は、約20万トンとみられており、その5%の1万トンが不発弾として残されたと推定されている。そのうち、復帰までに住民などによって約3,000トン、米軍によって約2,500トンが処理され、復帰後は自衛隊によって、平成20年度までに約1,758トンが処理されたが、永久不明弾500トンが見込まれるとしても、な

お約2,300トン余の不発弾が埋没されていると推定される。

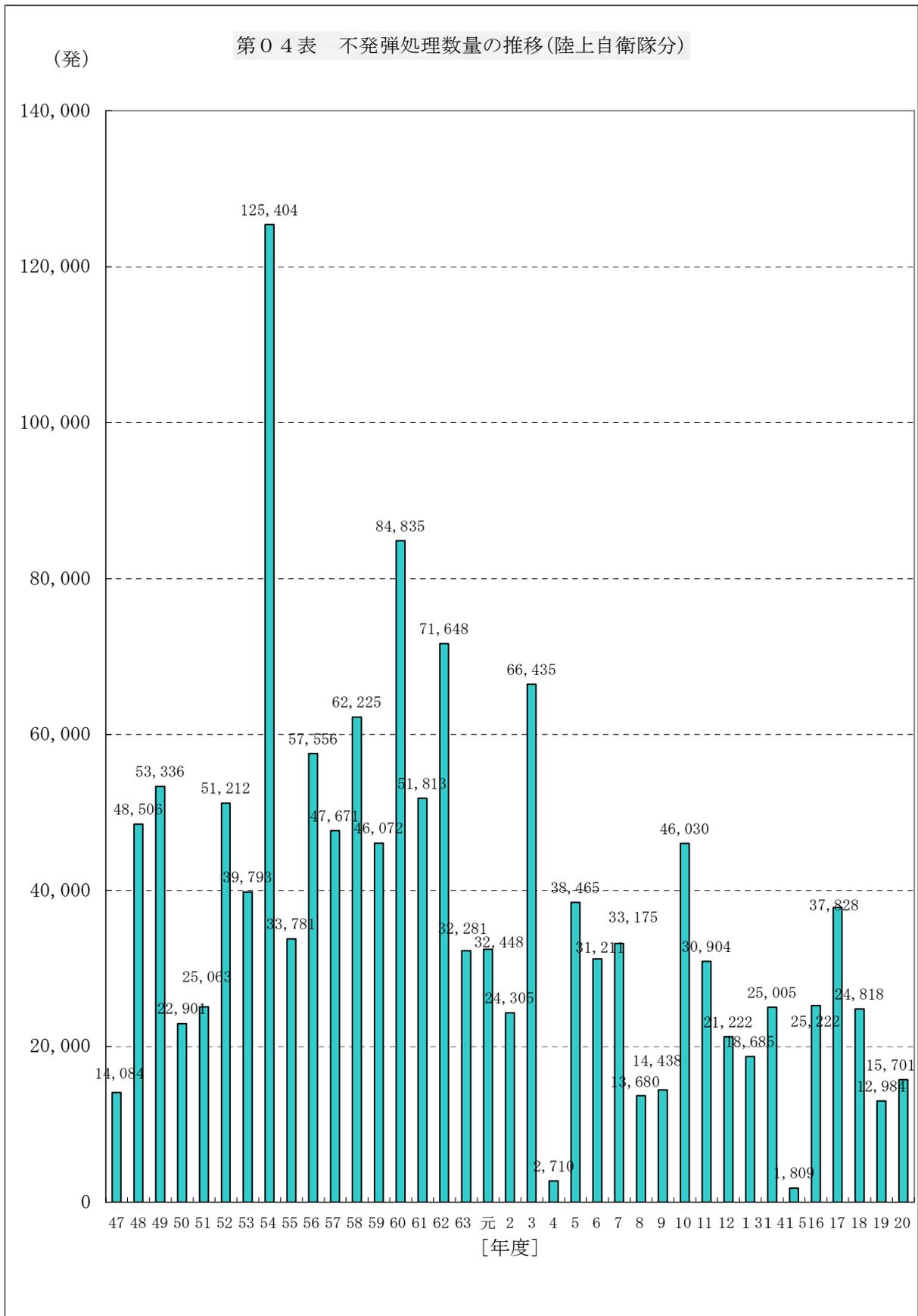
平成19年度の、全国と沖縄県における不発弾等処理状況の対比によれば、処理件数は全国の1,272件に対して772件（全国比60.7%）、処理重量は全国の37トンに対して23.2トン（全国比62.7%）と、全国の約6割の不発弾等の処理が沖縄に集中している状況である。

昭和49年の那覇市小禄の爆発事故を契機に、昭和50年度から埋没不発弾等の処理事業を開始し、平成20年度までに134トンの不発弾等を発掘・処理した。

平成21年1月14日に糸満市小波蔵で発生した不発弾爆発事故を契機に、未整備だった被害者救済制度や、不発弾探査に係る経費の全額国庫負担、民間工事での不発弾探査や処理等の課題への対応が強く求められ、以下の国による新たな不発弾爆発事故に関する被害救済の仕組みが創設された。被害者への補償が見舞金及び支援金という扱いとされたこと、民間工事での不発弾探査費用への直接補助が実現しなかったことなど、依然解決すべき課題が残されている。

- ・ 不発弾等に関する新たな安全対策（H21.2.10）
 - ①糸満市の爆発事故による被害等への見舞金及び支援金の支給
 - ②事故の未然防止のための磁気探査の徹底
 - ③沖縄県不発弾等対策安全基金の創設
- ・ 沖縄県不発弾等対策安全基金条例の制定（H21.3.12）
- ・ 沖縄県不発弾等対策安全基金事業の内容
 - ①不発弾等安全対策事業
 - ・ 不発弾等の爆発事故の発生を防止し、県民の安全を確保する事業
不発弾等の探査工事を安全かつ効果的に実施するための調査
不発弾等の探査工事を安全に実施する方法の普及啓発
 - ②不発弾等の爆発事故による被災者等への支援
 - ・ 不発弾等の爆発事故による被害者等の支援や、被害を受けた住宅、施設等の復旧
その他の措置を支援する事業
- ・ 広域・探査発掘事業
 - 各市町村で取りまとめた探査要望地区について、沖縄不発弾等対策協議会において開発する「沖縄不発弾等事前調査データベースシステム」を活用し、不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先に、緊急性、各地域のバランス、人口密度、公共施設等への隣接等を考慮し、民間工事を含めた今後の開発地域の調査結果を加味した上で広域探査・発掘事業の実施候補地区を選定し、地主等との合意が得られた地区を広域探査・発掘事業の実施地区とする。

図表3-5-4-5



資料：「平成21年度防災年報」より作成

消費生活の安定については、マルチ商法等による被害や多重債務を未然に防止するため、消費者の意識啓発に関する各種講座を実施したほか、相談員養成講座を実施し、専門的知識を有した相談体制の構築に努めた。また、市町村における相談窓口の設置や相談機能の充実のため、市町村に対し要請や支援を行った。近年、商品売買や取引形態等は多様化しており、商品の売買等をめぐるトラブル等、平成20年度に県民生活センターに寄せられた相談件数は、8,041件であった。

【課題及び対策】

刑法犯認知件数は減少傾向にあり、指数治安は改善・回復しつつあるものの、比較的治安がよいとされた昭和期に比べて未だ高い水準で推移しているほか、凶悪事案の発生など、県民が安全・安心を実感するまでには至っていない。

また、交通事故発生件数及び交通事故死者数についても減少傾向にあるが、重大な事故に直結するおそれが高く、悪質・危険な飲酒運転は、道路交通法改正により罰則が強化され、制度的な面でも飲酒運転根絶に向けた取組みが進んでいるにもかかわらず、本県においては、平成20年中における飲酒運転の検挙者が全国で5番目に高く、人身事故に占める飲酒絡みの割合が19年連続でワースト1になるなど、極めて深刻な状況が続いている。

県民が真に安全で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、社会の変化に的確に対応する治安対策や飲酒運転の根絶・交通事故の抑止に向けた取組みを、今後も継続的に推進していく必要がある。

消防行政の広域化については、市町村の自主性を基本とするが、実施主体である市町村に対する県の支援が重要である。

広域化実現のための沖縄県消防広域化協議会発足に向けた準備事務局の設置（平成21年9月）を支援したところであり、同協議会発足後も広域化に向け様々な支援に取り組んでいく。

高規格救急車等の消防車両の整備については、市町村の財政状況が厳しいなかで整備率を向上していくことが難しい現状がある。

自主防災組織及び防災ボランティアの育成については、今後とも継続的な取り組みが必要である。

不発弾処理対策については、戦後60余年を経過し、当時を知る人々の高齢化のため埋没不発弾に関する情報量が少なくなっている。また、開発による地形の変貌等により埋没地情報の信憑性が低下してきている。

各市町村で取りまとめた探査要望地区について、沖縄不発弾等対策協議会において開発する「沖縄不発弾等事前調査データベースシステム」を活用し、不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先に、緊急性、各地域のバランス、人口密度、公共施設等への隣接等を考慮し、民間工事を含めた今後の開発地域の調査結果を加味した上で広域探査・発掘事業の実施候補地区を選定し、地主等との合意が得られた地区を広域探査・発掘事業の実施地区とする取り組み等を進めていく。

消費生活の安定については、消費者の商品トラブルの未然防止や被害拡大防止、消費選択の能力向上等を図るため、消費者の意識啓発に取り組む必要がある。また、専門的な知識を有する相談員の育成に取り組むとともに、各市町村において相談窓口の設置促進に努めるなど、相談体制の強化に取り組む必要がある。